高石市地域防災計画 (令和7年4月)

資料編

目 次

1.	防災会議及び	び災害対策本部、防災関係機関等に関する資料	. 1
	資料 1-1	高石市防災会議条例	. 1
	資料 1-2	高石市防災会議委員名簿	. 3
	資料 1-3	高石市防災会議運営要綱	. 4
	資料 1-4	高石市災害対策本部条例	. 5
	資料 1-5	高石市災害対策本部事務分掌(令和6年度の組織に基づく)	
	資料 1-6	動員体制別職員動員計画表	
	資料 1-7	防災関係機関一覧表	
	R/III.	NAME AS	10
2.	災害履歴や地	也震被害想定、防災マップ等に関する資料	12
	資料 2-1	大阪に被害をもたらした過去の主な地震	
	資料 2-2	兵庫県南部地震による高石市の被害状況	
	資料 2-3	地震被害想定	
	資料 2-4	地震度予測図・液状化予測図	
	資料 2-5	大阪府に被害をもたらした過去の風水害	
	資料 2-6	防災マップ	
	貝付 2 0	例及 * ラブ	55
3.	防災拠点及7	び主要施設設備等に関する資料	36
٠.	資料 3-1	所の防災拠点等一覧表	
	資料 3-2	市の防災拠点等一覧表	
	資料 3-3	市施設一覧表	
	資料 3-4	公的空地一覧表	
	資料 3-4資料 3-5	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	
	質科 3-5 資料 3-6	市域に関する緊急交通路及び主要道路一覧表 市域に関する緊急交通路及び主要道路一覧表	
		和域に関する系志交通路及び主要道路一見表	
	資料 3-7	Fi	
	資料 3-8	高石市保有車両等一覧表	
	資料 3-9	災害時用臨時へリポート	
	資料 3-10	備蓄配備一覧表	55
1	押 去%医已7	及び消防水利、危険物、水門等に関する資料	57
4.	新川相別 向 / 資料 4-1	* い何めか何、厄峽物、か門等に関する真材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		堺市消防局職員の配置表	
	資料 4-2		
	資料 4-3	消防庁舎現況	
		各種車両配置表	
	資料 4-5	消防通信指令総合システム	
	資料 4-6	消防水利状况	
	資料 4-7	危険物施設一覧表	
	資料 4-8	水門・樋門・鉄扉・ポンプ場・排水機場位置	73
_	医磨胆灰粉目	眼の再乳食光利田佐乳炊い眼子フ次似	7.4
ъ.		関や要配慮者利用施設等に関する資料	
	資料 5-1	医療機関一覧表	
		医療救護班編成表	
	資料 5-3	浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	79
C	7十 (((/二 ェレ /m: ý	自 & 《《中》: 眼 十 7 广 和 然 12 眼 十 7 次 例	0.4
Ь.		泉や災害に関する広報等に関する資料	
	資料 6-1	高石市防災行政無線(固定系)	
	資料 6-2	高石市防災行政無線(移動系)	
		大阪府防災行政無線	
	資料 6-4	堺泉北地域防災相互無線(高石市所管分)	
	資料 6-5	大阪府防災情報システム	
	資料 6-6	広報の文例	89

7.		る協定等に関する資料	
	資料 7-1	災害協定一覧	95
	資料 7-2	高石市環境保全協定	101
	資料 7-3	災害時における医師の救急医療に関する協定書	109
8.	災害救助法の	の概要及び各種様式等に関する資料	110
	資料 8-1	災害救助法の救助の内容	110
	資料 8-2	激甚災害指定基準	115
	資料 8-3	局地激甚災害指定基準	117
	資料 8-4	被害状況等報告	118
	資料 8-5	災害復旧に伴う国の財政援助等	131
	資料 8-6	自衛隊派遣要請書様式等	132
	資料 8-7	緊急通行車両確認申出書等	133
	資料 8-8	罹災証明書(統一様式)	137

1. 防災会議及び災害対策本部、防災関係機関等に関する資料

資料 1-1 高石市防災会議条例

○高石市防災会議条例

昭和38年6月19日 条例第15号 改正 平成12年3月16日条例第9号 平成18年3月28日条例第1号 平成24年9月19日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法律」という。)第16条第6項の規定に基づき、高石市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 12 条 9 · 一改)

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 高石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務 (平24条22・一改)

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内をもつて組織する。
- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 本市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長
 - (3) 大阪府の知事の部内の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 本市の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 委員(前項第6号及び第7号の委員を除く。)の任期は、2年とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(平12条9・平18条1・平24条22・一改)

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 12 条 9 · 一改)

(部会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がそ の職務を代理する。

(平 12 条 9·一改)

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、 会長が防災会議にはかつて定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 高石町水害対策委員会設置条例(昭和33年高石町条例第5号)は、この条例施行の日から廃止 する。

附 則(平成12年3月16日条例第9号)抄(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。附 則(平成18年3月28日条例第1号)抄(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 22 号) この条例は、公布の日から施行する。

防 第 対 2 策 編

資料 1-2 高石市防災会議委員名簿

高石市防災会議委員名簿

令和6年7月現在

条例区分号	条例区分名称	機関名	職
会長	市長	高石市	高石市長
1 号委員	指定地方行政機関	近畿農政局大阪府拠点	地方参事官
1 号委員	指定地方行政機関	堺海上保安署	署長
1 号委員	指定地方行政機関	近畿地方整備局 大阪国道事務所 南大阪維持出張所	出張所長
2号委員	陸上自衛隊	陸上自衛隊第 37 普通科連隊	第2中隊長
3号委員	大阪府職員	大阪府鳳土木事務所	参事(防災担当)兼 地域支援・企画課 長
3号委員	大阪府職員	大阪港湾局泉州港湾・海岸部	事業企画・防災課 長
3 号委員	大阪府職員	大阪府和泉保健所	所長
4 号委員	大阪府警察の職員	大阪府高石警察署	署長
5 号委員	高石市職員	高石市	副市長
5 号委員	高石市職員	高石市	危機管理監
5 号委員	高石市職員	高石市	総合政策部長
5 号委員	高石市職員	高石市	総務部長
5 号委員	高石市職員	高石市	保健福祉部長
5 号委員	高石市職員	高石市	土木部長
5 号委員	高石市職員	高石市	教育部長
5 号委員	高石市職員	高石市	議会事務局長
5号委員	高石市職員	高石市	教育部こども未来 室長
6 号委員	教育長	高石市教育委員会	教育長
7 号委員	消防長	堺市消防局	消防局長
7号委員	消防団長	高石市消防団	団長
	指定公共機関又は指定地方公共	西日本旅客鉄道株式会社	
8 号委員	機関の職員	近畿総括本部 鳳駅	駅長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	西日本電信電話株式会社 関西支店	設備部長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	日本郵便株式会社 浜寺郵便局	浜寺郵便局長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	阪神高速道路株式会社 管理本部	大阪管理部長
8 号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	導管計画チームマ ネジャー
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 南大阪配電営業所	所長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	光明池土地改良区	理事長
8 号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	南海電気鉄道株式会社	泉大津駅 駅長
9 号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	高石市自主防災組織連絡協議会	会長
9 号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	京都大学防災研究所	教授
10 号委員	その他、市長が必要と認める者	高石防災協会	会長
10 号委員	その他、市長が必要と認める者	社会福祉法人高石市社会福祉協議会	会長
10 号委員	その他、市長が必要と認める者	一般社団法人高石市医師会	理事
10 号委員	その他、市長が必要と認める者	高石薬剤師会	会長

資料 1-3 高石市防災会議運営要綱

高石市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市防災会議条例(昭和38年高石町条例第15号)第6条の規定に基づき、 高石市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。

(専決処分)

- 第3条 会長は、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を開くことができないときは、会議が処理すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項を専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、高石市総合政策部危機管理課が行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附則

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

資料 1-4 高石市災害対策本部条例

○高石市災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 14 日 条例第 20 号 改正 平成 8 年 3 月 21 日条例第 1 号 平成 24 年 9 月 19 日条例第 22 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高石市の災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平8条1・平24条22・一改)

(職務権限)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-5 高石市災害対策本部事務分掌(令和6年度の組織に基づく)

組織名	事務分掌
災害対策本部	1. 情報の収集分析、伝達に関すること 2. 職員の配備体制に関すること 3. 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること 4. 市民の避難誘導の決定に関すること 5. 地区防災拠点の開設に関すること 6. 避難所の開設に関すること 7. 府が現地災害対策本部を設置した場合、その連絡に関すること 8. 災害救助法の適用申請に関すること 9. その他災害に関する重要事項に関すること

部名「部長」	班 名【班長】	担当課	事務分掌
	各班共通		1. 各班の災害応急対策マニュアル (職員の配置を 含む)の作成に関すること 2. 各班の事務に関する情報収集、調査及び災害対 策本部 (以下「本部」という。)への報告に関す
			ること 3. 各班の災害時受援活動等の受入れに関すること
			4. 各所管に係る施設等の被害調査と応急措置に 関すること 5. 特命の事項に関すること
総合政策部「危機管理監」	本部班【危機管理課長】	危機管理課	1. 本部会議の事務に関すること 2. 職員の非常招集に関すること 3. 気象情報の受報収集及び伝達、その他の通信情報に関すること 4. 防災関係機関との連絡調整及び各種報告に関すること 5. 災害の記録に関すること
総合政策部	企画班	企画課	6. 災害応急対策状況及び被害状況のとりまとめに関すること 7. 防災行政無線移動系の運用に関すること 8. 各班との連絡調整に関すること 1. 災害復旧計画の企画に関すること
「総合政策部長」	(企画班 【企画課長】 広報班	地域創生課	1. 次音復旧計画の企画に関すること 2. 災害時における通信の確保に関すること 1. 市民に対する災害広報・広聴に関すること
	【地域創生課 長·秘書課長】	• 秘書課	2. 報道機関との連絡に関すること 3. 災害状況の記録、写真等に関すること 4. 避難勧告・指示等の伝達等緊急広報に関すること
			5. 市民からの相談に関すること 6. 自治会等への協力要請に関すること
	人事班 【人事課長】	人事課	1. 職員の参集状況の把握に関すること 2. 職員の給食、給水に関すること 3. 職員の服務等に関すること
	経済班 【産業共創課長】	産業共創課	1. 農業、水産業関係の被害調査に関すること 2. 農業、水産業関係の災害復旧に関する指導援助 に関すること
			3. 商工業関係の被害調査に関すること 4. 商工業者の災害復旧に関する指導援助に関す ること
			5. ため池の被害状況等の調査、報告に関すること 6. 光明池土地改良区との連絡調整に関すること 7. 港湾施設の被害調査に関すること

部名「部長」	班 名【班長】	担当課	事務分掌
総務部	総務班	総務課	1. 公用車の集中管理に関すること
「総務部長」	【総務課長】		2. 災害時における庁内の電話回線に関すること
			3. 災害状況の集計等に関すること 4. 災害用コールセンターに関すること
	市民班	市民課	1. 避難所の開設に関すること
	【市民課長】	人権・生活	2. 避難所における物資の整備に関すること
		相談課	3. 避難所駐在員に対する連絡に関すること
			4. 避難状況の報告に関すること 5. 収容保護及び避難所の管理に関すること
			6. 災害時の遺体の処理及び火葬に関すること
	財政班	財政課	1. 災害に関する予算措置に関すること
	【財政課長】		2. 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関す
			ること 3. 物品購入等契約に関すること
			4. 災害対策諸物資の調達管理及び配備に関する
			25
	施設管理班 【施設管理課	施設管理課	1. 市有建物の被害調査に関すること
	【 施 設 官 埋 課 長】		2. 応急仮設住宅の建設に関すること
	調査班	税務課	 1. 人及び住家等の被害調査の実施計画の作成及び
	【税務課長】		実施調査に関すること
			2. 市税減免の救済措置と被害程度の決定に関する
			こと 3. り災証明の発行に関すること
	高齢・障がい福	高齢・障が	1. 独居高齢者、障害者の救護対策に関すること
「保健福祉部長」	社・介護保険班	向か・厚か い福祉課	1. 烟店筒町有、障害有の秋護対衆に関すること 2. ふれあいゾーン複合センター・老人福祉センタ
「水灰田田町以」	【高齢・障がい	介護保険課	一・老人保健施設との連絡、応急措置及び施設
	福祉課長・介護	71 10 10 10 10	利用者の避難その他安全確保に関すること
	保険課長】		3. ふれあいゾーン複合センター・老人福祉センタ
			一・老人保健施設の開閉館に関すること
			4. 障害福祉サービス事業所・障がい児通所施設・
	社会福祉班	社会福祉課	介護事業所の被害状況に関すること 1. 避難者に対する応急食糧に関すること
	【社会福祉課	江云油址床	2. 災害応急物資、救援物資等の調達供給に関する
	長】		
			3. 義援金品、災害見舞金、災害弔慰金、災害援護
			資金、被災者生活再建支援金その他救援資金に
			関すること 4. 一般見舞金の受付に関すること
			4. 一級兄舜金の支付に関すること 5. 炊き出しに関すること
			6. 社会福祉団体との調整に関すること
			7. 災害時のボランティアに関すること
	健康増進班	健幸増進課	1. 医療資機材及び薬剤の調達及び確保に関する
	【健幸増進課		こと 10 内容内での化学 医師人 医療機関 旧傳託祭
	長】		2. 収容病院の指定、医師会、医療機関、保健所等 への連絡に関すること
			3. 応急医療に関すること
			4. 感染症の予防に関すること
土木部	都市計画・事業・	都市計画	 1. 駅周辺整備地域の被害調査及び応急措置に関
「土木部長」	駅周辺整備班	課・事業課・	1. 歌月及笠圃地域の仮音調査及び心志相直に関すること
	【都市計画課	駅周辺整備	2. 市街地再開発事業区域の巡回及び被害調査並
	長】	課	びに応急復旧に関すること
			3. 関係機関との連絡調整に関すること
			4. 他班の応援に関すること 5. 応急危険度判定に関すること
			5. 心忌凡陝及刊足に関すること 6. 住宅相談に関すること
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

部名「部長」	班 名【班長】	担当課	事務分掌
	土木管理班	土木管理課	1. 浸水の応急対策に関すること
	【土木管理課長】		2. 土木関係資機材の調達に関すること
			3. 水防活動に関すること 4. 土木施設、水路、河川等の応急修理及び復旧に
			4. 工水地放、水路、州川寺の心志修垤及の復旧に 関すること
			5. 障害物の除去に関すること
			6. 道路、河川、水路等の被害調査に関すること
			7. 公園及び公園施設の被害調査並びに応急対策
			に関すること
	上下水道班	上下水道課	1. 水道施設の巡回点検及び応急復旧に関するこ
	【上下水道課長】		と 2. 災害時における配水場施設の緊急措置及び事
			故対策に関すること
			3. 災害時における水質管理に関すること
			4. 水道関係資機材の調査調達に関すること
			5. 各受水団体への被害状況連絡に関すること 6. 給水等の広報に関すること
			7. 応急給水に関すること
			8. 給水管の応急復旧及び市給水工事公認業者へ
			の応急復旧応援招集に関すること
			9. 水道施設及び給水設備の被害調査に関すること
			10. 下水道施設等の応急修理及び復旧に関するこ
			E
			11. 障害物の除去に関すること
	環境政策班	環境政策課	1. 廃棄物・し尿及び死獣等の処理収集運搬に関す
	【環境政策課		ること
	長】		2. 防疫に関すること
₩ 本 如	##** ##* ##* ##* ##* ##* ##* ##	教育総務課	3. 環境衛生及び環境保全に関すること
教育部 「教育部長」	教育総務班 【教育総務課長】	教育総務課 学校教育課	1. 文教施設等の被害調査、報告に関すること 2. 炊き出しに関すること
4X(1) HP2C]	F-374 3 /100-323 101-27-2	社会教育課	3. 学校、幼稚園との連絡に関すること
			4. 児童等の避難及び安全確保に関すること
			5. 学校、幼稚園の開校園及び閉校園に関すること 6. り災小中学生に関する学用品の調達及び支給
			6. り火小中子生に関する子用品の調達及び文和 に関すること
			7. 総合体育館の指定管理者との連絡・調整に関す
			ること
	子育て支援班 【子育て支援課	子育て支援 課	1. 保育所・児童発達支援センター・あおぞら児童会の避難及び応急措置等の安全確保に関する
	【丁月 C 又拨踩 長】	味 こども家庭	云の避無及の心心指直寺の女主帷休に関する こと
		課	2. 保育所・児童発達支援センター・あおぞら児童
			会の被害状況の把握及び開閉園に関すること
			3. 炊き出しに関すること
	議会班	議会事務局	4. 次音時の児童価値に関すること
「議会事務局長」	【議会事務局総	総務課	2. 市議会議員等への連絡に関すること
	務課長】		
	選監班 【選挙管理・監	選挙管理・ 監査・公平・	1. 各部への応援協力に関すること 2. 所管事務に係る委員等への連絡に関すること
	査・公平・農業委	監査・公平・ 農業委員会	4.川目事物に怀る安貝寺への建裕に関りること
	員会事務局長】	事務局	
	会計班	会計課	1. 各部への応援協力に関すること
	【会計課長】		

動員体制別職員動員計画表

			,	****	P 1 +0	災害対策 本 部		
	部 局			令部	警戒本部		本 部	備考
			事前	警戒	:配備	非常	配備	
			配備	第1号	第2号	第1号	第2号	
	危機管理課		7					
総	企画課			1	1	1	3	
総合政策部	秘書課		1	1	1	1	1	
策	人事課		1		1		2	
部	まち未来	産業共創課		1	1	1	2	
	戦略室	地域創生課		1	1	1	3	
	総務課		1	1	1	1	3	
総	市民課		1	1		1	2	
務	税務課				1	5	6	
部	人権・生活	5相談課			1	1	2	
	施設管理認	₹		1	1	2	3	
保	高齢・障が			1	1	1	4	
保健福祉部	社会福祉部			1	2	3	3	
祉	健幸増進設			1	1	2	8	
部	介護保険認			2		4		
	都市計画部			1	1	1	4	-
土	土木管理認		1	2	2	5	6	-
	環境政策認			1	1	1	4	-
木	上下水道認		1	3	3	4	2	-
部		· 水場班)		0	1	1	0	
	事業推進 室	事業課 駅周辺整備課		2 2	2	3 2	3	-
	会計課	駅 向 辺 登 佣 床		2	1		9	
	議会事務局	<u> </u>		1	1	1	2	
		』		1	1	1	1	
	教育総務認			1	1	1	1	
				1	1	1	4	
	学	取石小学校 東羽衣小学校		+			5	
		幼稚園					6	
教	学校教育認			1	1	2	6	-
72		(教育研究センター)			-		1	
育	l l	社会教育課		1		1	_	
	(公民館)						1	
部	ے ت ن	も家庭課		1	1	2	5	
	ど子育も	て支援課		1		1	3	
	も 未 来	児童発達支援センタ 一			1	10	11	
	室	綾園保育所			1	11	10	
	合	計	13	31	33	73	121	

編

資

資料 1-7 防災関係機関一覧表

	1 / 例外因外服因 免取	通信窓口						
	機関名	担 当	所 在 地					
	大阪管区気象台	予 報 課	大阪市中央区大手前4-1-76					
	近畿地方整備局 大阪国道事務所 南大阪維持出張所		泉大津市我孫子町99-6					
玉	近畿地方整備局 大阪国道事務所		大阪市城東区今福西2-12-35					
	堺海上保安署	防 災 係	堺市西区石津西町20					
関	近畿農政局大阪府拠点		大阪市中央区大手前1-5-44					
係	日本郵便株式会社	浜寺郵便局総務	高石市羽衣2-3-20					
尔	泉大津労働基準監督署		泉大津市旭町22-45					
	陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1					
	陸上自衛隊第37普通科連隊	第三科	和泉市伯太町官有地					
	大阪府	危機管理室	大阪市中央区大手前2-1-22					
ry'r	鳳土木事務所	地域支援・企画課	堺市西区鳳東町4-390-1					
府	大阪港湾局泉州港湾・海岸部	事業企画・防災課	泉大津市なぎさ町6-1					
関	和泉保健所		和泉市府中町6-12-3					
	高石警察署	警 備 課	高石市羽衣4-2-23					
係	大阪府南部流域下水道事務所		貝塚市港25番地					
	大阪泉州農と緑の総合事務所		岸和田市野田町3-13-2					
隣	堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町3-1					
接	泉大津市	危機管理課	泉大津市東雲町9-12					
市	和泉市	危機管理課	和泉市府中町2-7-5					
	堺市消防局	警 防 課	堺市堺区大浜南町3-2-5					
	堺市高石消防署	警 防 課	高石市西取石1-27-23					
	堺市堺消防署	警 防 課	堺市堺区出島浜通1番1号					
堺	堺市西消防署	警 防 課	堺市西区鶴田町29-18					
市	臨海分署	警 防 課	西区浜寺諏訪森町西3-303-3					
消	堺市北消防署	警 防 課	堺市北区新金岡町4-1-2					
防日	堺市南消防署	警 防 課	堺市南区原山台1-14-1					
局	堺市中消防署	警 防 課	堺市中区深井沢町6-6					
	堺市東消防署	警 防 課	堺市東区日置荘原寺町138-5					
	堺市美原消防署	警 防 課	堺市美原区美原町黒山6-1					
	堺市大阪狭山消防署	警 防 課	大阪狭山市狭山1-2384-1					
	西日本旅客鉄道株式会社鳳駅		堺市西区鳳東町1-125					
	南海電気鉄道株式会社泉大津駅		泉大津市旭町19-1					
指	西日本電信電話株式会社関西支店	設 備 部	大阪市都島区東野田町 4-15-82					
定地	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 南大阪配電営業所	設 備 運 用 係	堺市堺区熊野町東2-2-20					
方	大阪ガスネットワーク株式会社	南部事業部	堺市堺区住吉橋町2-2-19					
公共	阪神高速道路株式会社管理本部	大 阪 管 理 部	大阪市港区石田3-1-25					
機	日本赤十字社大阪府支部	救 護 課	大阪市中央区大手前2-1-7					
関	高石市医師会		高石市羽衣4-4-26					
等	高石薬剤師会		高石市羽衣4-4-26					
	光明池土地改良区	総務管理課	和泉市王子町1020-1					
	日本通運株式会社大阪支店	総 務 課	大阪市北区中津5-4-10					

		機関名		通信窓口					
				担 当			所 在 地		
泉北環境		第1事業所(し尿)						泉大津市汐見町98	
そ	整備施設組合	泉北クリーンセンター						和泉市舞町87	
\mathcal{O}	大阪広域水道企業団 高石水道センター							高石市加茂4-1-1	
他	日本放送協会大阪放送局				道		部	大阪市中央区大手前4-1-20	
他行政機関	いずみの農業協同組合							岸和田市別所町3-13-20	
機関	高石市漁業協同組合							高石市高師浜2-12-25	
	高石商工会議所							高石市綾園2-6-10	
	一般社団法人大阪府トラック協会		輸	送	安	全	部	大阪市城東区鴨野西2-11-2	

2. 災害履歴や地震被害想定、防災マップ等に関する資料 資料 2-1 大阪に被害をもたらした過去の主な地震

表 大阪に被害をもたらした過去の主な地震

	発生年月日 震央			規模 M	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ		
	西暦	和暦	緯度°N	経度°E	地名				
1	887. 8. 26※	仁和 3.7.30	33. 0	135. 0	南海道沖	8~8.5	五畿七道 (仁和地震)	津波による死者多数	海溝型
2	1361. 8. 3※	正平 16. 6. 24	33. 0	135. 0	南海道沖	8 1/4~ 8.5	畿内・土佐・阿 波 (正平地震)	四天王寺倒壊、圧死者 5 人、 津波による被害あり	海溝型
3	1510. 9. 21※	永正 7.8.8	34. 6	135. 6	摂津・河内	6.5~7.0	摂津·河内 (永正地震)	河内藤井寺、その他 2 社倒 壊、人家の被害多数	直下型
4	1579. 2. 25💥	天正 7.1.20	34. 7	135. 5	摂津	6.0 $\pm 1/4$	摂津	四天王寺の鳥居崩壊	直下型
5	1596. 9. 5	文禄 5. 7. 13	34. 7	135.6	京都及び畿 内	7 1/2± 1/4	京都及び畿内 (慶長伏見地震)	堺で死者 600 余名、人家被 害多数	直下型
6	1662. 6. 16	寛文 2.5.1	35. 2	136.0	琵琶湖西岸	7 1/4~ 7.6		大坂城、高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者	直下型
7	1707. 10. 28	宝永 4.10.4	33. 2	135. 9	東南海道沖	8.6		大阪で死者約750人、他に 津波により死者多数、船舶 被害1,300、落橋50	海溝型
8	1854. 12. 23	嘉永 7.11.4	34. 0	137.8	東海·東山· 南海道	8. 4	東海·東山·南 海道 (安政東海地震)	大阪で倒壊 200 軒	海溝型
9	1854. 12. 24	嘉永 7.11.5	33. 0	135. 0	畿内·東海· 東山·南海	8. 4		津波による死者多数、船舶 被害 1,800、落橋 10	海溝型
10	1891. 10. 28	明治 24	35. 6	136. 6	岐阜県西部	8.0	愛知県·岐阜県 (濃尾地震)	死者 24 人、負傷者 94 人、 家屋全壊 1,011 棟	直下型
11	1899. 3. 7	明治 32	34. 1	136. 1	紀伊半島 南東部	7.0	奈良県·三重県·和歌山県 (紀伊大和地震)	大阪砲兵工廠、小学校等 損傷	直下型
12	1927. 3. 7	昭和 2	35. 5	135. 2	京都府北西部	7.3	京都府·兵庫県 北部(北丹後地 震)	死者 21 人、負傷者 126 人、 全壊 127 棟	直下型
13	1936. 2. 21	昭和 11	34. 6	135. 7	奈良県北部	6. 4	奈良・大阪の府 県境(河内大和 地震)	死者8人、負傷者52人、住家全壊4棟	直下型
14	1944. 12. 7	昭和 19	33. 8	136. 6	東海道沖	7.9		死者 14 人、負傷者 135 人、 住家全壊 199 棟	海溝型
15	1946. 12. 21	昭和 21	33. 0	135. 6	紀伊半島沖	8.0		住家全壊 234 棟	海溝型
16	1952. 7. 18	昭和 27	34. 5	135. 8	奈良県中部	6.7	近畿 (吉野地震)	死者 2 人、負傷者 75 人、住家全壊 9 棟	直下型
17	1995. 1. 17	平成 7	34. 6	135. 0	淡路島	7.3		死者 31 人、負傷者 3,589 人、全壊 895 棟、半壊 7,232 棟	直下型

	発生年月日		震央		規模 M	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ	
	西暦	和曆	緯度°N	経度°E	地名				
18	2013. 4. 13	平成 25	34. 4	134.8	淡路島付近	6.3	大阪市	負傷者 5 人	直下型
19	2018. 6. 18	平成 30	34. 8	135. 6	大阪府北部	6. 1		死者 6 人、負傷者 384 人、 住家全壊 20 棟、住家半壊 471 棟	
20	2024. 1. 1	令和 6			石川県能登 地方	7.6	半島地震)	負傷者 5 人 (令和 6 年 7 月 1 日 14 時 00 分、総務省消防庁調べ)	

^{※1582}年以前はグレゴリオ暦

(資料) 「大阪の気象百年」 (大阪管区気象台)

「府県別地震、津波災害年表」(大阪管区気象台)

「理科年表」 (丸善)

「大阪に被害を及ぼした主な地震」 (地震調査研究推進本部)

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(第145報)」(消防庁)2012年3月13日時点 他、内閣府、大阪府の資料による

資料 2-2 兵庫県南部地震による高石市の被害状況

◎人的被害

(平成8年8月31日現在)

区分	死亡者	行方不明	重傷者	軽傷者	計
人数	0人	0人	3人	24人	27人

◎建物被害

兵庫県南部地震における高石市の町丁目別被害状況、但し数値は全て一部損壊である。(非住家を含む) (平成8年3月31日現在)

町 丁 目	数	m	
	奴	町 丁 目	件数
千代田 1丁目	9 4	加茂 1丁目	196
2丁目	2 0	2丁目	6 2
3丁目	8 3	3丁目	2 9
4丁目	2 3	4丁目	3 0
5丁目	4 9	小計	3 1 7
6丁目	5 3	綾園 1丁目	2 9
小計	3 2 2	2丁目	5 3
高師浜 1丁目	8 8	3丁目	1 0 0
2丁目	2 6	4丁目	1 3
3丁目	9 7	5丁目	1 0
4丁目	1 6	6丁目	1 3 6
小計	2 2 7	7丁目	1 1
羽衣 1丁目	4 4	小計	3 5 2
2丁目	2	西取石 1丁目	7
3丁目	1 4	3丁目	9
4丁目	1 3	5丁目	0
5丁目	8 7	6丁目	0
小計	160	7丁目	2
東羽衣 1丁目	1 4 7	8丁目	3
2丁目	2 0 5	小計	2 1
3丁目	1 9 1	取石 1丁目	3
4丁目	3 7	2丁目	9
5丁目	2 1 4	3丁目	7
6丁目	4 3	4丁目	5
7丁目	1 2 1	5丁目	0
小計	958	6丁目	1
高砂 1丁目	5	7丁目	0
2丁目	1 5	小計	2 5
3丁目	3 9	羽衣公園丁	_
小計	5 9	高師浜丁	_
南高砂	_	合計	2, 441

高砂1~3丁目の被害状況は本市の立ち入り調査に基づくものです。

第 1 編

総

		Т
区 分	内容等	量
田畑		0 h a
文教施設	公立12(小学校:7、中学校:2、幼稚園:3)、私立1	13箇所
病院		3箇所
道路	通行不能(但し、2路線4箇所に一部損壊あり、又有料道路 に於いて安全確認の通行禁止措置あり)	0箇所
橋梁		0 橋
河川		0箇所
港湾施設損壊	(高石漁港:1箇所、企業専用バース:4箇所に軽易な被害あり)	0箇所
砂防施設損壊		0箇所
水道施設損壊	配水本管 6 箇所、配水池水位計 1 箇所	7箇所
清掃施設損壊		0 箇所
崖くずれ		0箇所
鉄道不通	不通 (JR、南海共に安全確認のため運行停止あり)	0箇所
船舶被害		0 隻
電話	通話不能 (一斉通信で一時通話不能状態が発生した)	0回線
電気	停電(約1分間の停電300戸あり)	0 戸
水道	断水(家庭への引き込み管漏水371件)	0 戸
ガス	供給停止(自動停止装置によるもの128件)	0箇所
ブロック塀	倒壞(一部損壞49箇所)	4箇所
その他	JR跡地、高砂公園、高砂野球場	3箇所

※臨海企業立ち入り調査は別掲

◎避難所開設状況(指定避難所:市内20ヶ所)

開設した避難所名	開設日	受け入れ状況	人数			
瑞松苑	1/17	発生直後6時過ぎに緊急避難のため受け入れ	6人			
加茂公民館 (現中央公民館)	1/17·18	余震に対する避難(17日9人、18日1人)	10 人			
旧保健センター※1	1/17•18	発生直後6時過ぎに緊急避難受け入れ。余震 に対する避難	8人			
計			延 24 人			

※1:指定避難所で無いが府営住宅高層階住民の緊急避難として受け入れた

2:他の避難所については実績なし

◎消防活動状況

2 1141/4 1141/24 / 1/1/2						
区分	内容	件数				
消防活動	火災事案なし	0 件				
救急活動	救急車出動 (病院へ搬入、軽症)	2 件				

◎臨海企業立入調査結果

(平成7年2月1・2・3・6日実施、92社調査)

・主な臨海企業の被害の状況

事業所名	調査結果
三井化学(株) 大阪石油化学(株)	液状化らしき現象、装置の破損 (工水配管損傷)、施設の停止 (手動による一部 停止)、道路の亀裂
新日本石油精製(株)	液状化現象もしくは液状化らしき現象、防液堤の目地ずれ、危険物配管の損傷等(配管のフランジ部が緩み、C重油が若干量漏洩したもの。回収済み)、硫黄タンク・硫酸タンクの傾き、施設の停止(手動による全部停止)、防消火設備の異常(消火配管破損)、道路の亀裂
大日本インキ化学工業(株)	液状化らしき現象、施設の停止 (手動による全部停止)、道路の亀裂
大阪ガス泉北第2工場(株)	液状化らしき現象、道路の亀裂

※大阪石油化学(株)は、三井化学(株)大阪工場の合同事業所とされています。

・主な臨海企業を除く各事業所の被害状況

11.47.44.14.11 11.47.44.14.11	被害事業所数		
被害状況	高砂1・2丁目	高砂3丁目	
工場等敷地、建屋内の地盤沈下、亀裂、ひび割れ、液状化等	1 0	2 8	
機械の傾斜、レールの曲がり等	5	1 3	
設備(クーリングタワー、消火栓等)の破損	3	6	
製品の荷崩れ等による破損	5	4	
建屋の一部傾斜、破損	1	9	
浄化槽の破損	3	1	
水道管の破損	3	2 0	

※被害事業所数は被害状況別に算出しているので重複しています。

企業専用バースの被害状況

専用バースを所有している企業は13社で、内4社のバースにひび割れがありました。

防対策編 ※

1 編

総則

% 災害 予

害応急対策 第3編 地震災

災害応急対策 第4編 風水害

1. 調査目的

平成7年兵庫県南部地震以降,わが国の地震活動は平穏期から活動期へと移行したことが指摘されている。特に,今世紀前半には,歴史上およそ100~150年間隔で繰り返し発生してきた"東南海・南海地震"が襲来する可能性が極めて高く,活断層による直下型地震とともに,その対策が急務となっている。

戦後,我が国は飛躍的な発展を遂げてきたが,現代の都市社会は,東南海・南海地震等の大規模な海溝型地震に初めて直面することとなり,大阪府域のみならず,広域にわたり甚大な被害をもたらす危険性を孕んでいる。また,この巨大地震の前後には,内陸活断層による地震も活発化することが過去の歴史より指摘されている。大阪府域ならびにその周辺には活断層が多く存在しており,特に府域の中央を南北に走る上町断層帯は,大都市直下に存在する活断層であるという特徴を有している。

このような地震が大阪府域に襲来した場合には、府民の生命、財産と生活に甚大な被害をもたらすばかりでなく、関西経済の中枢である大阪の都市機能が停滞・停止することにより、関西圏はもとよりわが国の経済活動とその将来に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。したがって、大規模地震災害のリスクを予防し軽減するために、災害の規模に応じてバランス良く、効率的で効果のある対策を導き、実施していくことが求められる。

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査(大阪府地震被害想定調査報告書,平成9年3月)は, 内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し,地域防災計画を見直すために,当時最新の情報, 技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約10年間において は,以下のような調査等を実施し,地震現象を評価するための基礎情報の充実を図ってきた。

- ・上町断層帯に関する調査(平成8-10年度)
- ・大阪平野の地下構造調査(平成14-16年度)
- ・東南海・南海地震津波対策検討(平成15-16年度)

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象(地震ハザード)を 想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規 模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済 的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたっ て必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

編

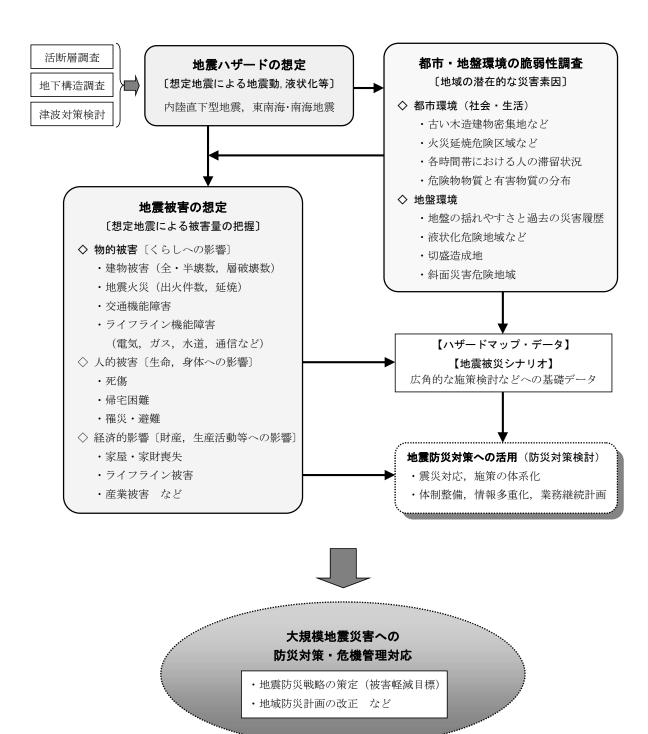


図 1-1 地震被害想定の全体フロー

2. 調査概要

2.1 調査方針

調査は、次の点に留意して実施した。

- ◇ より現実的に、多様に、きめ細やかな地震現象・災害事象の想定
- ◇ 府と市町村, 各部局で共有する地震防災基礎情報の構築
- ◇ 地震災害リスクの抽出・評価による対策の促進と効果の把握

2.2 前提条件

(1) 想定地震

図 2-1 に、大阪府域および近畿圏域の活断層の分布を示す。これらの断層から、大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の 5 断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震
- ②生駒断層帯地震
- ③有馬高槻断層帯地震
- ④中央構造線断層帯地震

海溝型地震

⑤東南海・南海地震 …南海トラフ

(2) 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、季節・時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

- a) 早朝 (AM5:00頃) … 人の活動がほとんどない時間帯
- b) 昼間 (PM2:00頃) … 日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- c) 夕刻 (PM6:00頃) … 通勤・通学の移動人口が多く、火気使用率も高い時間帯

なお, 想定項目の中には, 夏季やピークの季節・時間帯を対象としたものもある。ちなみに, 各要因における人的被害のピーク時間帯は, およそ次のようである。

建物被害 ... 早朝(夜間)

火災延焼 ... 夕刻 (PM6:00頃)

斜面災害 ... 早朝(夜間)

交通災害 ... 朝のラッシュ時 (AM7:30~9:00)

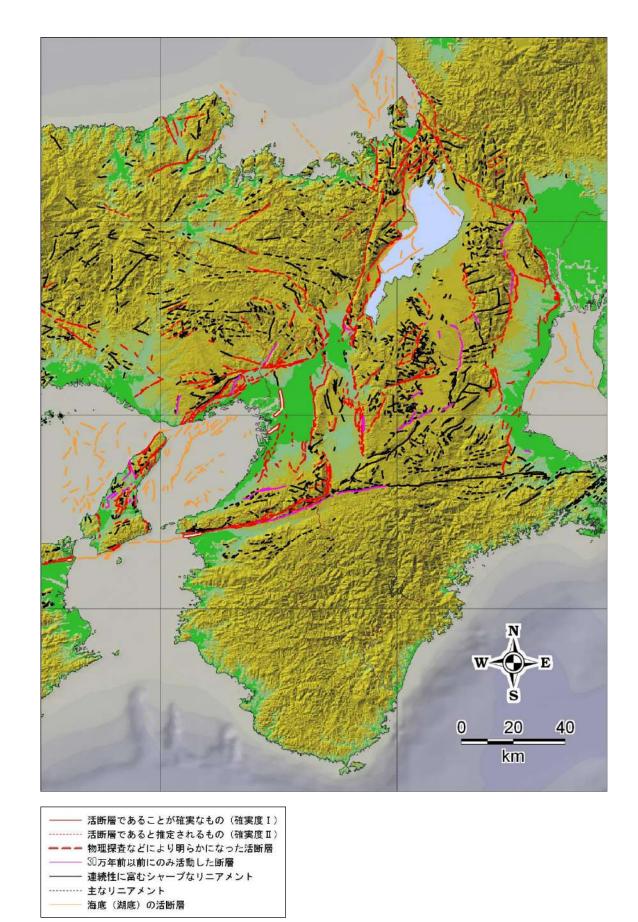


図 2-1 活断層の分布〔『近畿の活断層』(岡田・東郷編, 2000) より作成〕

2.3 調査項目

本調査の調査項目と内容および想定成果を表 2-1 と表 2-2 に示す。また、想定結果の総まとめとして、地震被災シナリオを作成した。

表 2-1 調査項目と想定単位

調	查項目	調査内容	想定単位
地震ハザード (地震現象)	地震動 液状化 津波	計測震度等 液状化危険度等 津波高,到達時間,津波浸水等	500m メッシュ (大阪市域は250m) 沿岸域
物的被害	建物被害 地震火災 危険物 斜面災害	全壊・半壊棟数,層破壊棟数 炎上出火件数,延焼範囲等 可燃性物質等 斜面災害危険箇所等	市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等
機能障害	交通機能 ライフライン機能	緊急交通路機能障害等 影響人口,復旧期間等	府域 市町村単位等
人的被害		死者•負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害,間接被害	府域

表 2-2 被害の想定成果

想定項目	直下型	海溝型	想定成果
① 建物被害	0	0	全壊・半壊棟数、層破壊棟数、建物被害分布図
② 地震火災	0	0	炎上出火件数, 残火災件数, 延焼危険度図 最大延焼範囲と平均焼失棟数等
③ 危険物	_	_	可燃性危険物等の施設数・保管量と分布図
④ 津波災害	_	0	津波高分布,到達時間,浸水危険地区
⑤ 斜面災害	_	_	危険箇所数と影響人口等と分布図
⑥ 交通機能障害	0	0	緊急交通路の機能障害箇所 (橋脚被害箇所数)
⑦ ライフライン機能障害	0	0	電気・ガス・水道・通信(固定・携帯電話)の供給 停止区域,影響人口等,復旧期間
⑧ 人的被害	0	0	各事象の死者・負傷者数と分布図,影響人口等 (建物被害,火災延焼,鉄道・道路災害,津波浸水, 屋内収容物の転倒・落下等)(エレベータ閉じ込め)
⑨ 罹災・避難	0	0	帰宅困難者数,罹災者数,避難者・避難所生活者数
⑩ 経済的影響	0	0	住宅建物被害,交通被害,ライフライン被害,産業被 害による損失額

Ⅱ ハザードの想定

1. 概要

1.1 想定地震

想定地震は、大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の5断層の地震を対象とした。図1-1と図1-2に、大阪府周辺に分布する活断層と東南海・南海地震の震源となる南海トラフの位置を示す。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震 · · 佛念寺山断層, 上町断層北部, 上町断層南部, 桜川撓曲, 住之江撓曲
- ②生駒断層帯地震 …田口断層・交野断層, 生駒断層・誉田断層, 枚方断層
- ③有馬高槻断層帯地震 ・・天王山断層, 有馬-高槻構造線・有野-淡河断層
- ④中央構造線断層帯地震 …友ヶ島水道断層~根来断層, 五条谷断層, 金剛断層帯

海溝型地震

⑤東南海・南海地震 · · 東南海地震東部,東南海地震西部,南海地震東部,南海地震西部 (以上,南海トラフ)

1.2 想定内容

地震ハザード(地震現象)の想定は、地震動(揺れ)と液状化現象の予測、および津波の予測(別途実施)に基づいた。表 1-1 に想定内容を示す。

表 1-1 地震ハザード(地震現象)の想定内容

	教 一 地展パソー	(地展犹外) 切心足鬥音	
項目	内容	主な成果	データ単位
地震動	・想定断層の選択(簡易予測) ・多数のシナリオによる予測 ・府域対象シナリオの詳細予測	・地震動特性値 (計測震度,最大加速度 PGA, 最大速度 PGV など)	500m メッシュ (大阪市域は 250m)
液状化	・地域の液状化危険度の評価・想定地震による液状化発生の予測	・液状化危険度図 ・想定地震による P _L 値	500mメッシュ (大阪市域は 250m)
津波*	・東南海・南海地震の津波予測	・津波到達時間と最大波高 ・浸水予測図 など	

※平成 15~16 年度 東南海・南海地震津波対策検討調査による

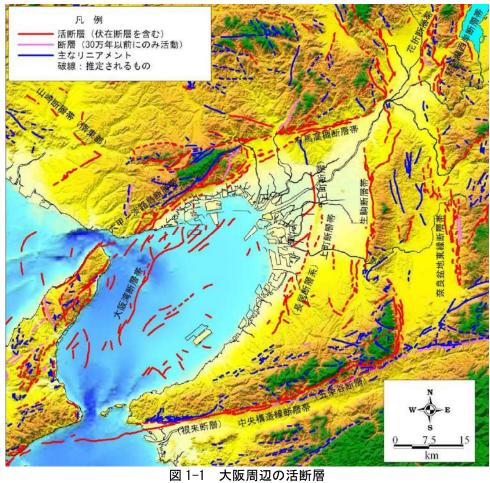


図 1-1 人阪周辺の活断層 (『近畿の活断層』[岡田・東郷編(2000)] などによる)



図 1-2 南海トラフ(東南海・南海地震の震源断層)

2. 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会における調査(平成25年度)

2. 1 検討概要

大阪府防災会議の南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、以下の審議を通じて 「南海トラフ巨大地震」における大阪府下の被害を想定した。

≪南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会での審議経過≫

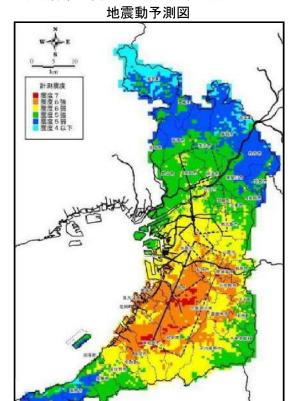
	THE PERSON OF TH						
	開催日	南海トラフ巨大地震の被害想定に係る主な検討事項					
第1回	平成24年11月21日	(1)南海トラフ巨大地震に係る地震と津波の設定					
第2回	平成25年6月6日	(1)南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等① (2)被害想定の検討手法					
第3回	平成25年8月8日	(1) 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等② (2) 府域の被害想定の考え方① (人的被害・建物被害)					
第4回	平成25年10月30日	(1)大阪府域の被害想定①(人的被害・建物被害) (2)府域の被害想定の考え方②(ライフライン等施設被害・経済被害)					
第5回	平成26年1月24日	(1) 大阪府域の被害想定②(ライフライン等施設被害・経済被害) (2) 大阪府地域防災計画(報告書取りまとめ)					

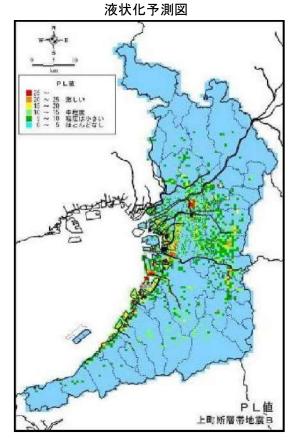
ハザードに伴う被害想定の検討ケース

		ハザードに伴う被害想定の検討ケース	
	項目	被害想定の手法(概要)	検討条件
	1.1 揺れによる被害	・建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度との関係から算出。	
	1.2 液状化による被害	・建築年、木造・非木造(非木造については杭の有無)の区分毎に液状化による 地盤沈下量 と全壊率との関係から算出。	震度分布:2ケース
	1.3 津波による被害	・木造・非木造の区分毎の浸水深との関係から算出。	津波波源:4ケース 施設条件:3ケース
1 建	1.4 急傾斜地崩壊による被害	・危険度ランク別の崩壊確率から算出。	震度分布:2ケース
物被害	1.5 地震火災による被害	① 出火件数に、化学薬品、危険物施設、ガス漏洩による出火を加える。 ② 初期消火率については、阪神淡路大震災における事例により算出。 ③ 自主防災組織による消火率を考慮する。 ④ 消防力による鎮火を考慮(消防力については、覚知時間、消防車の走行速度・到達距離、消防水利・考慮したシミュレーションにより決定。) ⑤ 8m/s に代えて、1%超過風速による延焼を考慮。	季節・時間帯:3ケース 風速別:2ケース
	1.6 津波火災による被害 <定性的>	・東日本大震災の調査結果を踏まえ、津波火災の出火要因や被害の様相を定性的に明示。	_
2 落 下	2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒	(1)ブロック塀等:地表最大加速度における被害率より算出。 (2)自動販売機:震度分布における被害率より算出。	
物等	2.2 屋外落下物の発生	・震度分布における屋外落下物を算出。	震度分布:2ケース
	3.1 建物倒壊による被害	・木造・非木造の区分毎に死傷者数を算出。なお、時間別の建物内滞留率を考慮。	季節・時間帯:3ケース
	3.2 津波による被害	・避難行動(避難の有無、避難完了時刻)から、避難未完了率を算定し、浸水深毎の死者率により算出(海水浴客等観光客を考慮)。 ・津波避難ビルの効果(有無)についても、別途検証。 但し、津波浸水想定で検討した堤防・水門等の被災条件を反映する。	避難行動別: 4ケース (呼びかり、避難開始迅速 化、早期避難率高・低) 避難昼夜別: 2ケース (昼・夜: 火災のシーンと連動)
	3.3 急傾斜地崩壊による被害	・急傾斜地崩壊に伴う全壊棟数から算出。	季節・時間帯:3ケース
3 人 的	3.4 火災による被害	・出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊家屋内の救出困難者、延焼拡大の逃げまどい における死傷者数を算出。なお、屋内滞留人口を考慮。	季節・時間帯:3ケース 風速別:2ケース
被害	3.5 ブロック塀・自動販売機等 の転倒、屋外落下物による 被害	・地表震度毎におけるブロック塀転倒等における死傷者数を算出。なお、時間帯を考慮。	
	3.6 屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物による被害	・地表震度毎における屋内落下物等による死傷者数を算出。なお、屋内滞留人 口を考慮。	季節・時間帯:3ケース
	3.7 揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者(自力脱出困難者)	・木造・非木造毎の建物全壊状態から算出。 なお、屋内滞留人口を考慮。	
	3.8 津波被害に伴う要救助者・要捜索者	要救助者:津波最大浸水深よりも高い階に滞留する者を要救助者として算出。 要捜索者:津波による死傷者を要捜索者とする。	避難行動別:4ケース (呼びかけ、避難開始迅速 化、早期避難率高・低) 避難昼夜別:2ケース (昼・夜:火災のシーンと連動)

資料 2-4 地震度予測図・液状化予測図

上町断層帯地震B(平成19年3月)

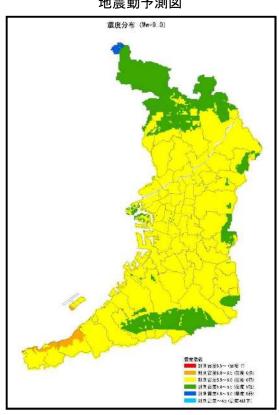




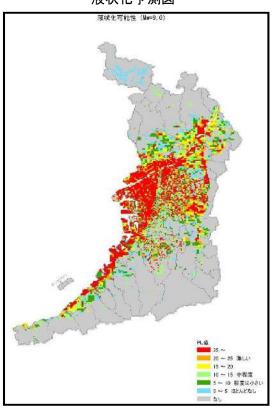
南海トラフの巨大地震(令和2年3月) 地震動予測図

計測震度(地表面)

上町断層帯地震B



液状化予測図



資料 2-5 大阪府に被害をもたらした過去の風水害

□過去の風水害

災	害 名				室 戸 台 風	
災領	害発生年月日	昭和4年8月15日	昭和5年8月1日	昭和8年9月4日	昭和9年9月21日	昭和10年8月11日
	最 低 気 圧	987. 9hPa	995. 8hPa	986. 1hPa	954.4hPa	995. 3hPa
気象	最 大 風 速	14.5m/s	9.3m/s		48.4m/s	42.0m/s
象	最大瞬間風速				60m/s	
	雨量	28.4mm	134.9mm		223mm	182.7mm
	死 者				1,812人	
人	行方不明者		2人		76人	
人的被害	重 傷 者				0.000	10.1
害	軽 傷 者				8,932人	10人
	計		2人		10,820人	10人
	全壊(流失)				14, 368戸	116戸
家	半 壊		40.000		15,674戸	74戸
家屋被害	床上浸水	a aaa=	13, 328戸	07.000=	142, 910戸	3,632戸
害	床下浸水	2, 080戸		27,000戸	40,830戸	43,669戸
	計	2,080戸	13, 328戸	27,000戸	213, 782戸	47, 491戸
田	水田流没冠水		4 4001		40.500	
畑被	畑流没冠水		1, 103ha		42, 500ha	
害	計		1, 103ha		42, 500ha	
災適	害 救 助 法 用 地 区					
備	考	高潮	豪雨による水害	高潮	高潮、大風水害	

災	<u> </u>	丰	名			台	風	1 6	号	台	風	2 0	号	枕	崎	台	風
災害	∮発	上年 /	月日	昭和10年8月28日 ~29日	昭和13年9月5日	昭和	印19年	-9月1	7日	昭和	口19年	-10月	7日	昭和20年9月18日			
	最(氐 気	圧	985. 0hPa	980. 5hPa		98	6. 0hI	^o a		97	8. 3hI	Pa		98	1. 1hP	а
気	最力	大 厘	速	13.8m/s	13.2m/s		1	8.6m/	's		1	8.6m/	's		1	9.0m/	S
象	最大	瞬間	風速	21.6m/s	19.0m/s		2	1.8m/	's		2	1.8m/	's	22.5m/s			
	雨		量	74.4mm	18.9mm			53. 3r	nm			52. 3r	nm			2.8m	m
	死		者									58,	人			4 1	ı
人	行力	不明	月者									45,	人			4)	
()的被	重	傷	者									27	ı				
	軽	傷	者									37,					
		計										140,	人			4 <i>)</i>	
	全壊	(流	失)								1	, 132)					
家	半		壊									863	╡				
家屋被	床 _	上浸	水	1,304戸	1,919戸		8	, 591	Ħ		5	, 358)			28	, 234戸	
害	床	下浸	水	12,994戸	13,870戸		7	, 266	Ħ						10	, 800戸	
		計		14, 298戸	15, 789戸		15	, 857	Ħ		7	, 353			39	, 034戸	
田	水田	流没	冠水													267h	
畑被	畑流	泛没有	 丞水													20711	a
害		計														267h	а
災適	害 排	效 助 地	法区														
備			考		高潮	各地	 に豪i	雨被害	三十	和歌三重	山県、 県	、滋賀	— 误県、	台風 高潮	16	를	

震防炎対策推進計画附属2 南海トラフ地

編

111		_	r= 6 Le /	. /		/ □ / ○ □	/ ₂ = □
災	害	名	阿 久 根 台 風	ジェーン台風	7 月 豪 雨	台 風 1 3 号	
災害	喜発生年	月日	昭和20年10月11日	昭和25年9月3日	昭和27年7月10日	昭和28年9月25日	昭和32年6月26日 ~27日
	最 低 気	圧	981. 1hPa	970. 3hPa		977. 4hPa	998. 5hPa
気	最 大 風	速	19.0m/s	28.1m/s		22.0m/s	14.4m/s
象	最大瞬間	虱速	15.5m/s	44.7m/s		28.9m/s	22.8m/s
	雨	量	3.2mm	64.7mm	388.7mm	176.1mm	293. 0mm
	死	者	1人	240人	41人	26人	6人
Į.	行方不明	月者	3人	16人	41八	1人	
人的被害	重傷	者		21, 215人	38人	47人	4.1
害	軽 傷	者		21, 213	416人	406人	4人
	計		4人	21, 471人	495人	480人	10人
	全壊(流	失)	805戸	10,625戸	187戸	877戸	20 🗔
家	半	壊		60,708戸		3,354戸	20戸
家屋被害	床上浸	水	10,034戸	54, 139戸	102 220 🛱	13,434戸	191 910=
害	床下浸	水	19,550戸	40,025戸	192, 238戸	150, 354戸	121, 819戸
	計		30, 389戸	165, 497戸	192, 425戸	168,019戸	121,839戸
田	水田流没	冠水	9671	7, 486. 05ha		43ha	2, 314ha
Lee	畑流没品	丞 水	267ha	2, 305. 80ha		1, 122. 4ha	429ha
害	計		267ha	9, 791. 85ha		1, 165. 4ha	2, 743ha
災適	害 救 助 用 地	法区		大阪府下全域	田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八	鳥飼村、王島村、島 本町)、北河内郡	野区、西成区、住吉 区、東住吉区、
備		考	台風20号高潮	台風28号 高潮	7市2郡	2市4町4村	7 市 6 区 1 町 東大阪水害 (6月水害)

災		害		名	台 風	ı	6	号	第二	室戸	i 台 風	台	風	2	0 号	4 2	年	7 月	豪	雨	7	月	豪	雨
災領	害 発	生生	年月	日	昭和36年	年6月	24 ₽ ~30		昭和3	6年9月	月16日	昭和	和39年	年9月	月25日	昭	和42	2年7	月81	日	昭和	和43年	€7月2	日
	最	低	気	圧	1, (003.	2hPa			937. 3	3hPa		9	87. 4	lhPa									
気	最	大	風	速		9.	8m/s			33. 3	3m/s			19. ()m/s									
象	最力	マ 瞬	間風	速		12.	0m/s			50.6	6m/s		,	31. 7	m/s									
	雨			量		295	.5mm	,		44.	. 2mm			41.	4mm			1	52mm	1			200m	m
	死			者			1人			3	32人								5人					
人	行	方オ	「明	者															2人					
的被害	重	侈	彭	者						21	11人			1	17人				11人					
害	軽	侈	司力	者						2, 18	81人							1	59人					
		言	+				1人			2, 42	24人]	17人			1	77人					
	全县	裹(流り	夫)			11戸			3, 38	86戸			10)4戸				62戸	î				
家	半			壊						21, 35	56戸			1	5戸			1	10戸	î				
家屋被	床	上	浸	水		2, 8	55戸			61, 48	88戸		1	0, 56	32日]	16, 6	84戸	î		1	,200万	i
害	床	下	浸	水	3	32, 2	05戸			59, 72	29戸		1	0, 50)) ·		11	19, 9	76戸	î		24	,083万	i
		言	+		3	35, 0	71戸		1	145, 95	59戸		1	0, 68	32戸		13	36, 8	32戸	î		25	,303万	≓
田	水日	日流	没冠	张		2, 4	28ha		30), 484.	. 0ha			ç	3ha		3	079	. 5ha	,				
畑被	畑	流 沒	足冠	水			70ha		2	2, 708.	. 9ha						ο,	013	. ona	1				
害		言	+			2, 4	98ha		33	3, 192.	. 9ha			ç	93ha		3,	079	. 5ha	ì				
災適	害用		助也	法区					大市津市市市市市市町町南美陵町 18 下岸、川原、市、八富県松和野忠岬町町、四 11	和貝尾田屋原見鬼岡、、門条田塚市林川原泉野岡、狭美真畷市市市市市野山房町畷	5、泉,5、、、5、、良山原丁、町泉枚佐枚河大柏高田南丁、文大方野岡内東原石尻丁、登美野	市		方、, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	岸和田野 泉佐野	市、市、市、		面市町	田市、 田市、 摂	吹木津				
備				考	梅雨前線 大水害	泉豪	雨						重県、 □県初		島県、 大		重県神 風 7 -						によるの刺激	

災		害		名	豪雨	7	月	豪	雨	台	風	2	0	号	7 月	J	ī 7	雨	6 月	豪	雨
災等	害 発	生	年月	日	昭和44年6月25日	昭和	147年	三7月1	2日	昭	和474	年9月	∄16₽		昭和50	年7.	月4日		昭和54	年6月	29日
	最	低	気	圧																	
気	最	大	風	速																	
象	最	大瞬	間厘	速																	
	雨			量	106mm			300n	nm			117.	5mm							497	7mm
	死			者									3人								
人	行	方	下 明	者																	
的被害	重	f	易	者				3,	人				1人								
害	軽	f	易	者				7,	人				8人								
		Ē	計					10,	人]	2人								
	全	壊(流力	夫)				23世春	带			8 †	世帯							3世	帯
家	半			壊				42世神	帯			90†	世帯							1世	:帯
屋被	床	上	浸	水	1,008戸		6, 1	86世都	帯		9,	283†	世帯		1,	933-	世帯		1,	336世	帯
害	床	下	浸	水	28, 239戸		40, 3	46世神	帯		60,	146†	世帯		22,	493	世帯		22,	865世	帯
		į	計		29, 247戸		46, 5	97世神	帯		69,	527†	世帯		24,	426	世帯		24,	205世	帯
田田	水	田流	没危	丞水				851h	na			38	35ha							1, 233	Bha
畑被	畑	流	殳 冠	水				72ŀ	na											106	Sha
害		Ī	H					923h	na			38	35ha							1, 339	9ha
災	害	救	助	法				東大阪 八尾i		大東 門真		東大	で阪市	ī,	大東市						
適	用		地	区		4市				3 市	ī				1市						
備				考	梅雨前線の刺激	西日:梅雨		害大 の活動	助						梅雨前線 大雨	泉に。	よる	;	梅雨前線大雨	泉によ	る

気象	最最	生年低大			昭和54	年9	月30日		昭和57	在g E	110	+				1	a . 🗀 .		1	: -	÷20/4	三10月	100	_
気象	最		灵	7		F 発生年月日 昭和54年9月30日					~3日	半成	6年9	月6日 ~	7日	半成	24年8	3月13 ~1	日 14日	半房			~24	
気象		大		土						985.	2hpa											91	5hPa	ļ.
象員	最大		風	速						13.	4m/s											12.	lm∕s	
		瞬間]風	速																		24. ()m/s	1
3	雨			量			149mm			2	09mm							213m	ım			5	37mm	l
l Ĺ	死			者			1人				8人							1 /	٨.				2人	
人	行力	方不	明	者																				
11	重	傷		者			1人																	
	蛏	傷		者			4人				4人			3 /	(2)	l,			4	20人	
		計					6人				12人			3 /	\			3)	L,			4	22人	
<u></u>	全塚	复(》	忙 失	()						70	世帯													
家	半			壊		19	9世帯		一部破技	員含99	世帯			1 世神	芹									
→	末	上;	浸	水	5,	, 088	8世帯		10), 610	世帯		1, 4	28世春	芹		2, 5	72世春	带			3-	世帯	
	末	下:	浸	水	41,	, 489	9世帯		63	3, 460	世帯		4, 3	75世春	芹		13, 2	89世春	带			20	世帯	
		計			46,	, 590	6世帯		74	1, 239	世帯		5, 8	04世春	芹		15, 8	61世書	带			23	世帯	
田田	水田	流泡	足冠	水		4	291ha			1. 1	45ha													
畑被	细疗	充 没	冠	水			9ha			1, 1	Tona			5.5h	a									
害		計				;	300ha			1, 1	45ha			5. 5h	a									
災適	事 : 用	救 」		法区					松原市 東大阪 3 市		市、	豊中 2市		池田市	ī									
備				考					台風と 気圧に		後の低 大雨					京都	府被領	害大						

震防炎対策推進計画附属2 南海トラフ地

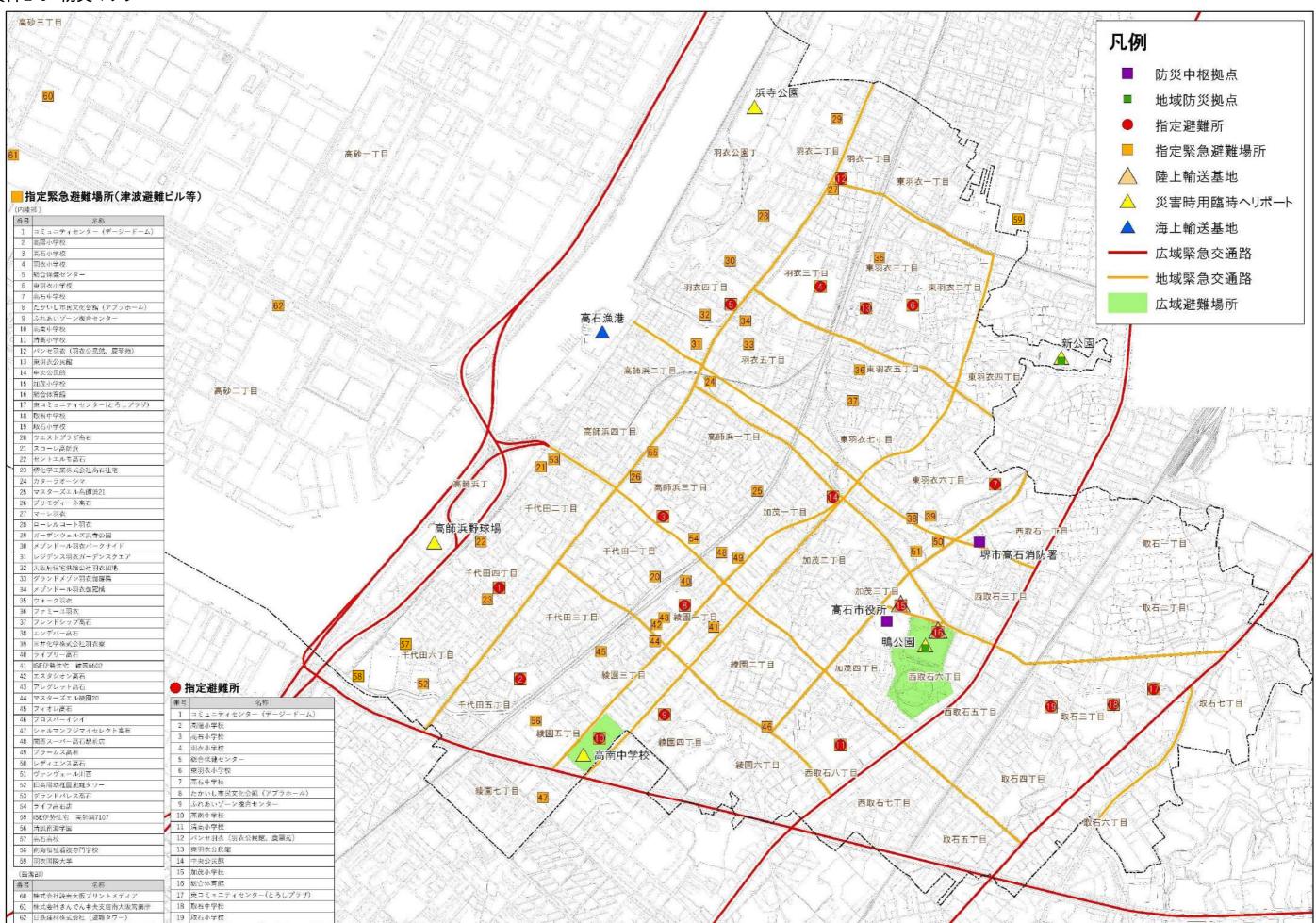
編

災		害		名	台 風	2	1	号		
災害	手発	生生	丰月	目	平成3	0年9	月4	日		
	最	低	気	圧		91	5hPa	a		
気	最	大	風	速		46.	5m/:	S		
象	最力	大瞬	間風	速		58.	1m/:	S		
	雨			量		1	22mi	n		
	死			者			8人			
人	行〕	方不	明	者						
的被	重	俢	ij	者			6人			
	軽	俢	ij	者		4	87人			
		計	ŀ			5	01人			
	全均	裹(流り	Ł)		30	世帯	r T		
家	半			壊		445	世帯	r T		
家屋被害	床	上	浸	水						
害	床	下	浸	水						
		計	ŀ			475	世帯	Ļ T		
田	水日	日流	没冠	於						
畑被	畑	流沒	短	水						
害		計	-							
災適	害用	救步	助	法区						
備				考						

明治以降の高潮被害記録

<i>F</i>		台風(の勢力	(44)
年 月 日	最大風速	臣(m/sec)	高潮潮位(O. P+m)	備考
明治44年6月18日	SW	30.1	2. 45	
大正1年9月22日	WSW	25.9	3. 10	
大正10年9月25日	W	25.0	2.70	
昭和4年8月15日	SW	14.5	2. 44	
昭和6年10月13日	ΝE	12.7	2. 40	
昭和8年10月20日	S	13.0	2.64	
昭和9年9月21日	S	欠 測	4. 50	室戸台風
昭和12年9月11日	SW	14.5	2.70	
昭和13年9月5日	SE	13.2	2.66	
昭和19年9月17日	SW	18.6	2. 80	
昭和20年9月18日	S	19.0	3. 20	
昭和25年9月3日	S	28.1	3.85	ジェーン台風
昭和26年10月15日	WSW	15.7	2. 95	ルース台風
昭和28年9月25日	NNW	22.0	2.62	13号台風
昭和34年9月26日	ΝE	28.9	2. 54	伊勢湾台風
昭和36年9月16日	SSE	33.3	4. 12	第2室戸台風
昭和39年9月25日	SSW	19.0	3.72	20号台風
昭和40年9月10日	S	17.3	3. 19	23号台風
平成30年9月4日	SSW	46.5	3. 29	2 1 号台風

編



3. 防災拠点及び主要施設設備等に関する資料 資料 3-1 府の防災拠点等一覧表

府の防災拠点等一覧表

広域防災拠点 1 大阪北部 吹田市千里万博公園5-5 2 大阪中部(八尾空港周辺) 八尾市空港1丁目209-7 3 大阪南部(りんくうタウン) 泉南市りんくう南浜2-14 ※1 日本万国博覧会記念公園 吹田市千里万博公園1-1 ※2 服部緑地 豊中市服部緑地1-1 3 大阪城公園 大阪市中央区大阪城 4 鶴見緑地 大阪市鶴見区緑地公園2-16 5 長居公園 大阪市東住吉区長居公園1-1 ※6 寝屋川公園 寝屋川市寝屋川公園1707	
3 大阪南部(りんくうタウン) 泉南市りんくう南浜2-14 ※1 日本万国博覧会記念公園 吹田市千里万博公園1-1 ※2 服部緑地 豊中市服部緑地1-1 3 大阪城公園 大阪市中央区大阪城 4 鶴見緑地 大阪市鶴見区緑地公園2-16 5 長居公園 大阪市東住吉区長居公園1-1	
※1 日本万国博覧会記念公園 吹田市千里万博公園 1 - 1 ※2 服部緑地 豊中市服部緑地 1 - 1 3 大阪城公園 大阪市中央区大阪城 4 鶴見緑地 大阪市鶴見区緑地公園 2 - 1 6 5 長居公園 大阪市東住吉区長居公園 1 - 1	
※2服部緑地豊中市服部緑地1-13大阪城公園大阪市中央区大阪城4鶴見緑地大阪市鶴見区緑地公園 2-165長居公園大阪市東住吉区長居公園 1-1	
3 大阪城公園 大阪市中央区大阪城 4 鶴見緑地 大阪市鶴見区緑地公園 2 - 1 6 5 長居公園 大阪市東住吉区長居公園 1 - 1	
4 鶴見緑地大阪市鶴見区緑地公園 2 - 1 65 長居公園大阪市東住吉区長居公園 1 - 1	
5 長居公園 大阪市東住吉区長居公園 1-1	
	j
※6 寝屋川公園 寝屋川市寝屋川公園1707	
※7 久宝寺緑地 八尾市西久宝寺323	
8 山田池公園 枚方市山田池公園 1-1	
後 方 支 援 ※9 大泉緑地 堺市北区金岡町128	
活 動 拠 点 10 錦織公園 富田林市錦織1560	
11 蜻蛉池公園 岸和田市三ヶ山町大池尻701	

[※] 地震に係る広域的支援部隊の集結場所候補地

市の防災拠点等一覧表

防	高石市役所(災害対策本部)
災中	堺市高石消防署(震災対策大隊本部)
枢拠	
点	
地	鴨公園
域	
防災	新公園
拠	
点	
地	羽衣小学校
区	高石小学校
防	高陽小学校
災拠	東羽衣小学校 加茂小学校
点	清高小学校
	取石小学校
	高南中学校
	高石中学校
	取石中学校
輸	○ 陸上輸送基地
送	加茂小学校
拠	総合体育館
点	○ 臨時ヘリポート
	鴨公園 新公園
	高南中学校
	高師浜野球場
	浜寺公園 (事故・人命救助等の救急活動用)
	〇 海上輸送基地
	高石漁港

則

資料 3-3 市施設一覧表

施設名			防災上の機能・設備及び災害時の利用区分						
地区	ル 収石	建物延床面積 / 空地面積 (㎡)	拠点機能	指定緊急避難場所	指定避難所	医療救護所	備蓄	防火水槽	備考
	高陽小学校	6, 572/3, 882	地区	0	0	0	有	有	
千代田	教育研究センター	568/894							
ТТСШ	千代田公民館	657/424						有	
	コミュニティセンター (瑞松苑含む)	1,788/900		0	0		有		
高師浜	高石小学校	4, 817/3, 303	地区	0	0	0	有	有	
	羽衣小学校	5, 091/4, 978	地区	0	0	0	有	有	
羽衣	パンセ羽衣 (羽衣公民館・慶翠 苑含む)	2, 063/539		0	0		有		
	総合ライフケアセンター	17, 590/12, 075	医療	0	0				
	東羽衣小学校	8, 727/5, 421	地区	0	0	0	有	有	
#207 +	高石中学校	8, 431/8, 557		0	0		有	有	
東羽衣	東羽衣公民館	700/337		0	0			有	
	松の実園	695/1, 049							
	市役所(駐車場含む)	16, 280/12, 518	中枢					有	
	加茂小学校	6, 693/4, 945	地区	0	0	0	有		
加茂	中央公民館	855/658		0	0				
	加茂幼稚園	835/1,630							
	総合体育館	4, 228/	輸送	0	0	0	有	有	
	高南中学校	8, 614/11, 051		0	0		有	有	
	清高公民館	519/485						有	
綾園	ふれあいゾーン複合センター	4, 110/2, 315		0	0				
	綾園保育所	1, 038/1, 061						有	
	たかいし市民文化会館	9, 245/3, 820		0	0				

震防炎対策推進計画階属2 南海トラフ地

編

	+/ → □		防災上の機能・設備及び災害時の利用区分						
地区	施設名	建物延床面積 / 空地面積 (㎡)	拠点機能	指定緊急避難場所	指定避難所	医療救護所	備蓄	防火水槽	備考
西取石	清高小学校	5, 046/4, 770	地区	0	0	0	有	有	
	取石小学校	7, 217/5, 826	地区	0	0	0	有	有	
取石	取石中学校	9, 976/10, 886		0	0		有	有	
4人口	菊寿苑	437/812							
	とろしプラザ	2, 681/1, 002		0	0		有	有	東コミュニティセンター、 取石公民館

資料 3−4 公的空地一覧表 ○公的空地(オープンスペース)一覧表

				能・びり	と上の・設備と書時目区分	i及 iの	備考
地区	名称	場所	面積 (ha)	広域避難場所	仮設住宅	廃棄物	
千	千代田2丁目ちびっこ広場	千代田2丁目1214-1	0.05				借地
代	高師浜公園	千代田2丁目地内	0.20				
田	高陽公園	千代田 3 丁目地内	0.12				
	千代田きりん公園	千代田4丁目地内	0.01				
	立川遊歩道	千代田5丁目19	0.09				
	千代田こじか公園	千代田6丁目地内	0.05				
	千代田らくだ公園	千代田6丁目地内	0.09				
	千代田ひつじ公園	千代田6丁目地内	0.03				
	千代田しまうま公園	千代田6丁目地内	0.07				
高師	6 区ちびっ子広場 高師浜高架下ちびっこ老人憩いの広	高師浜2丁目627	0.05				
浜	場B地区	高師浜2丁目611-4	0.11				借地
	高師浜高架下ちびっこ老人憩いの広場 C 地区	高師浜2丁目617-1	0.05				借地
	北公園	高師浜3丁目地内	0.04		<u> </u>		Ma Lela
	高師浜駅前広場	高師浜4丁目	0.02				借地
	高師浜防災広場	高師浜 3 丁目地内	0.05				
羽	羽衣スワン公園	羽衣1丁目地内	0.03				
衣	羽衣くじら公園	羽衣2丁目地内	0.05				
	羽衣しろはと公園	羽衣2丁目地内	0.02				
	羽衣なぎさ公園	羽衣2丁目地内	0.02				
	羽衣松風緑地	羽衣2丁目地内	0.09				
	新村北線横街角広場	羽衣3丁目地内	0.03		-		
	羽衣ペンギン公園	羽衣4丁目地内	0.08				
	羽衣くま公園	羽衣4丁目地内	0.02				
	羽衣アオギリ緑地	羽衣 4 丁目地内	0.02				
	羽衣コアラ公園 羽衣ヤブツバギ緑地	羽衣4丁目地内 羽衣5丁目地内	0. 12				
	羽衣すずめ公園	羽衣5丁目地内	0.03				
	羽衣つくし緑地	羽衣5丁目地内	0.02				
	芦田川河川敷緑地帯	羽衣5丁目地内	0.06				
東	東羽衣ドルフィン公園	東羽衣1丁目地内	0.00				
羽	東羽衣高架下ちびっこ老人憩いの広	来初处 I] 自起 i]	0.02				
衣	場	鳳~東羽衣間高架下	0.02				借地
	八幡公園	東羽衣2丁目地内	0. 27		0		一部借地
	東羽衣憩いの緑地	東羽衣3丁目地内	0.03				
	新公園	東羽衣4丁目地内	2. 1	1	0		
	東羽衣つつじ緑地	東羽衣4丁目地内	0.01				
	小池公園	東羽衣5丁目地内	0.11	<u> </u>			
	東羽衣ぱんだ公園	東羽衣5丁目地内	0.01	<u> </u>			TH. Isl
	旭ヶ丘ちびっこ広場	東羽衣 6 丁目 75-61	0.02		<u> </u>		借地
	東羽衣ゆりの木公園	東羽衣6丁目地内	0.10		1		
	東羽衣こうま公園	東羽衣7丁目地内	0.01	<u> </u>	<u> </u>		
4.11	東羽衣かば公園	東羽衣7丁目地内	0.01	<u> </u>	^		/++ Lib
加茂	芦田川ふるさと広場	加茂1丁目東羽衣7丁目地内	0.62	1	Δ		借地
IX	加茂ラッコ公園	加茂1丁目地内	0.04	 	1		
	加茂シラカシ緑地	加茂1丁目地内	0.04	1	1		
	加茂中央公園	加茂2丁目地内	0. 13	1	1		
	加茂さつき緑地 加茂サンサン公園	加茂3丁目地内	0.02	 	1		
	加茂サンサン公園 加茂シマトネリコ公園	加茂4丁目地内	0.02	-	-	-	
	加茂ンマトイリコ公園 加茂くつろぎ緑地	加茂4丁目地内 加茂4丁目地内	0. 02	-	-	-	
	加茂くつろさ緑地 加茂ロックガーデン公園		+	1	-		
<u> </u>	MHXロファルーナイム園	加茂4丁目地内	0.04	<u> </u>	<u> </u>	1	

震防炎分乗推進計画附属2 南海トラフ地

				能・ び災 利用	を上の 設備 と 害時 対区分	及の	備考
地区	名称	場所	面積 (ha)	広域避難場所	仮設住宅	廃棄物	
綾	綾井公園	綾園 2 丁目地内	0. 10				
園	綾園アベリア緑地	綾園 2 丁目地内	0.04				
	綾園リス公園	綾園 4 丁目地内	0.02				
	綾園うさぎ公園	綾園 4 丁目地内	0.06				
	綾園マツノキ緑地	綾園 4 丁目地内	0.05				
	綾園ライオン公園	綾園 5 丁目地内	0.03				
	府道松原泉大津線高架下ちびっこ老 人憩いの広場	綾園 7丁目地内	0.07				借地
	綾園センペル公園	綾園7丁目地内	0.05				
	綾園花水木緑地	綾園 4 丁目地内	0.02				
	綾園ポケットパーク	綾園 4 丁目地内	0.02				
西	西取石小公園	西取石1丁目地内	0.07				
取	西取石ぞう公園	西取石3丁目地内	0.04				
石	大歳公園	西取石5丁目地内	0.20				
	鴨公園	西取石6丁目地内	2.5	0	0		
	鴨広場	西取石6丁目地内	1.45	0			借地
	花田公園	西取石7丁目地内	0.20				
	大園公園	西取石8丁目地内	0.33				
	西取石ロビン公園	西取石3丁目地内	0.01				
取	富木公園	取石2丁目地内	0.11		0		
石	取石いるか公園	取石3丁目地内	0.02				
	取石さい公園	取石3丁目地内	0.02				
	取石中央公園	取石3丁目地内	0.14				
	取石公園	取石4丁目地内	0.83		0		
	取石ぽに一公園	取石5丁目地内	0.03				
	府営富木南住宅ちびっこ広場	取石7丁目335	0.04				
そ	今川公園	高師浜丁地内	0. 24				
0)	高師浜運動場	IJ	1.83				
他	野外活動センター	II	0.79				
	高師浜野球場	II	1.99				
	旧図書館裏駐車場	11	0.3				
	体力づくり広場	11	0.82				借地
	浜寺公園	羽衣公園丁地内	26.3		\triangle		府営公園
	泉北臨海緑地	高砂1丁目地内	8. 1				府営緑地
	高砂公園	高砂3丁目地内	4.8				

※ 仮設住宅建設地 (○) の合計面積は 6. 4 h a △は不足時に協議して使用

資料 3-5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1.指定緊急避難場所等(本編 P, 101 第 7 節 第 1 指定緊急避難場所、避難路の指定) 指定緊急避難場所とは、居住者が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 「指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府(平成 29 年 3 月))」に基づき、災害種別ごと に指定する。

〈指定緊急避難場所〉

(使用可:○、2階以上使用可:△、3階以上使用可:□)

番号	名称	所在地	洪水+ 内水 [※]	高潮	津波
1	コミュニティセンター(瑞松苑含む)	千代田 4 丁目 5-25	Δ		Δ
2	高陽小学校	千代田 5 丁目 8-40	Δ		\triangle
3	高石小学校	高師浜3丁目19-17	Δ		Δ
4	羽衣小学校	羽衣 3 丁目 2-52	Δ		\triangle
5	総合保健センター	羽衣 4 丁目 4-26	Δ		Δ
6	東羽衣小学校	東羽衣 2 丁目 21-32	0	\triangle	0
7	高石中学校	東羽衣 6 丁目 6-45	Δ	0	0
8	たかいし市民文化会館(アプラホール)	綾園1丁目9-1	Δ		\triangle
9	ふれあいゾーン複合センター	綾園 4 丁目 5-28	Δ		\triangle
10	高南中学校	綾園 5 丁目 4-52	Δ		\triangle
11	清高小学校	西取石8丁目5-1	Δ	0	0
12	パンセ羽衣(羽衣公民館、慶翠苑)	羽衣1丁目11-22	Δ		\triangle
13	東羽衣公民館	東羽衣 3 丁目 15-30	Δ	\triangle	\triangle
14	中央公民館	加茂1丁目5-7	Δ	\triangle	0
15	加茂小学校	加茂 3 丁目 4-34	Δ	0	0
16	総合体育館	西取石 6 丁目 5-6	Δ	0	0
17	東コミュニティセンター(とろしプラザ)	取石 3 丁目 9-8	Δ	0	0
18	取石中学校	取石 3 丁目 11-1	Δ	0	0
19	取石小学校	取石 3 丁目 14-23	Δ	0	0

※洪水・内水は想定最大規模降雨

〈津波避難協力施設〉 (開放時間のみ受け入れ)

番号	名称	所在地
1	清風南海学園	綾園 5 丁目 7-64
2	府立高石高校	千代田 6 丁目 12-1
3	南海福祉看護専門学校	千代田 6 丁目 12-53
4	羽衣国際大学	堺市西区浜寺南町1丁89- 1

〈津波避難ビル、タワー〉

番号	名称	所在地
1	ウエストプラザ高石	千代田1丁目11-11
2	スコーレ高師浜	千代田2丁目3-30
3	セントエルモ高石	千代田 4 丁目 3-28
4	堺化学工業株式会社高石社宅	千代田 4 丁目 8-5
5	カターラオーシマ	高師浜1丁目1-9
6	マスターズエル高師浜 21	高師浜1丁目25-5
7	プリモディーネ高石	高師浜 3 丁目 17-32
8	マーレ羽衣	羽衣1丁目12-25
9	ローレルコート羽衣	羽衣 2 丁目 5-45
10	ガーデンウェルズ浜寺公園	羽衣 2 丁目 2-21
11	メゾンドール羽衣パークサイド	羽衣 4 丁目 2-37
12	レジデンス羽衣ガーデンスクエア	羽衣 4 丁目 13-23
13	大阪府住宅供給公社羽衣団地	羽衣 4 丁目 5-20
14	グランドメゾン羽衣伽羅橋	羽衣 5 丁目 1-43
15	メゾンドール羽衣伽羅橋	羽衣 5 丁目 1-65
16	ウォーク羽衣	東羽衣 3 丁目 8-20
17	ファミーユ羽衣	東羽衣 5 丁目 17-25
18	フレンドシップ高石	東羽衣 5 丁目 26-41
19	エンデバー高石	東羽衣 6 丁目 20-22
20	三井化学株式会社羽衣寮	東羽衣 6 丁目 21-11
21	ライブリー高石	綾園 1 丁目 1-21

番号	名称	所在地
22	ISE 伊勢住宅 綾園 6502	綾園 1 丁目 6-3
23	エスタシオン高石	綾園 1 丁目 12-28
24	アレグレット高石	綾園 1 丁目 12-30
25	マスターズエル綾園 20	綾園 3 丁目 2-5
26	フィオレ高石	綾園 3 丁目 14-25
27	プロスパーイシイ	綾園 6 丁目 3-16
28	シャルマンフジマイセレクト高石	綾園 7 丁目 4-15
29	関西スーパー高石駅前店	加茂1丁目21-23
30	ブラームス高石	加茂1丁目20-9
31	レディエンス高石	西取石 3 丁目 6-16
32	ヴァンヴェール川西	西取石 3 丁目 7-21
33	旧高陽幼稚園避難タワー	千代田 6 丁目 12-48
34	株式会社読売大阪プリントメディア	高砂3丁目40番地
35	株式会社きんでん中央支店南大阪営業所	高砂3丁目12番地の1
36	日鉄建材株式会社(避難タワー)	高砂2丁目11番地
37	グランドパレス高石	千代田2丁目3-6
38	ライフ高石店	高師浜 3 丁目 20-20
39	ISE 伊勢住宅 高師浜 7107	高師浜 3 丁目 1-5

2. 指定避難所(収容避難所)

中長期にわたる一定期間の避難生活を行う施設

番号	明にわたる一定期間 施設名	所在地	電話番号	主な 収容地区	福祉避難所	備蓄有無	建物 延床 面積 (㎡)	空地 面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	収容人員 (1.65 m²/人)
1	コミュニティセンター (瑞松苑含む)	千代田 4 丁目 5-25	263-3317	高陽 小学校区	0	有	1, 788	900	770	467
2	高陽小学校	千代田 5 丁目 8-40	263-7577	高陽 小学校区		有	6, 572	3, 882	2, 504	1,518
3	高石小学校	高師浜 3 丁目 19-17	263-7660	高石 小学校区		有	4, 817	3, 303	2, 816	1,707
4	羽衣小学校	羽衣 3 丁目 2-52	263-7570	羽衣 小学校区		有	5, 091	4, 978	2, 027	1, 228
5	総合保健 センター	羽衣 4 丁目 4-26	267-1160	羽衣 小学校区			3, 798	12, 075	631	382
6	東羽衣小学校	東羽衣 2 丁目 21-32	263-7588	東羽衣 小学校区		有	8, 727	5, 421	3, 123	1, 893
7	高石中学校	東羽衣 6 丁目 6-45	263-6202	高石 中学校区		有	8, 431	8, 557	2, 788	1,690
8	たかいし市民文化会館 (アプラホール)	綾園 1 丁目 9-1	267-0018	清高 小学校区			9, 245	3, 820	1, 426	864
9	ふれあいゾーン 複合センター	綾園 4 丁目 5-28	261-3831	清高 小学校区			4, 110	2, 315	688	417
10	高南中学校	綾園 5 丁目 4-52	263-7606	高南 中学校区		有	8,614	11, 051	2, 794	1, 693
11	清高小学校	西取石 8 丁目 5-1	263-7566	清高 小学校区		有	5, 046	4, 770	1, 808	1,096
12	パンセ羽衣(羽衣公民 館、慶翠苑)	羽衣1丁目11-22	265-3188	羽衣 小学校区	0	有	2, 063	539	486	295
13	東羽衣公民館	東羽衣 3 丁目 15-30	262-8545	東羽衣 小学校区			700	337	363	220
14	中央公民館	加茂 1 丁目 5-7	265-6422	加茂 小学校区			855	658	376	228
15	加茂小学校	加茂 3 丁目 4-34	263-8881	加茂 小学校区		有	6, 693	4, 945	2, 836	1,719
16	市立総合体育館	西取石 6 丁目 5-6	263-2622		0	有	4, 197		2, 347	1, 422
17	とろしプラザ	取石 3 丁目 9-8	260-0550	取石 小学校区	0	有	2, 681	1,002	826	501
18	取石中学校	取石 3 丁目 11-1	273-1214	取石 中学校区		有	9, 976	10, 886	3, 105	1,882
19	取石小学校	取石 3 丁目 14-23	272-2945	取石 小学校区		有	7, 217	5, 826	2, 939	1, 781
	収容人員合計									21, 183

番号	路線名	管理者	幅員(m) 最大(最小)	延長(m)	起 点 終 点	- 備 考
1	大阪和泉泉南線	府	22 (8)	1, 373	取石1丁目 取石5丁目	広域緊急交通路
2	国道26号	玉	37 (30)	1, 645	西取石 1 丁目 綾園 6 丁目	広域緊急交通路
3	新泉大津美原線	府	24 (4)	1, 990	取石6丁目	広域緊急交通路
4	阪神高速湾岸線	阪神高速 道路公団	20(標準)	3, 063	高砂1丁目高師浜丁	広域緊急交通路
5	大阪臨海線	府	63 (19)	3, 271	高砂1丁目高師浜丁	広域緊急交通路
6	堺阪南線	府	23 (16)	2, 967	羽衣2丁目 千代田6丁目	- 地域緊急交通路
7	信太高石線	府	12 (6)	1, 981	取石4丁目高師浜3丁目	地域緊急交通路
8	新信太高石線	府	16	796	西取石3丁目 加茂2丁目	地域緊急交通路
9	羽衣停車場線	府	10	187	停車場 堺阪南線支点	地域緊急交通路
10	高石停車場線	府	12 (4)	501	停車場 堺阪南線支点	地域緊急交通路
11	大阪和泉泉南線	府	22	1,000	取石7丁目 取石6丁目	地域緊急交通路
12	高砂 1号線	市	36.9 (11.8)	2, 455	高砂1丁目5-1 高砂3丁目7-3	
13	" 2号線	市	15. 1	666	高砂2丁目11 高砂2丁目7-3	-
14	ッ 3 号線	市	15. 1	225	高砂2丁目13 高砂2丁目11-2	
15	リ 4 号線	市	24.2 (20.5)	684	高砂3丁目14 高砂3丁目1	
16	ッ 5 号線	市	19.2 (14.0)	943	高砂3丁目38 高砂3丁目12-1	
17	〃 6 号線	市	14. 0	350	高砂 3 丁目 14 高砂 3 丁目 65	
18	11 7号線	市	14. 0	355	高砂 3 丁目 34 高砂 3 丁目 80-2	_
19	ッ 8号線	市	7.5 (7.1)	926	高砂 3 丁目 77 高砂 2 丁目 1	-
20	ッ 9 号線	市	7.5	514	高砂 3 丁目 63 高砂 3 丁目 64-2	-
21	〃 10 号線	市	7. 1	69	高砂 3 丁目 10 高砂 3 丁目 9	
22	〃 11 号線	市	10.0	199	高砂2丁目3-1 高砂2丁目3-10	-

番号	路線名	管理者	幅員(m) 最大(最小)	延長(m)	起点終点	備考
23	羽衣204号線	市	7.5 (6.7)	171	羽衣2丁目514-12 羽衣2丁目508-6	
24	羽衣402号線	市	6.9 (6.7)	162	羽衣 4 丁目 581-5 羽衣 4 丁目 581-9	
25	羽衣403号線	市	6.8 (6.7)	88	羽衣 4 丁目 581-3 羽衣 4 丁目 600-1	
26	羽衣405号線	市	4.4 (3.5)	294	羽衣 4 丁目 629-20 高師浜 2 丁目 692	地域緊急交通路
27	羽衣406号線	市	4.3 (1.9)	366	羽衣 4 丁目 685-3 高師浜 2 丁目 623-16	
28	海岸通り	市	8.9 (3.9)	1, 843	羽衣 4 丁目 624-30 千代田 6 丁目 1426-3	
29	高師浜中通り	市	6.8 (3.3)	936	高師浜2丁目607-12 千代田2丁目1256-1	
30	高師浜205号線	市	19.0 (11.7)	356	高師浜 2 丁目 689 高師浜 4 丁目 1134-19	
31	高石臨港線	市	27.2 (21.8)	275	高師浜 4 丁目 1149-1 高師浜 4 丁目 1134-24	地域緊急交通路
32	桜道通り	市	5.1 (4.2)	620	千代田 1 丁目 887-1 千代田 5 丁目 732-1	
33	千代田622号線	市	6.9 (6.3)	355	千代田 6 丁目 1489-23 千代田 6 丁目 1432-2	
34	新村北線	市	18.0 (11.6)	1, 033	東羽衣 4 丁目 189-1 羽衣 5 丁目 691-1	地域緊急交通路
35	東羽衣駅筋	市	10.8 (5.6)	586	東羽衣 2 丁目 393-1 東羽衣 3 丁目 829-14	地域緊急交通路
36	中央通り	市	25.0 (3.8)	2, 821	東羽衣2丁目345-1 綾園7丁目144-1	地域緊急交通路
37	東羽衣401号線	市	6.7 (3.6)	152	東羽衣 4 丁目 166-58 東羽衣 4 丁目 166-58	
38	東羽衣405号線	市	6. 0	80	東羽衣 4 丁目 189-1 東羽衣 4 丁目 209-1	
39	東羽衣406号線	市	6. 0	125	東羽衣 4 丁目 194-4 東羽衣 4 丁目 208	
40	東羽衣615号線	市	6.0 (5.5)	277	東羽衣 6 丁目 260-1 東羽衣 6 丁目 146	
41	東羽衣616号線	市	6.0 (5.5)	198	東羽衣 6 丁目 219 東羽衣 6 丁目 143	
42	南海中央線	市	33. 2 (25. 0)	2608	東羽衣2丁目390-2 和泉市葛の葉町3丁目 457-1	地域緊急交通路
43	小高石筋	市	12.3 (10.0)	551	綾園 5 丁目 153-1 千代田 5 丁目 686-1	
44	大園筋	市	19.7 (11.7)	1,015	綾園1丁目514-5 西取石8丁目51	地域緊急交通路
45	南海東通り	市	8.5 (7.0)	991	綾園 3 丁目 570-4 綾園 7 丁目 46-5	
46	西取石113号線	市	9.7 (7.0)	126	西取石 1 丁目 917-1 西取石 3 丁目 207-1	地域緊急交通路

番号	路線名	管理者	幅員(m) 最大(最小)	延長(m)	起点終点	備考
47	西取石301号線	市	11.0 (5.9)	309	西取石 3 丁目 207-1	
48	伽羅橋筋	———— 市	7.6 (5.1)	1, 501	西取石 3 丁目 1553-1 西取石 1 丁目 896-2	· 地域緊急交通路
49	市役所前通り	市	14.1 (11.5)	1, 388	高師浜1丁目671-1 西取石1丁目188-1	・地域緊急交通路
50	西取石312号線	市	9.8 (7.8)	228	綾園 6 丁目 218-4 西取石 3 丁目 1557-1	地域緊急交通路
		•			加茂4丁目120 西取石5丁目185	地域茶心又通知
51	西取石501号線	市	8.8 (6.8)	517	西取石 5 丁目 16 西取石 5 丁目 106	
52	西取石504号線	市	7.1 (6.5)	132	西取石 5 丁目 117	
53	西取石506号線	市	9.2 (8.2)	157	西取石 5 丁目 10-1 西取石 5 丁目 80	
54	西取石508号線	市	6.1 (5.1)	171	西取石 5 丁目 35 西取石 5 丁目 47	
55	西取石601号線	市	7.5 (4.4)	259	西取石 6 丁目 240-2 西取石 6 丁目 50-4	
56	西取石602号線	市	6.0 (5.3)	179	西取石 6 丁目 47 西取石 6 丁目 27	
57	西取石701号線	市	8.1 (6.8)	334	西取石 7 丁目 187 西取石 7 丁目 5	
58	西取石703号線	市	6.0 (4.8)	120	西取石 7 丁目 119 西取石 7 丁目 153-3	
59	西取石705号線	市	9.0 (7.4)	273	西取石 7 丁目 101 西取石 7 丁目 163	
60	西取石706号線	市	6.0 (4.8)	311	西取石 7 丁目 120	
61	西取石707号線	 市	8.0 (6.8)	265	西取石 7 丁目 49 西取石 7 丁目 89	
62	西取石708号線	市	8.0 (6.6)	497	西取石 7 丁目 24 西取石 7 丁目 205	
		·			西取石 7 丁目 2-1 西取石 8 丁目 128	
63	西取石801号線	市 	8.1 (6.6)	512	西取石 8 丁目 5 西取石 8 丁目 131-14	
64	西取石804号線	市	9.1 (5.9)	264	綾園 6 丁目 30-1 西取石 8 丁目 74	
65	西取石806号線	市	5.5 (4.8)	147	西取石8丁目40	
66	富木筋	市	14.9 (4.6)	629	取石1丁目572-7 取石2丁目836-11	
67	取石中通り	市	9.2 (2.9)	908	取石 2 丁目 761-9 取石 3 丁目 183-6	
68	取石中央線	市	12.0 (9.4)	878	取石2丁目7-1 西取石5丁目186	地域緊急交通路
69	阪和東通り	市	11.7 (8.2)	1, 172	取石 2 丁目 866-7 取石 5 丁目 619-1	
70	取石308号線	市	5.5 (4)	111	取石 3 丁目 116-1 取石 4 丁目 212-1	
					4X 1D 4	

震防炎対策推進計画附属2 南海トラフ地

編

番号	路線名	管理者	幅員(m)	延長(m)	起点	備	考
留り	路 脉 石	官垤旬	最大(最小)	延 茂(Ⅲ)	終点	Ή	45
71	71 取石309号線 市 8.7(7.2)		8.7 (7.2)	169	取石 3 丁目 127		
/1	収付 3 0 9 万脉	111	0.1 (1.2)	162	取石 4 丁目 307-2		
72	取石701号線	市	10 1 (5 0)	215	取石7丁目525-1		
12	取石 / 0 1 万脉	111	12.1 (5.0)	315	取石7丁目8-1		

路

大阪湾岸線

松原泉大津線

線

名

番号

1 2 考

備

第1編総則	
防対策	第2編 災害予
害応急対策	第3編 地震災
災害応急対策	第4編 風水害
災害応急対策	第5編 事故等
旧·復興対策	第6編 災害復
 	附属1 東海地震の警
震	附属

第 6 編

事業

実施者

府

府

幅員(m)

20

40

延長(m)

3,010

2,290

	第1編総則	
方讨衰	第2編 災害予	
害心急讨策	第3編 地震災	
災害 ご 急付 策 	第4編 風水害	•
炎害 心急讨衰	第5編 事故等	•
日•复興讨衰	第6編 災害復	•
战量与1半2付心	附属1 東海地震の警	•
電力?人对竞住住于1	附属2 南海トラフ地	

1							緊急車	F 11 月末現
部	所属	登録番号		メーカー	区分	無線	登録	備考
	秘書課	和泉 301 ち 5539	トヨタ	プリウス	小型乗用			
	秘書課(とろしプラザ)	和泉41よ7844	ホンダ	アクティ	小型乗用			
	危機管理課	和泉 880 あ 879	スズキ	パレット	公共応急作業	有	有	広報設備付
総合政策部	危機管理課	和泉 800 す 805	トヨタ	プリウス	公共応急作業	有	有	
政策	危機管理課	和泉 800 す 806	トヨタ	プリウス	公共応急作業	有	有	
部	危機管理課	和泉 800 す 267	イスズ	救助資機材積載車	消防			
	危機管理課	和泉 800 す 281	日野	ポンプ車	消防			
	危機管理課	和泉 800 す 203	トヨタ	小型動力ポンプ積載車	消防			
	危機管理課	和泉 480 き 1864	ダイハツ	ハイゼット	軽貨物			
	総務課	和泉 502 さ 7521	ホンダ	フリード	小型乗用			
	総務課	和泉 41 る 9912	ホンダ	アクティ	軽貨物			
	総務課	和泉 501 ゆ 3862	トヨタ	プロボックス	小型乗用			
	総務課	和泉 54 ひ 2393	マツダ	ボンゴ	小型乗用	有	有	
	総務課	和泉 50ら 4299	ダイハツ	ミラ	軽乗用	有	有	
	総務課	和泉 50 よ 2076	スズキ	アルト	軽乗用			
	総務課	和泉 400 た 1208	ホンダ	パートナー	小型乗用			
総務 -	総務課	和泉 480 た 2597	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総務課	和泉 480 た 2598	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総務課	和泉 480 た 2599	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総務課	和泉 502 ね 9788	スズキ	スイフト	小型乗用			
	総務課	和泉 502 ね 9889	トヨダ	JP .	小型乗用			
	総務課	和泉 480 な 6990	スズキ	エブリイ	軽貨物			
	総務課	和泉 480 な 6991	スズキ	エブリイ	軽貨物			
	総務課	和泉 480 な 6992	スズキ	エブリイ	軽貨物			
	施設管理課	和泉 480 ぬ 4766	スズキ	エブリイ	軽貨物			
	高齢・障がい福祉課	和泉 580 め 9816	スズキ	スペーシア	軽乗用			
保健	介護保険課	和泉 480 た 2600	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
福	介護保険課	和泉 480 た 2601	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
祉 部	健幸増進課	和泉 480 た 2602	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	ふれあいゾーン	和泉 480 け 3907	三菱	ミニキャブ	軽貨物			
	土木管理課	和泉 41 み 8863	ホンダ	アクティ	軽貨物			
	土木管理課	和泉 41 ゆ 8726	ホンダ	アクティ	軽貨物	有	有	
	土木管理課	和泉 400 そ 7779	マツダ	ボンゴ	小型貨物	有	有	
	土木管理課	和泉 100 す 4315	イスズ	エルフ	普通貨物	有	有	
	土木管理課	和泉 480 か 979	スズキ	キャリー	軽ダンプ	有	有	
	土木管理課	和泉 480 け 4712	スズキ	キャリー	軽ダンプ			
土木	土木管理課	高石市こ 165	クボタ	ホイールローター	小型特殊			
木部	土木管理課	和泉 800 す 770	イスズ	いすず道路作業車	特殊	有	有	
	土木管理課	515SP1500	トーコー	スポ゜ーツトラクタ	小型特殊			
	土木管理課	和泉 41 め 1613	ホンダ	アクティ	軽貨物			
	土木管理課	和泉 480 け 2769	三菱	ミニキャブ	軽貨物	有	有	
	環境政策課	和泉 43 け 1673	ホンダ	アクティトラック	軽トラック			
	下水道課(下水)	和泉 480 < 541	スズキ	エブリィ	軽貨物			
	下水道課(下水)	和泉 581 か 146	スズキ	スペーシア	軽乗用			広報設備付

部	所属	登録番号	メーカー	区分	無線	緊急車 登録	備考
	学校教育課	和泉 480 さ 9246	スズキ エブリイ	軽貨物			
	学校教育課	和泉 54 や 7196	ホンダ オルティア	小型乗用			
	社会教育課	和泉 480 い 3364	スズキ キャリー	軽貨物			
教育	社会教育課	和泉 41 も 5105	スズキ エブリイ	軽貨物			
部	こども家庭課	和泉 580 ほ 9808	スズキ パレット	軽乗用			
	こども家庭課	和泉 580 は 6537	ダイハツ タント	軽乗用			
	松の実園	和泉 480 そ 1445	スズキ エブリイ	軽貨物			

◎区分別集計

区 分	台 数	備考
軽貨物	22	
軽トラック	1	
小型貨物	1	
特殊	1	
小型乗用	9	
普通貨物	1	
軽乗用	6	
小型特殊	2	
公共応急作業	3	
消防	3	
軽ダンプ	2	
計	51	

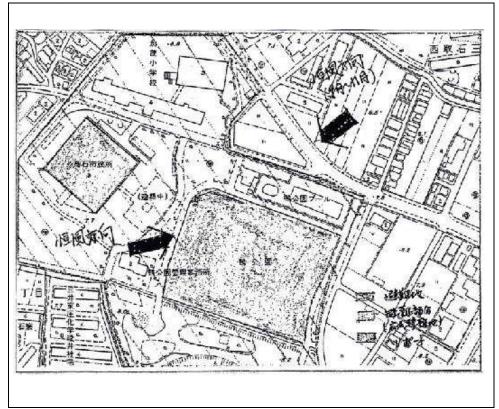
(1) ヘリポート表

NO. 1

ヘリポー	- 卜名	鴨公園グランド							
	地名・地番		高石市西取石 6 - 5						
所在地	所有者又は	住所	高石市加茂4-1-1						
	管理者	氏名	高石市						
	長さ×幅=面	長さ×幅=面積		140 m×110 m=15, 400 m²					
土地の 状 況	勾配	勾配		0度	横断勾配	0度			
	表面	表面		赤土硬					
付近障害	物の状況	物の状況		毎日放送送信所アンテナ、体育館					
発着可能	機数		2機						

(2) ヘリポート位置図

NO. 1

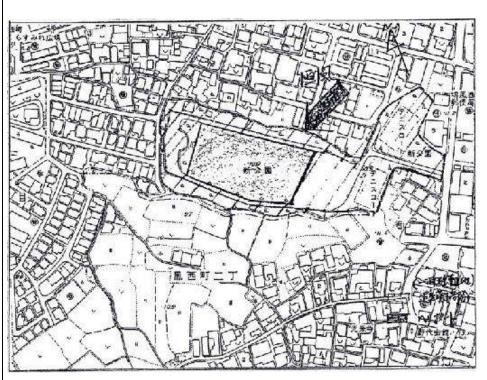


(1)	ヘリポー	ト表					NO.	2	
	ヘリポー	卜名		新公園					
		地名・地番		高石市東羽衣4-168					
	所在地	所有者又は	住所	高石市加茂4-1-1					
		管理者	氏名	氏名 高石市					
		長さ×幅=面積		$56 \mathrm{m} \times 100 \mathrm{m} = 5,600 \mathrm{m}^2$					
	土地の 状 況	勾配		縦断勾配	0度	横断勾配	0月	度	
	V	表面		芝					
	付近障害	付近障害物の状況		南一樹木					
	発着可能	発着可能機数			4機				

(2) ヘリポート位置図



NO. 2

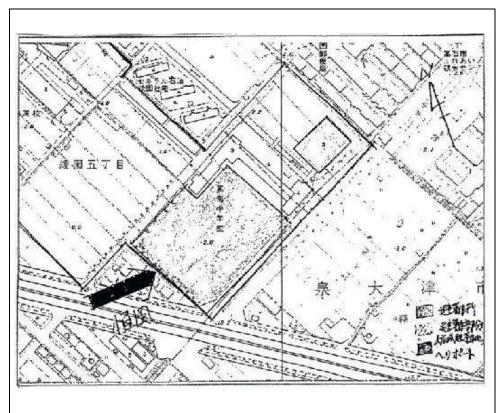


(1) ヘリポート表 NO. 3

ヘリポー	卜名		高南中学校								
	地名・地番		高石市綾園 5 -	-4 - 5	2						
所在地	所有者又は	住所	高石市加茂4-	-1-1							
	管理者	氏名	高石市								
	長さ×幅=面	積	$110 \mathrm{m} \times 80 \mathrm{m} = 8,800 \mathrm{m}^2$								
土地の 状 況	勾配		縦断勾配 0度 横断勾配 0度								
W 01	表面		真砂土								
付近障害	物の状況		東-ラジオ局のアンテナ塔								
発着可能	機数		3機								

(2) ヘリポート位置図

NO. 3



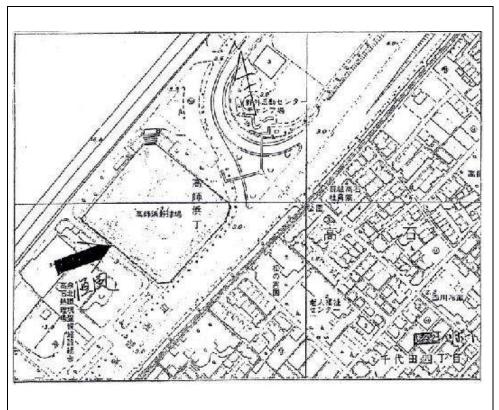
(1)	ヘリポー	ト表					NO.	4			
	ヘリポー	卜名		高師浜野球場							
		地名・地番		高石市高師浜	Г19						
	所在地	所有者又は	住所	高石市加茂4-	-1-1						
		管理者	氏名	高石市							
		長さ×幅=面	積	105 m×90 m=							
	土地の状況	勾配		縦断勾配	0度	横断勾配	0月	支			
	W. Du	表面		芝生、土							
	付近障害!	物の状況		西、南、北一照明灯							

4機

(2) ヘリポート位置図

発着可能機数





○府指定重点 11 品目

品名	総合体育館	取石防災倉庫	避難所等	単位
主食(アルファ化米など)	5,000	15, 400	95, 400	食
毛布	1, 330	4, 230	10, 140	枚
哺乳瓶	16	210	I	本
粉ミルク	20	19	1	kg
液体ミルク	81	81	ı	L
おむつ(乳幼児用)	744	6, 364	I	枚
おむつ(大人用)	120	1, 368	1	枚
簡易トイレ	20	78	15	個
生理用品	_	6, 690	120	枚
トイレットペーパー	19, 200	242, 880	-	m
マスク	6,000	105, 020	3, 200	枚

○府指定その他備蓄品

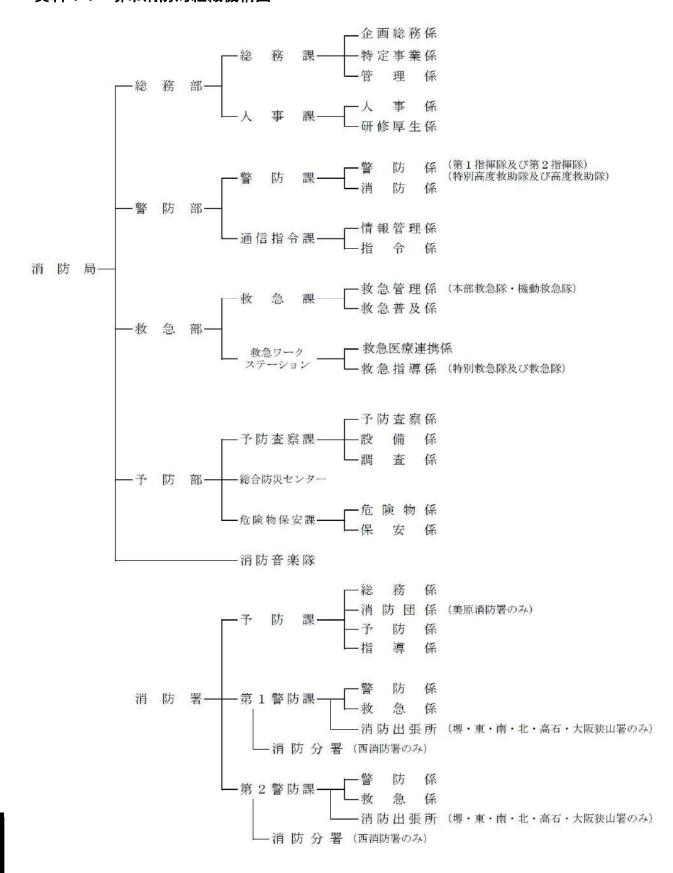
品名	総合体育館	取石防災倉庫	避難所等	単位
段ボールパーティション	59	_	81	個
簡易ベッド(段ボール・折りたたみ式)	14	15	66	個
災害用テント	75	_	45	張
ブルーシート	949	170	140	枚

○その他物品

○その他物品				
品名	総合体育館	取石防災倉庫	避難所等	単位
保存水(500m 1)	_	I	26, 448	本
捕食(ビスコ)	_	-	1,800	袋
カセットボンベ式発電機	12	-	1	台
可搬式発電機(ディーゼル)	_	-	3	台
投光器	29	_	-	台
日用品セット	_	-	5	箱
可搬式消防ポンプ	11	-	_	台
カセットボンベ	_	144	_	本
カセットコンロ	-	20	-	台
ガウン(感染症対策用)	_	5, 400	-	枚
リヤカー	_	6	11	台
ストレッチャー	_	6	7	们
生活用水	_	-	3, 360	本
救命道具	_	ı	5	個
担架	_	120	7	個
ポリタンク	_	_	70	個
ポリバケツ	_	-	14	個
タオル	_	8,000	840	枚
ストーブ	_	10	10	台
水槽	_	4	5	張
車いす	_	20	-	台
消毒液	40	_	-	L
フェイスシールド	_	600	ı	枚
鍋	_	10	ı	個
かまどセット	_	10	ı	セット
やかん	_	10	ı	個
メガホン	21	-		個
携帯トイレ	700	ı	1,080	個

品名	総合体育館	取石防災倉庫	避難所等	単位
スポットクーラー	-	_	3	台
厚手おしりふき	579	_	_	パック
紙コップ	600	_	_	個

4. 堺市消防局及び消防水利、危険物、水門等に関する資料 資料 4-1 堺市消防局組織機構図



(堺市消防局:令和6年4月1日現在)

資料 4-2 堺市消防局職員の配置表

	_		合				荷	防職	Ħ	~	111	
			81	司監	正整	102: mi	司令長	司令	司令補	士 長	消防士	事務職員
	合	計	1069	1	. 8	15	52		287	337	100	1
	ф эт		278	- 1	6	6	18	94	80	19	24	1
-	消防	局 長	-1	- 1						/		
į.	消防	局 次 長	1	-	1					8		
		総務部長	1	-	1	6				2		F
		総務部理事総務部参事後	(1)		1	, a	(1)					
	総務部	総務部参事	(1)	-	-		(1)	-	~	_		-
		総務課	22	-		- 1	1	10	9	1		
		人事課	34	-		-	1	8		1	21	V
lak .		警防部長	1		1							
消	-	警防部総括参事役	1			1						
144	警訪部	警防課	75			1	5	27	24	18		1
防		通信指令課	44		Ĭ.	1	3	16	15	9		
144		赦急部長	1		1				,	4		
局	枚急部	被急部参事	- 1				1					
	151.00	教急課	26				1	8	9	6	1	
		故意ワークステーション	25				1	8	5	10	1	
		予防部長	(1)		(1)							
		子防部参事役	1				1	3 5			19	
	于新鄉	予防部参事	1		-		1			-		
		予防査察課	18		-	- 1	2	5	7	. 1		-
		総合防災センター 位銭物保安課	8 16		9	-	- 2	. 5	- 1	3		
	lak	11. 與物保女課 防音楽隊	(19)	-		(1)	(2)	(4)	(8)	(3)	(1)	-
	小		134		1	1	4		36	54	10	7
		・副署長	2		i	1						
坝		于妨课	14				2	4	4	4		V .
防防	本署	警防課	57				2			23	7	
署		三宝	22					4		11	1	
5.5415	出援所	旭ケ丘	20					4	7	7	2	
		三国ヶ丘	19					4	6	9		
中	小	計	66		ii ii	1	4	14	17	21	9	
消	署力	社・副署長	2			I	1					
男	本署	予妨課	8				1	4	3			
		警防課	56				2			21	9	
兼	, ch	計 E・副署長	71		-	I	3	16	21	23	. 7	-
消	海江		2			- 1	1				6	
防署	本署	予防課 警防課	8 41			-	2	8	3 12	1 15	4	
PER	出張所	登美丘	20				- 4	4	6	7	3	
	小	ACCURATION AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE P	110		- 1	- 1	3		30	44	8	
西		・副署長	2		1	i	-				-	
消防	TOTAL TOTAL	予防課	10				1	4	3	2		
署	本署	警防課	49				2	9	14	20	4	
11100	分署	施作	49			-		10	13	22	- 4	
	小		105		- 1	1	2	25	27	40	9	
南	署上	長・副署長	2		1	1						
消	本署	予防課	11					. 5	. 3	3		
防署	40000	警防課	47				2	10	_			
	出張所	福泉	20					4	5	8	3	
		茶山台 計	25				- 2	6		10	1	-
北	小里	・副署長	107		9	1	4	22	29	39	12	
消	Wester	予防課	11			- 1	1	6	2	2		
店 署	本署	警防課	60		-	-	2			23	9	7
7	出張所	百舌鳥	34				-	6		14	3	
美	小		53			1	6			14	7	
原		・副署長	2			1	1					
消防	本署	予防課	11		9		3	4	1	2	1	
勘	平省	警防課	40				2	8	12	12	6	0 0
高	45		71	3		i	4	16	16	27	7	9
25	署封	・耐署長	∘2			1	1					
消防署	本署	予防課	7				1	4		2		
署	WATER	警防課	42				2			14	7	
	出張所		20					4	5	11		
大阪	小		74			1	4	18	18	26	7	
	著技	・副署長	2			1	1			-		
狭		予防課	7				1	4	1	1		
111	本署		27	T)	11				120	2.0	(C) (A)	H 20
	本署出無所	警防課 ニュータウン	44 21	_	- 1		2	8		16 9	7	

(堺市消防局:令和6年4月1日現在) ※合計は正規職員及び再任用(フルタイム)職員の数 ()業務で外数 第 1 編 総 則

防 第 対 2 策 編 災害予

害応急対策 第3編 地震災

災害応急対策 風水害

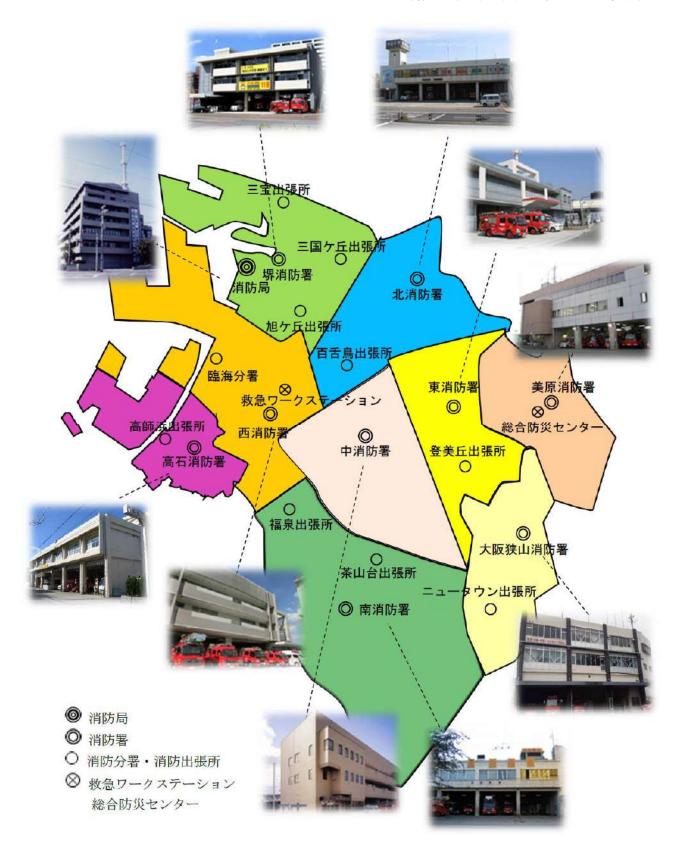
災害応急対策 第5編 事故等

旧·復興対策 第6編 災害復

	The state of the s		庁	<u>*</u>	面	積 (㎡)	
区分	庁舎別	庁舎棟数	構造	経過年数 5 5 10 20 30 40 年年年年年年年 4 4 4 4 末10 20 30 40 以 満年年年年年 4 4 上	地面積	建築面積	延面積
슴 計		33		5 3 4 2 5 14	81, 081. 7	17, 611, 28 (621, 93)	39, 048, 24 (1, 282, 46)
消防局		1	S R C 造 7階	H元. 7.24	3, 356. 06	1, 264. 80 (56. 16)	6, 102, 55 (56, 16)
	堺本署	1	RC造 3 階 地下 1 階	S43. 3.30 S52. 3.31 增築	1, 170. 00	624. 33 (19. 34)	1, 616. 30 (19. 34)
case Vole real, CCC	三宝出張所	1	RC造 2 階	H27. 3.19	1, 433. 65	627. 85 (13. 82)	1, 127. 12 (27. 02)
堺消防署	旭ヶ丘出張所	1	RC造 2 階	S50, 3, 1	602.00	359. 59 (10. 29)	715. 56 (10. 29)
	三国ヶ丘出張所	1	RC造 2 階	S56. 4.14	556. 29	177. 81 (8. 64)	349, 18 (20, 69)
中消防署		1	SRC造 3 階	Н 7. 3.17	2, 555. 53	847. 74 (54. 73)	2, 199, 58 (260, 98)
sales NAP made 0000	東本署	1	RC造3階	H18. 3. 2	2, 500. 00	1, 237. 89 (17. 00)	2, 412. 97 (17. 00)
東消防署	登美丘出張所	1	RC造 2 階	S57. 10. 8	1, 574. 42	400.77	679. 00
	西本署	1	SRC造 3 階	H26. 9. 24	2, 587. 95	1,072.94 (94.99)	2, 607. 82 (205. 28)
ment hade made 0000	臨海分署	1	RC造 2 階	S44. 12. 3		585. 10 (72. 00)	1, 051. 53 (72. 00)
西消防署	専用車庫	1	S造1階	S55. 12. 22	3, 305. 91	162.00	162. 00
	消防倉庫	1	S造1階	S49. 4. 1		156.00	156. 00
	南本署	1	RC造 2 階	S53. 12. 29	4, 138. 09	668. 29 (59. 49)	1, 069. 36 (204. 49)
	福泉出張所	1	RC造 2 階	S59. 11. 16		178, 28 (7, 73)	348, 78 (7, 73)
南消防署	消防倉庫	1	S造1階	S59. 11. 16	1, 186. 35	132.00	132. 00
	茶山台出張所	1	RC造 2 階	S49. 3. 1	986. 09	298. 03 (12. 96)	587, 68 (12, 96)
II tale out one	北本署	1	SRC造 2 階	S46. 12. 1	1, 652. 89	584. 92 (45. 07)	1, 119. 08 (45. 07)
北消防署	百舌鳥出張所	1	RC造 3 階	S49. 6.17	660, 56	307. 81 (13. 38)	851. 48 (13. 38)
美原消防署	*	1	RC造3階	Н 7.11.24	2, 423. 27	814. 61 (40, 36)	2, 053, 96 (112, 54)
	西分団屯所	1	軽量S造2階	H16. 12. 10	135. 00	46.38	92. 76
美原消防団	東分団屯所	ĭ	軽量S造2階	H16. 12. 10	68. 00	46.38	92. 76
	北分団屯所	ĭ	軽量S造2階	H16. 12. 10	246. 61	46.38	92. 76
-14 14 14	高石本署	1	RC造 2 階	S53.10.12 H8. 3.27 增築	2, 231. 63	881.72 (28.49)	1, 704. 47 (28. 49)
高石消防署	高師浜出張所	1	RC造 2 階 地下 1 階	S45. 6.10	792.00	409.76	840. 35
	大阪狭山本署	1	RC造4階	S48. 5.10	6,029.13 (市役所同一敷地内)	350. 29	1, 016. 24
大阪狭山消防署	ニュータウン出張所	1	RC造3階	H4. 7.18	1, 053. 75	498. 17 (29. 64)	1, 111. 48 (115. 29)
日置荘消防倉庫		1	RC造 2 階	S58. 5. 10	417. 12	181. 18 (11. 60)	342. 60 (11. 60)
枚急ワークステー	ション	1	S造 2 階	H27. 5.31	19, 693. 00	329.00	630.00
	災害活動支援棟	1	S造 2 階	R3. 10. 14	The second secon	1, 725. 37 (26. 24)	2, 882. 42 (42. 15)
	防災啓発施設	1	RC造一部S造 2階	R3. 10. 14	1	1,062.00	1, 682. 36
総合防災センター	水難救助訓練棟	1	RC造3階	R3. 10. 14	19, 726. 40	840.66	584. 80
	総合訓練棟	1	RC造一部S造 5階地下2階	R3. 10, 14		323.60	1, 721. 68
	救助訓練棟	1	S造6階	R3. 10. 14	1	369, 63	911. 70

(堺市消防局:令和6年4月1日現在)

(注) () 内は倉庫等を外書。



第1編総則

防対策 災害予

害応急対策 第3編 地震災

災害応急対策 風水害

災害応急対策 第5編 事故等

旧•復興対策第6編 災害復

資

(堺市消防局:令和6年4月1日現在)

								消	防耳	面	(教	急	車・	消	防 団	2 5	5)				
\	\		134	24	H	1+	l+	FITE:	+	es	est	2.2	+	360	ıJı.	m	60	,	ds	Pris	anc.
		合	消	水槽	はし	はし	はし	屈折	大	10	特殊	9 0 80	大型	泡	型	無	99		i)ı	防	空
1			85	付	2	ご水	T	はし	型	殊	災	高	高	原	動力	總	R		型	蜒	友
1			ボ	消防	付	槽	fd	こ	化	化	害	度	Phi	液	ポンプ	ф	I		叙	I	充
1			ン	ボ	消	付ポ	ポン	付ボ	20.02		対	I	放	搬	プ付	250	Sent		200		0900
1			プ	ンプ	防	ンプ	プ	ンプ	学	学	応	作	水	送	水槽	継	作		ED)	作	填
		āt	#	車		車	重	車	車		#	#			#	*			車	#	#
	常備	193	2 15	16	5	3	-1	1	8	- 1	1	1	1	1	2	1		4	1	2	.1
	非 常 用	25	- 10.5	- 10		- 1												1			
	消防団		4 3	-			100										27022				
	100 Table 100	常非	常非	常非	常	常非	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	非	#	常	常
局	総務課	2	++			-							-			-	H	-	-		
	人事課	26	3			-					1	Ť				-	9	4			
	警 防 課 防災センター	26 3	3								1	1					3	1	1		
	通信指令課	1														1	\vdash	+			
	救 急 課	10000	1														Н				
П	救急ワークステーション		1														Ħ				
	予 的 査 察 課	6															П				
	危険物保安課	2																			
	小 81	52	4			1					1	1				- 1	3	1	1		
П	本 署	13	1 1	1	1	1			1												
	三 宝	5	1 1	1 1				1	1												
堺	旭 ヶ 丘	3	1 1 1						1												
	三日ヶ丘	2		1																	
Ш	小計		3 3 1	_	- 1	1		1	3												
ф	本 署	-	1 1 1	-														_			
_	本 署		2 1 1								-					-	H	-	-		
東	登 美 丘	2		1			1							10				_			
Н	小計		2 1 1	4 10 2	_														-	_	
西	本 署 第	13	1 1 1	1	- 1	1			1 2				1	1	1		H	-		- 1	1
	رب <u>1</u>	4000	1 2 1	1 22	1	1			3				1	17 02	1			+		1	1
Н	本 署		1 1	1					1									_		- 11	
	茶 山 台		1	1 1	1		1		111								\Box				
南	祖 泉		1 1 1				- 00	7	9					i i	9						
	小 8 1	17 :	3 2 1	2 1	1		1		1												
П	本 署	13	2 1 1	1	1	1															
北	百舌鳥	4	1	1	1																
\Box	ال 8t		2 2 1			1															
_	本 客	10 :	2 1 1	1 1	1																
美原	游 防 団	4	3																		
	N St		_	1 1	1																
高	本 署	- 101240-401 - 00	2 1 1							1											
石	高師浜	4		1					1											1	
\vdash	小計		2 1 1						- 1	-1										1	
狭山	本著		2 1 1														1				
Ш	ニュータウン		1 1 1																		
\Box	小 8t	13	3 2 2	1													1				

消防自動車 (消防団4台含む) 165台、その他車両55台、消防艇1艇:合計220台+1艇

常:常編 非:非常用 水槽付消妨ボンブ車のうち、1で表記されているもの:数助タンク車(RT車) 小型動力ボンブ付水槽車のうち、1で表記されているもの:原液搬送機能付 査察車のうち、1で表記されているもの:軽四査祭車

								1	65	台			_										55	台	A
*	支	21	晉		8	査	1	200	蜒	255	資	2	E .	\$ \bar{\pi}	3	4C	8	軽	楽		地	資	26	0₹	7
型	~	3	н	3	н	- Max		073	書	MS2	15731			院	目的	マラ		42	*	^	46	25262	-	42	
樂					#				対	#4	機		Ą	搬	消	ンゴ	通	自	55	员	震	機	洒	自	
シス	援	#	Œ.			縣	-	查	随	補	材	ħ	各	送	助 車水	ドン	連	_	390	180	体	材	連	1770	B
テム		-		8	K.	1950			多目		搬	8	Ø	移	利シ	ユハニイ		動	19,630	90901		100	4040	動	4055
大型除染システム搭載									99	給	送	Ŕ	Ð.	送	消防水利システ	2/1	絡	1.500000	送	送	験	送	絡	24677	
車	車	1	Ð		ŧ	車	1	車	垂	車	車		E	車	Δ	١٦	車	車	#	車	*	車	#	*	#
- 1	1		10	_	2	13		1	3	1	4	- 1	26	4	1	2	0	2	1	1	1	1	14	37	
			1		1								7												
	- 11	200.00										2000					1	_		100		322			
常	常	常	非	常	非	常	常	非	常	常	常	常	非	常	2	常	常	常	常	常	常	常	*	常	7
								⊢								-							1	.1	
	-	1	-	2	1	-		-		1	3			-	-			-			-		4	8	-
	2	-	1.0	-		1					3								-				- 7		
								-																	
												2	1	4									1		
					1000						Î		1			- 0			-					1	
						1	1												1	1	1			1	
						2																			
	1	-1	1	2	:1	4	:1			-1	3	4	2	4					1.	1	1		6	11	
		1			200	1			1			1	1										1	3	
		15										1													
												1													
												1													L
		1				1		_	. 1			4	_										1	3	-
1		1	_			_1	_					2											1	3	
		1	_			1		-				1	-	b.		2							1	3	_
						4		-			-	1	-					-			-				
- 1		1			8	1		-			- 6	2				2		14					1	3	H
		1				- 1		-			-1	1	-		1	-			<i>i</i>				1	1	-
		1			9	1					1	2	=		1	_							1	4	
		1	_			1	_	+	1			1											1	3	Н
									1			1												- 60	
- 19					8							1	-	9					1					-	
		1				1			1			3	1										1	3	
		1				1			1			2	1										1	3	
												2													
		1				1			1			4	1										1	3	
		1				1						.1						1					- 1	2	
																	1								
		1	_			1	-					1					1	1					1	2	_
		1				1		-				775.54	1										1	3	
1.0								-	10		110	1		i.e.					0,	9					L
- 4		1				1	_						1										. 1	3	
- 1		1			8	1		-				1	1					1				1		2	-
		1			RV T	1							1					1				1		2	-
												-						- 1						-	_

震防炎対策推進計画 附属2 南海トラフ

編

資料 4-5 消防通信指令総合システム

(堺市消防局 消防年報令和5年版)

1. 消防指令管制システム

消防指令管制システムは、火災、救急などの災害発生時にコンピュータを駆使し、災害に応じた最適な消防車や救急車を瞬時に編成するとともに、消防隊への消火栓等水利の的確な割当て、消防署等への出場指令等すべてをコンピュータ処理により行います。







消防行政統合システム (イメージ図)

平成 31 年 3 月 29 日から、聴覚・言語機能に障害のある方からの新たな通信手段として Net 119 緊急通報システム及びメール 119 を導入しております。

また、令和2年4月1日に、新消防指令管制システムの運用を開始し、消防隊等が指令情報を確実に受令することができる受令用及び現場映像や手書きメモなどの情報を共有できる映像共有用のスマートデバイスを活用しています。

加えて、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、消防機能の保持及び管内の災害情報集約を目的とした「大規模災害対応機能」を導入しました。

令和2年11月1日には、音声による119番通報の後、必要に応じて通報者のスマートフォンを利用して、現場状況を映像で通報できる映像通報119の運用を開始しました。

また、令和3年12月には、令和4年4月の総合防災センター開所に伴い、東消防署の前進無線基地局を総合防災センターへ移転し、平常時は消防救急デジタル無線の前進無線基地局として機能させ、 津波警報発表等で消防局での無線運用が困難な場合、バックアップ基地局として総合防災センターに て各消防署の災害情報等の収集が行える体制を構築しました。

(堺市消防局:令和6年4月1日現在)

区分			消火栓								防力	と水‡	曹									その	/th		
	合計	•	何火任			,	小計				4	公設					私設					~C"V,	/TE		
市名		小計	公設	私設	計	100	60	40	20	計	100	60	40	20	計	100	60	40	20	小計	プ゚ール	池	河川	海	その他
堺市	22, 059	17, 746	17, 000	746	2, 526	317	249	1, 878	82	779	47	22	708	2	1,747	270	227	1, 170	80	1, 787	198	707	714	137	31
高石市	1, 689	1, 408	1, 396	12	217	217 37 22 151 7					6	3	65	0	143	31	19	86	7	64	8	3	43	10	0

	利番号	:設防火水槽設置場所 	目標	容量	設置日	耐震
S	3001	高石市千代田5丁目8番	高陽小学校正門より南へ30m	40	1988年4月	非耐
S	3002	高石市高師浜3丁目19番	高石小学校正門南側門柱より南へ4 m	40	1960年4月	非耐力
S	3004	高石市羽衣3丁目2番	羽衣幼稚園南西角	40	1963年2月	非耐
J	3005	高石市東羽衣2丁目21番	東羽衣小学校南西角より北へ30m東へ7.3m	40	1962年3月	非耐
J	3006	高石市取石2丁目26番	山内時太郎宅西側門柱より北へ7m	40	1964年2月	非耐
J	3007	高石市綾園2丁目4番	綾井公園内	40	1971年6月	非耐
J	3008	高石市取石 3 丁目 1 5 番	取石いるか公園内	40	2003年1月	非耐
J	3009	高石市取石1丁目5番	椋橋宅北東角から東へ2m、南へ2.5m	40	1972年9月	非耐
S	3010	高石市千代田6丁目15番	北助松荘園分譲住宅公園内	40	1973年5月	非耐
J	3012	高石市東羽衣7丁目2番	東羽衣かば公園内	40	1974年4月	非而
J	3013	高石市東羽衣7丁目2番	東羽衣こうま公園内	40	1974年4月	非而
J	3014	高石市綾園6丁目6番	旧綾園ちびっこ広場内	40	1974年5月	非而
S	3015	高石市羽衣2丁目3番	浜寺郵便局北側道路西へ道廣宅前	40	1974年5月	非而
S	3016	高石市羽衣4丁目2番	メゾンドール羽衣南東角	60	1974年9月	非而
J	3017	高石市東羽衣5丁目21番	小池児童公園内	40	1975年4月	非而
J	3018	高石市東羽衣1丁目18番	東羽衣交番北西角より西へ1m、南へ2.4m	40	1976年5月	非而
J	3019	高石市東羽衣5丁目5番	東羽衣ぱんだ公園内	40	1976年11月	非而
J	3020	高石市取石1丁目14番	富木自治会集会所北側空地	40	1977年5月	非而
S	3021	高石市千代田6丁目6番	千代田6丁目6番こじか公園内	40	1977年9月	非而
J	3022	高石市取石3丁目14番	高石市立取石小学校正門南側塀南端より南へ10m西へ 5.5m	40	2003年1月	耐
S	3023	高石市千代田4丁目2番	社会福祉法人浜寺会認定こども園高石保育園グランド南東 角	40	1978年4月	非而
J	3024	高石市西取石1丁目27番	高石消防署西側入口より北へ9.5m	40	1978年10月	非而
S	3025	高石市千代田6丁目12番	千代田らくだ公園	40	1978年11月	非而
J	3026	高石市加茂4丁目6番	加茂サンサン公園内	40	2004年10月	耐
S	3027	高石市千代田1丁目4番	高石市中央公民館內	40	1979年4月	非而
J	3028	高石市西取石8丁目5番	市立清高小学校内南西角	40	1981年4月	耐
J	3029	高石市取石2丁目14番	富木自治会地車倉庫敷地内	40	1981年6月	非而
J	3030	高石市東羽衣6丁目7番	高石中学校グラウンド内、防火水槽看板から北へ5メート ル	100	1981年11月	耐
J	3031	高石市東羽衣3丁目15番	高石市立東羽衣公民館南東角敷地内	40	1982年2月	耐
J	3032	高石市西取石1丁目25番	西取石小公園内	40	1982年3月	非而
S	3033	高石市千代田6丁目12番	千代田しまうま公園	40	1983年2月	非而

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
Ј	3034	高石市西取石 5 丁目 5 番	大歳公園北東角	40	1983年3月	非耐震
S	3035	高石市千代田3丁目13番	高陽公園西側植込み中央	40	1984年2月	非耐震
J	3036	高石市綾園6丁目1番	西尾宅南西角から西へ3.8m	40	1984年10月	非耐震
J	3037	高石市綾園5丁目3番	高南中学校テニスコート西側門柱より東へ2.5m南へ 2.5m	40	1986年2月	非耐震
S	3038	高石市高師浜2丁目13番	第6区ちびっこ広場内	40	1986年1月	非耐震
S	3039	高石市羽衣4丁目2番	メゾンドール羽衣パークサイドペンギン公園内	40	1987年4月	非耐震
J	3040	高石市西取石 6 丁目 5 番	鴨公園北側駐車場	100	1987年5月	耐震
J	3041	高石市綾園 5 丁目 4 番	高南中学校西側通用門南側門柱より南へ5.5m	100	1988年4月	耐震
J	3042	高石市東羽衣4丁目16番	新公園西側入口北西角より東へ5m	40	1988年4月	非耐震
S	3043	高石市千代田2丁目	高師浜公園内北西角	40	1989年3月	非耐震
S	3044	高石市羽衣5丁目1番	社会福祉法人 南海福祉事業会 羽衣保育園敷地東側出入 り口から南へ10メートル	40	1989年4月	耐震
J	3045	高石市取石3丁目11番	取石中学校西通用門入口南側	100	1989年4月	耐震
J	3046	高石市東羽衣3丁目6番	羽衣駅東側花時計内	40	1989年4月	耐震
J	3047	高石市西取石7丁目9番	花田公園内	100	1989年5月	耐震
J	3050	高石市西取石8丁目9番	大園公園フェンス北東角より南へ12m西へ1m	40	1992年1月	非耐震
S	3051	高石市高師浜丁1番	消火栓S136号より西へ15m今川公園内(採水口より 北6.5m西8mにマンホール	40	2009年3月	耐震
J	3052	高石市西取石3丁目22番	高石市立加茂小学校体育館北側	40	1993年1月	非耐震
J	3053	高石市綾園3丁目12番	綾園保育所グランド側通用門西端より東へ2.6m南へ 1.5m	40	1994年5月	非耐震
S	3054	高石市高師浜丁6番地	高石市立図書館北東角より東へ20m	40	1995年3月	耐震
S	3055	高石市羽衣4丁目5番	羽衣団地南側消防活動空地南西角より西へ4.9m北へ 2.6m	40	1995年4月	耐震
J	3056	高石市加茂2丁目25番	井坂宅南東角より南へ10m	40	1996年3月	耐震
J	3057	高石市西取石 5 丁目 1 1番	ビックボーイ駐車場北東角より北へ3m西へ3m	40	1997年4月	耐震
Ј	3059	高石市取石3丁目9番	高石市複合コミュニティーセンター北西	40	1999年10月	耐震
S	3060	高石市羽衣5丁目1番	羽衣すずめ公園南側入口西角	40	1999年12月	耐震
J	3061	高石市綾園3丁目13番	府営高石住宅1棟東側公園の北東角	40	2000年2月	耐震
S	3062	高石市羽衣2丁目5番	羽衣くじら公園南西角	40	2000年3月	耐震
Ј	3063	高石市東羽衣6丁目3番	東羽衣ゆりの木公園内、北東側	100	2001年6月	耐震
S	3064	高石市羽衣2丁目5番	羽衣くじら公園南東角	40	2001年3月	耐震
S	3065	高石市羽衣2丁目5番	羽衣しろはと公園南東角	40	2002年3月	耐震
Ј	3066	高石市取石 5 丁目 7 番	取石ぽに一公園内北東角	40	2003年1月	耐震
Ј	3067	高石市加茂3丁目9番	加茂さつき緑地南側	40	2004年3月	耐震
Ј	3068	高石市東羽衣4丁目2番	山本宅より西へ3 m	40	2004年11月	耐震
Ј	3069	高石市綾園7丁目5番	センベル公園西側入口	80	2004年12月	耐震

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
J	3070	高石市東羽衣5丁目8番	八幡公園内	40	2005年4月	耐震
J	3071	高石市東羽衣1丁目5番	東羽衣ドルフィン公園北東角	40	2005年11月	耐震
J	3072	高石市加茂4丁目7番	加茂ロックガーデン公園	40	2009年2月	耐震
J	3073	高石市加茂4丁目7番	加茂ロックガーデン内	40	2011年7月	耐震
J	3074	高石市綾園4丁目4番18号	創価学会高石文化会館敷地内北東	40	2011年10月	耐震
J	3075	高石市東羽衣5丁目	フローラル公園内南側	40	2012年10月	耐震
J	3076	高石市東羽衣5丁目	フローラル公園内北側	40	2013年10月	耐震
J	3077	高石市西取石6丁目5番6号	高石市立総合体育館 本館棟地下	40	2015年3月	非耐震
J	3078	高石市東羽衣6丁目3番	東羽衣ゆりの木公園内北西側	40	2017年7月	耐震
S	3079	高石市高師浜3丁目480番地2	すし・仕出しうを竹南西角から南へ8m	80	2018年4月	耐震

^{※ 「}公設の貯水槽」とは、高石市が設置、または管理している貯水槽である。

(2) 私設防火水槽設置場所

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
J	5001	高石市取石1丁目1番	JR富木アパート1号棟西側緑地内	40	2003年1月	非耐震
S	5001	高石市高砂2丁目9番8号	日陸物流㈱敷地内南東角	40	2006年12月	耐震
J	5002	高石市綾園 6 丁目	清高公民館内	40	1986年4月	非耐震
S	5002	高石市高砂3丁目39番	日陸大阪物流センター㈱北門入口西側門柱から南へ7m	60	2011年7月	耐震
J	5003	高石市取石6丁目2番15号	エコトピア泉北内	40	2015年11月	非耐震
S	5003	高石市高砂3丁目39番	日陸大阪物流センター㈱定温危険物倉庫北西角から西へ1 0m北へ7.5m	40	2011年7月	耐震
J	5004	高石市東羽衣6丁目21番	三井東圧羽衣寮敷地南東角より西へ5 m	40	1994年2月	耐震
S	5004	高石市高砂3丁目2番2号	大阪ガス泉北製造所内	80	2012年1月	非耐震
J	5005	高石市綾園1丁目12番	綾園マンション	40	1982年11月	非耐震
S	5005	高石市高師浜丁11番	泉北環境整備施設組合 高石下水処理場内 送泥ポンプ場 北東15m	300	2014年4月	非耐震
J	5006	高石市綾園1丁目12番	綾園マンション	60	2003年1月	非耐震
S	5006	高石市高砂1丁目11番5号	ハーモニックス高石工場3棟倉庫(製品置場)北東角から 北へ14.7m、西へ7.2m	40	2016年1月	耐震
J	5007	高石市加茂1丁目21番23 号	スロープ南西角から東へ2.3m 北へ70cm	40	2014年4月	耐震
S	5007	高石市高砂1丁目11番5号	ハーモニックス高石工場3棟倉庫(製品置場)北西角から 北へ8.6m、西へ2.4m	40	2016年1月	耐震
J	5008	高石市加茂1丁目21番23 号	建物北東角から南へ7. 1m 西へ1m	40	2014年4月	耐震
J	5009	高石市東羽衣7丁目10番3 9号	浜寺病院けやき棟 風除室	40	2018年4月	非耐震
J	5010	高石市加茂1丁目20番	府営高石加茂住宅ゴミ置場南西角より南へ8m	40	2003年1月	非耐震
J	5012	高石市加茂3丁目2番	府営高石綾井住宅1棟北側	40	2003年1月	非耐震
J	5013	高石市加茂4丁目1番	高石市役所駐車場北西角	40	2003年1月	非耐震
S	5013	高石市千代田6丁目	南海福祉法人 南海福祉事業会 南海愛児園玄関西側	40	2000年4月	非耐震

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
J	5014	高石市加茂4丁目1番	高石市役所東側ガレージ南東角より南へ5m	40	2003年1月	非耐震
J	5016	高石市西取石1丁目21番	府営富木住宅 3 棟北側	40	2003年1月	非耐震
J	5017	高石市西取石3丁目2番	府営富木住宅5棟北東角より東へ7m	40	2003年1月	非耐震
J	5018	高石市西取石3丁目16番	サンフラワー高石北西角より西へ5mポンプ室北側	70	2003年1月	非耐震
J	5020	高石市綾園1丁目8番	アプラたかいし・ローレルコート高石建物南東	70	2003年2月	耐震
J	5021	高石市取石5丁目8番	高石特別養護老人ホーム入口北東角	40	2003年1月	非耐震
J	5022	高石市取石7丁目1番	ホームセンターコーナン高石店敷地南側	40	2003年1月	耐震
J	5023	高石市取石7丁目13番	府営富木南住宅12-2棟東側南東角	40	2003年1月	非耐震
S	5024	高石市高砂3丁目30番地	吉野石膏・高石配送センター入口より東へ40m南へ5m	40	2003年1月	耐震
S	5025	高石市高砂3丁目27番地	旭マシナリー・正門より東へ30m	54	2003年1月	非耐震
S	5026	高石市高砂1丁目3番地	DIC (株) 堺工場 ウレタン樹脂生産設備	40	2000年5月	非耐震
J	5027	高石市綾園4丁目	高石スカイハイツ内	40	2003年1月	非耐震
S	5027	高石市高砂3丁目79番地	イビデンケミカル・ガス事業部高石事業所南西角より東へ30m (フェンス)	90	2003年1月	非耐震
J	5028	高石市綾園4丁目4番	朝日放送・高石送信所内	40	2003年1月	非耐震
S	5028	高石市高砂3丁目79番地	イビデンケミカル・ガス事業部高石事業所敷地内北東角	300	2003年1月	非耐震
J	5029	高石市西取石6丁目6番	毎日放送高石送信所建物南東角から南へ10m東へ6m	40	1988年11月	非耐震
S	5029	高石市高砂3丁目24番地	生野金属・泉北工場正門より北へ20m	100	2003年1月	非耐震
S	5030	高石市高砂3丁目49番地	大阪富士工業・泉北工場敷地内北西角	40	2003年1月	非耐震
J	5031	高石市東羽衣1丁目12番	学生会館北側入口北東角より北へ5m東へ4m	40	1993年9月	非耐震
J	5032	高石市綾園5丁目7番	アステージ高石敷地南東角付近	40	1996年2月	耐震
S	5032	高石市高砂3丁目48番地	中辻産業泉北高砂工場北西角より南へ5m	55	2003年1月	非耐震
J	5033	高石市取石4丁目9番	山木智治宅南東角より西へ1.5m南へ4.5m	40	1997年1月	耐震
S	5033	高石市高砂3丁目21番地	高砂金属工業・正門より南へ5m	40	2003年1月	非耐震
J	5034	高石市取石6丁目10番	ヤマト運輸配送センター北東角より西へ2・5m南へ9・ 7m	40	1998年6月	耐震
S	5034	高石市高砂3丁目25番地	大阪防水建設社正門より南へ25m	50	2003年1月	非耐震
S	5035	高石市高砂3丁目22番地	㈱井村運送高石倉庫敷地内北西角	40	2003年1月	非耐震
J	5036	高石市綾園 5 丁目 7 番	学校法人清風南海学園敷地北東角	80	2000年2月	耐震
S	5036	高石市高砂3丁目20番地	ナス(NASSH)正門より南へ10m	40	2003年1月	非耐震
J	5037	高石市加茂1丁目15番	シャリエ高石内	40	2000年4月	耐震
S	5037	高石市高砂3丁目3番地	・大阪ガス 製発計画部高砂倉庫事務所西側	60	2003年1月	非耐震
S	5038	高石市高砂3丁目7番地	・コールドエアープロダクツ管理棟東側	600	2003年1月	非耐震
J	5039	高石市綾園2丁目17番	パークスクエア高石敷地内南西部	40	2002年4月	耐震
S	5039	高石市高砂3丁目7番地	・コールドエアープロダクッチャージゲート南側	100	2003年1月	非耐震

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
Ј	5040	高石市綾園1丁目8番	アプラたかいし・ローレルコート高石建物南西	70	2003年2月	耐震
Ј	5041	高石市綾園3丁目13番	府営高石綾園住宅 3 号棟北側	40	2004年10月	耐震
S	5041	高石市高砂3丁目39番地	太陽セメント工業(株)泉北第二工場敷地内北西角から南へ41m	40	2001年1月	非耐震
J	5042	高石市取石7丁目	スギ薬局取石店	40		耐震
S	5042	高石市高砂3丁目39番地	岸・日陸倉庫 5 号倉庫棟西側	650	2003年1月	非耐震
Ј	5043	高石市東羽衣7丁目	浜寺病院 南西角	40	2020年7月	耐震
S	5043	高石市高砂3丁目12番地	太陽セメント工業・泉北工場正門より西へ40m北へ10 m	70	2003年1月	非耐震
J	5044	高石市西取石8丁目	せいこう幼稚園敷地内北東	40	1998年3月	耐震
S	5044	高石市高砂3丁目39番地	太陽セメント工業・泉北第2工場敷地内南東角	40	2003年1月	非耐震
J	5045	高石市西取石 3 丁目	ジョーシン高石店北西角より、南へ16m、東へ23m	40	2022年2月	耐震
S	5045	高石市高砂3丁目1番地	大阪ガス・泉北製造所第2工場事務所より北へ150m	100	2003年1月	非耐震
S	5046	高石市高砂3丁目1番地	大阪ガス・泉北製造所第2工場事務所より北へ160m	999	2003年1月	非耐震
S	5049	高石市高師浜丁6番地	臨海スポーツセンター階段上り口北側 (採水口の位置)	83	2003年1月	非耐震
S	5051	高石市千代田6丁目12番	高石高校玄関より南へ2m	70	2003年1月	非耐震
S	5052	高石市羽衣公園丁	ユースホステル棟北へ6 m	40	2003年1月	耐震
S	5053	高石市高砂3丁目54番地	森寅鋼業・泉北倉庫正門より北へ8m	55	2003年1月	非耐震
S	5054	高石市高砂1丁目6番地	三井化学・大阪工業所GAプラント東側	960	2003年1月	非耐震
S	5055	高石市高砂1丁目6番地	三井化学㈱大阪工場UBプラント南側	999	2003年1月	非耐震
S	5056	高石市高砂1丁目15番地	大阪国際石油・大阪油槽所消防ポンプ室南西角より西へ5 m南へ2m	50	1994年7月	非耐震
S	5057	高石市高砂1丁目6番地	三井化学・大阪工業所BGプラント東側	300	2003年1月	非耐震
S	5058	高石市高砂1丁目6番地	三井化学・大阪工業所G EMプラント南西	460	2003年1月	非耐震
S	5059	高石市高砂1丁目6番地	三井化学・大阪工業所NAA北東	65	2003年1月	非耐震
S	5060	高石市高砂2丁目10番地	三井化学・大阪工業所18号地タンクヤード北東	100	2003年1月	非耐震
S	5061	高石市高砂1丁目3番地	DIC(株)堺工場 H現場南側	999	2003年1月	非耐震
S	5062	高石市高砂1丁目3番地	DIC (株) 堺工場 厚生棟北側	999	2003年1月	非耐震
S	5064	高石市高砂2丁目8番地	麻生セメント・大阪SS泉北コンクリート・機械室北西角	200	2003年1月	非耐震
S	5065	高石市高砂2丁目7番地	日商岩井金属販売・敷地内大阪鉄鋼サービスセンター北棟 北西角	40	2003年1月	非耐震
S	5067	高石市高砂2丁目7番地	松井金網工業㈱事務所南側	140	2003年1月	非耐震
S	5068	高石市高砂2丁目7番地	㈱ジャパンペール敷地南東角から北へ8,5M、西へ6M	50	2003年1月	非耐震
S	5069	高石市高砂2丁目6番地	豊国石油・事務所棟北角	100	2003年1月	非耐震
S	5070	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所事務所西側	50	2003年1月	非耐震
S	5071	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所保税倉庫東側	200	2003年1月	非耐震
S	5072	高石市高砂2丁目3番地	・ニヤクコーポレーション堺営業所西側中央緑地内道路沿	50	2003年1月	非耐震

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
S	5073	高石市高砂2丁目3番地	飯坂製粉・事務所西側	40	2003年1月	非耐震
S	5074	高石市高砂2丁目2番地	・クロセ事務所東側道路沿	50	2003年1月	非耐震
S	5075	高石市高砂2丁目3番地	栄運輸工業・極東油業・正門北へ6 m	40	2003年1月	非耐震
S	5076	高石市高砂2丁目2番地	飯坂製粉㈱第3保税倉庫	100	2003年1月	非耐震
S	5077	高石市高砂2丁目2番地	・富士屋大阪工場正門西側	40	2003年1月	非耐震
S	5078	高石市高砂2丁目2番地	岩谷物流・堺営業所北西角	60	2003年1月	非耐震
S	5079	高石市高砂2丁目2番地	豊興サービス㈱高石センター事務所入口東側	65	2003年1月	非耐震
S	5080	高石市高砂2丁目2番地	高石ケミカル・北西角	100	2003年1月	非耐震
S	5081	高石市高砂1丁目1番地	大阪国際石油・大阪油槽所コンプレッサー室南側	999	2003年1月	非耐震
S	5082	高石市高砂2丁目1番地	興亜石油・大阪製油所プラット西側	999	2003年1月	非耐震
S	5083	高石市羽衣1丁目6番	ルネ羽衣南西ビューティサロン諏訪北側	100	2003年1月	非耐震
S	5084	高石市羽衣2丁目3番	浜寺郵便局北側出入口前	40	2003年1月	非耐震
S	5085	高石市羽衣3丁目1番	ほんみち本部中庭南東側	160	1994年4月	非耐震
S	5086	高石市羽衣5丁目4番	ほんみち本部第1日之寄進棟西側	40	2003年1月	非耐震
S	5087	高石市羽衣5丁目4番	ほんみち本部第1日之寄進棟西側	40	2003年1月	非耐震
S	5088	高石市高砂2丁目2番地	岩谷物流・堺営業所北西角	40	2003年1月	非耐震
S	5089	高石市羽衣4丁目2番	メゾンドール羽衣東側入口花壇南側		2003年1月	非耐震
S	5090	高石市高砂1丁目6番地	三井化学・大阪工業所OPC-OLプラント東側	999	2003年1月	非耐震
S	5092	高石市高砂2丁目1番地	高砂冷蔵倉庫北西角	45	2003年1月	耐震
S	5095	高石市高砂2丁目8番地	麻生セメント・大阪SS泉北コンクリート工業・機械室北 西角	50	2003年1月	非耐震
S	5096	高石市羽衣3丁目1番	ほんみち本部敷地内南西角駐輪場東側	60	2003年1月	非耐震
S	5097	高石市高砂1丁目3番地	DIC (株) 堺工場 Cタンクヤード南側	160	2003年1月	非耐震
S	5098	高石市高砂1丁目	大阪府立漕艇センター	40	1996年6月	非耐震
S	5100	高石市高砂2丁目5番地	・サイガ事務所北側	40	2003年1月	非耐震
S	5101	高石市高砂3丁目40番地	㈱読売大阪プリントメディア高石工場守衛室北東側	40	2003年1月	非耐震
S	5102	高石市高砂3丁目33番地	メタルアール・ヨロズ物流高石営業所正門北側	50	2003年1月	非耐震
S	5103	高石市高砂3丁目31番地	㈱エノモト工業北倉庫南門南側	54	2003年1月	非耐震
S	5104	高石市高砂3丁目12番地	㈱きんでん南大阪営業所、正門南側	40	1989年12月	非耐震
S	5106	高石市高砂3丁目1番地	大阪ガス・泉北製造所第2工場南地区サンプリング室南側	400	1994年6月	非耐震
S	5107	高石市高砂3丁目8番地	大阪府経済連高石配送センター正門南側	40	2003年1月	耐震
S	5108	高石市高砂1丁目1番地	近畿運油事務所北東角より北へ45m西へ0. 3m	41	1991年7月	非耐震
S	5109	高石市千代田6丁目	南海福祉専門学校 本館ロビー内	40	2003年1月	非耐震
S	5110	高石市高砂2丁目1番地	大阪国際石油、消火訓練場南側	130	2003年1月	非耐震

水	利番号	所在地	目標	容量	設置日	耐震
S	5111	高石市高砂2丁目3番地	飯坂製粉㈱第2保税倉庫北側	40	1998年3月	耐震
S	5112	高石市高砂2丁目3番地	(㈱カナモト 正門東側門柱より南へ15M	40	1998年4月	耐震
S	5113	高石市高砂2丁目3番地	㈱カナモト 西門北側門柱より北へ14M東へ4M	40	1998年4月	耐震
S	5114	高石市羽衣4丁目4番	総合保健センター北東角より東へ3m南へ1m	40	1998年12月	耐震
S	5115	高石市羽衣4丁目4番	給排気塔より西へ8m	40	1998年12月	耐震
S	5116	高石市羽衣4丁目13番	2棟南東角より東へ2.5M,北へ9.5M 4		2003年1月	耐震
S	5117	高石市羽衣4丁目13番	駐車場棟(3F)北東角より北へ9M、西へ10M	40	2003年1月	耐震
S	5119	高石市高砂3丁目9番地	オーエム工業高石工場敷地内北東角	40	2003年1月	非耐震
S	5120	高石市高砂1丁目3番地	DIC (株) 堺工場 組合事務所東側	40	2001年2月	非耐震
S	5121	高石市高砂3丁目43番地	関西エネックス敷地内南西	40	2001年4月	非耐震
S	5122	高石市羽衣1丁目5番	ファミール羽衣公園前駐車場入口より東へ5m北へ2m	40	2003年10月	耐震
S	5124	高石市羽衣2丁目2番21号	1		2007年12月	耐震
S	5125	高石市高砂1丁目6番	自衛消防車庫北側冷水槽	999	2015年1月	非耐震
S	5126	高石市高砂1丁目5番	三井化学㈱大阪工場 混合充填工場東側	60	2015年8月	非耐震
S	5127	高石市高砂1丁目5番	三井化学㈱大阪工場 EAプラント西側	90	2015年8月	非耐震
S	5128	高石市高砂2丁目	山九 (株) 関西ケミカルセンター北東部入口東角から南へ 13.5m	40	2023年4月	耐震
S	5129	高石市高砂2丁目	山九 (株) 関西ケミカルセンター消火設備棟南東角から南へ1m	40	2023年4月	耐震
S	5130	高石市高砂2丁目	山九 (株) 関西ケミカルセンター倉庫5南東角から北へ1 5.5m東へ13.6m	40	2023年4月	耐震
S	9001	高石市高師浜丁	高石市立野外活動センター内管理棟南側	28	1992年7月	非耐震
S	9003	高石市高砂3丁目25番地	前田政物流センター敷地内北西角	35	2003年1月	耐震
S	9004	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所工作工場東側	20	2003年1月	耐震
S	9006	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所テニスコート南西角	20	2003年1月	耐震
S	9007	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所サブセンター西側	20	2003年1月	耐震
S	9008	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所成型工場西側中央	20	2003年1月	耐震
S	9009	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材・大阪製造所第3製品工場北西角	20	2003年1月	耐震

[「]私設の貯水槽」とは、公設の貯水槽以外のものをいう。 臨海部の私設貯水槽は除く。

^{*} *

(堺市消防局:令和5年12月31日現在)

危険物施設区	至分	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	移送取扱所	販売取扱所	合計
立て去 版	内陸	0	7	2	0	8	0	11	0	8	3	0	1	40
高石市内	臨海	27	69	325	2	4	0	236	17	16	94	7	0	797

番	符				操作責	任者	
号	号	名称	位 置	施設管理者	名 称	電話	摘要
1	水門	芦田川防潮水門	高石市羽衣 4 丁目地先	大阪府鳳土木 事務所長	高石市長	265-1001 263-6911	自動鉄扉
2	ポンプ場	芦田川排水機場	11	II	高石市長	265-1001 263-6911	横軸斜流 φ1,200mm 200 m ³ /min ×3台
3	扉	高石漁港内 防潮鉄扉 (高石2門扉)	高師浜 2丁目地先	高石市長	高石市長	265-1001	電計アルミ 引戸式
4	"	" (高石3門扉)	IJ	II	高石市長	265-1001	II
5	水門	王子川防潮 水門	高石市千代 田6丁目地 先	大阪府鳳土木 事務所長	高石市長	265-1001 (0725)22- 6959	自動鉄扉
6	ポンプ場	王子川 排水機場	IJ	11	高石市長	265-1001 (0725)22- 6959	ディーゼ ルエンジン 付立軸斜流 ポンプ φ 2,000mm 600 m ³ /min × 2 台
7	扉	王子川 小高石橋門扉	高石市千代 田6丁目地 先	大阪府鳳土木 事務所長	高石市長	265-1001	手動アルミ門扉(スイングゲート)
8	樋	今川 排水樋門	高石市高師 浜丁5-2	高石市長	高石市長	265-1001	手動鉄扉
9	ポンプ場	羽衣ポンプ場	高石市羽衣 公園丁	高石市長	高石市 上下水道課	265-1001 264-2229	立軸斜流ポンプ ディーゼル φ1,200mm 3台 電動φ700mm2台
10	ポンプ場	高石ポンプ場	高石市高師 浜丁11番	高石市長	高石市 上下水道課	265-1001 263-5161	立軸斜流ポンプ ディーゼル φ1,500mm 3台 電動 φ600mm1台 φ700mm2台

5. 医療関係機関や要配慮者利用施設等に関する資料 資料 5-1 医療機関一覧表

○医院、診療所、病院

令和6年11月末現在

番号	機関名	氏名	診療科目	所在地	電話
1	医療法人微風会 浜寺病院	木岡 哲郎	精神	高石市東羽衣七丁目 10番39号	261-2664
2	医療法人博我会 高石病院	小川 達也	一般	高石市高師浜三丁目 3番31号	262-7700
3	高石特別養護老人ホーム 内診療所	西田 豊	内、外	高石市取石 5-8-15	275-1031
4	医療法人 吉村医院	吉村 文一	小、アレ	高石市高師浜三丁目 18番23号	261-8434
5	医療法人 岩田医院	岩田 信生	内、消、呼	高石市羽衣一丁目 11番12号	261-0345
6	医療法人協生会 玉川診療所	佐野 嘉子	内、小、整外、 リハ、放、心内、 精、消、外	高石市千代田五丁目 19番3号	265-0115
7	小嶋整形外科クリニック	オジマ ミハ ル	外、整外 形外、 リハ、放	高石市取石二丁目 36番40号	275-0560
8	医療法人博友会 井上医院	井上 晴夫	内、整外 リハ	高石市綾園一丁目 7番3号	261-2770
9	仲里眼科医院	仲里 昌俊	眼	高石市高師浜三丁目 21番1号	263-7300
10	武田内科	武田 弘	内、消	高石市羽衣五丁目 12番23号	264-6604
11	医療法人 池上耳鼻咽喉科	池上 彰博	耳い	高石市羽衣一丁目 10番18号	262-4151
12	医療法人 医進会 高石加茂病院	髙田 信康	一般	高石市西取石三丁目 23番17号	262-1121
13	岩橋クリニック	岩橋 正人	精	高石市羽衣一丁目 14番12号グランドブ レインビル3階	262-0152
14	アウェイク東羽衣診療所	金子 雅宏	内	高石市東羽衣二丁目 14番18号	266-4350
15	医療法人植田会 植田皮フひ尿器科	田端 誠	ひ、皮、形外、 アレ	高石市千代田一丁目 8番5号	261-2353
16	片山内科循環器科医院	片山 治	内、循	高石市千代田一丁目 11番11号 ウエストプラザ高石2階	267-0611
17	医療法人一亀会 松山クリニック	松山 大樹	内、皮	高石市取石一丁目 12番7号	260-7001
18	医療法人 育佑会 石田医院	石田 雄三	産婦、小、アレ	高石市羽衣一丁目 10番11号	261-1313
19	医療法人 岡内科クリニック	岡 史朗	内、消	高石市東羽衣五丁目 7番4号	267-2614
20	医療法人 沢田レディースクリニック	澤田 雄至	一般	高石市千代田一丁目 26番19号	267-5200
21	医療法人栄寿会 上田医院	上田 栄寿	内、小、外、皮	高石市綾園三丁目 3番24号	261-2207
22	市田内科クリニック	市田 和裕	内	高石市綾園七丁目 7番24号	266-0777
23	医療法人あゆみ会 山口クリニック	杉村 一誠	循、ひ	高石市綾園一丁目 1番21号	265-8791
24	医療法人 斉藤耳鼻咽喉科	齊藤 行彦	耳い、アレ	高石市高師浜一丁目 2番11号	261-4822
25	医療法人 岩田皮膚科	岩田 博生	皮	高石市羽衣一丁目 11番12号	266-1616
26	とのぎ内科クリニック	井上 良一	内	高石市西取石一丁目 17番18号	262-0300

番号	機関名	氏名	診療科目	所在地	電話
27	やまぞえクリニック	山添 定明	内、外、消	高石市綾園一丁目 10番1号南海ショッピ ング高石1階	268-8181
28	石井医院	石井 望人	内、胃、呼	高石市東羽衣二丁目 2番10号	261-8091
29	耳鼻咽喉科竹本クリニック	竹本 市紅	耳い	高石市取石二丁目 2番8号	272-3387
30	医療法人良秀会 高石藤井病院	佐藤 弘章	一般	高石市綾園一丁目 14番25号	262-5335
31	医療法人 日比野眼科	日比野 剛	眼	高石市綾園一丁目 19番22号	261-7031
32	小田クリニック	小田 明夫	内、小、循、呼、リハ	高石市綾園一丁目 2番21号	261-3283
33	ひろさき眼科	廣﨑 嘉紀	眼	高石市取石一丁目 13番3号1階	271-4113
34	とどう整形外科クリニック	戸堂 慎一	整外 リハ	高石市羽衣五丁目 12番43号	264-4154
35	二階堂医院	二階堂 泰資	外、こう 胃	高石市羽衣二丁目 4番15号	265-8113
36	二階堂眼科	二階堂 佐智	眼	高石市羽衣二丁目 4番15号	265-1080
37	医療法人中重会 広瀬クリニック	広瀬 一史	整外、リウ、 リハ、心内、精	高石市綾園一丁目 11番13号	266-2801
38	えじま整形外科クリニック	惠島 之彦	整外、リウ、リハ	高石市綾園七丁目5番6 9号アール・ユービル1階	267-2121
39	ねぎた腎・泌尿器科 クリニック	禰宜田 正志	ひ、内	高石市綾園七丁目5番6 9号アール・ユービル2階	268-8787
40	医療法人 やまだクリニック	山田 明史	脳外、神内、リハ	高石市綾園1丁目1番2 1号ライブリー高石1階	262-3033
41	宮里小児科	宮里 裕典	小	高石市取石1丁目 13-15	275-1623
42	医療法人 木下耳鼻咽喉科	木下 卓也	耳い	高石市加茂一丁目 19番25号	266-8733
43	医療法人寿晄会 おおさわ. クリニック	大澤 英寿	内、消、外、リハ	高石市東羽衣3丁目 2番2号	262-1020
44	二宮医院	二宮 英樹	内、小	高石市加茂1丁目 18番30号	261-8796
45	医療法人 やだクリニック	矢田 克嗣	消、内、外、こう	高石市千代田一丁目 11番1号	320-4105
46	高石市立診療センター	山本 明伸	一般	高石市羽衣四丁目 4番26号	267-0003
47	医療法人ロングウッド 泉州統合クリニック	中田 英之	和漢、婦、心内 精、内	高石市綾園1丁目 4番52号ロングウッド 綾園103号	247-7920
48	やまぐち内科クリニック	山口 敬	内	高石市千代田1丁目8番 8号	264-8880
48	やすもと耳鼻咽喉科クリニ ック	康本 明吉	耳い、アレ	高石市西取石8丁目4- 20 1階	247-9467
50	医療法人良秀会 高石コミュニティクリニック	福田 幸治	一般	高石市綾園2丁目 15番18号	263-5050
51	医療法人未来会 さくらの 樹クリニック高石院	谷山 明	内、整外、皮 精、ひ	高石市綾園1丁目9番1 号アプラたかいし 1階	275-7980
52	けんたろう眼科	石原 健太郎	眼	高石市西取石8丁目4- 20コノミヤ新高石店1 階	275-9352

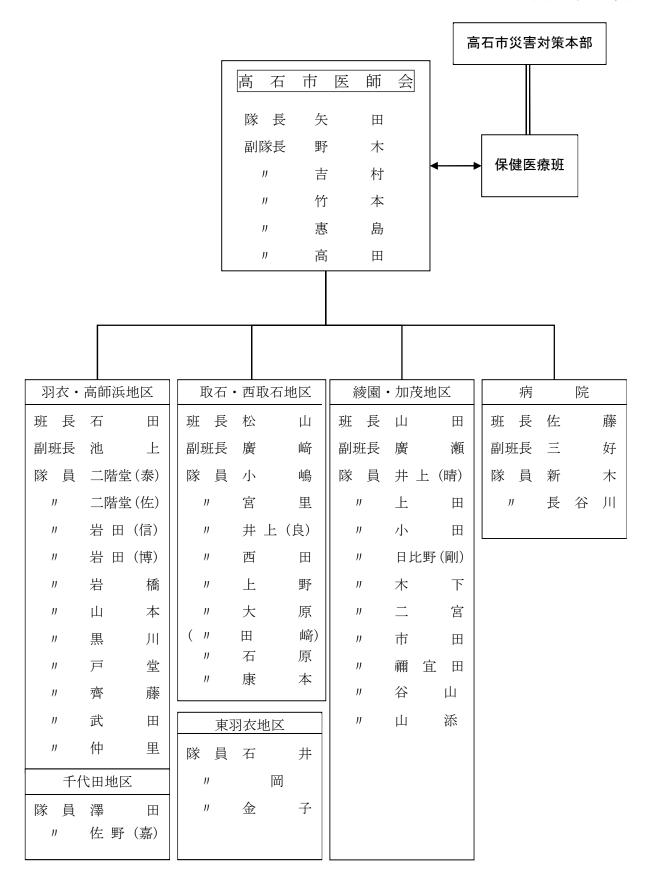
資

○歯科	医院	令和6年11 /	月末現在
番号	機関名	住 所	電話
1	堰口歯科医院	高石市東羽衣3丁目16番38号	261-0795
2	南歯科医院	高石市羽衣一丁目12番8号	264-1182
3	湯川歯科	高石市取石一丁目13番5号	273-6480
4	古川歯科医院	高石市東羽衣一丁目18番47号	264-6480
5	木村歯科医院	高石市西取石1丁目18番27号	265-3307
6	立野歯科	高石市西取石五丁目1番1号トロシハイツ1階3号	265-3038
7	医療法人 池田歯科診療所	高石市千代田五丁目20番16号第2イナバビル1階	262-5587
8	医療法人 坂本歯科医院	高石市東羽衣六丁目18番16号	264-6481
9	山本歯科医院	高石市千代田三丁目2番1号竹田ビル2階	261-1159
10	医療法人 大橋小児歯科医院	高石市羽衣一丁目6番31号ルネ羽衣1・2階	265-3231
11	佐野歯科医院	高石市取石五丁目8番45号	271-3534
12	医療法人 仲西歯科医院	高石市東羽衣三丁目2番20号	261-1321
13	おおの歯科医院	高石市東羽衣1丁目7番67号	263-5662
14	岡部歯科医院	高石市綾園1丁目12番8号	266-0105
15	ひの歯科医院	高石市綾園一丁目11番20号クレール綾園2階	263-8011
16	医療法人秀元会 辻野歯科医院	高石市東羽衣五丁目14番16号	265-8211
17	榎本歯科医院	高石市西取石一丁目17番10号2階	263-4917
18	飯田歯科医院	高石市羽衣一丁目8番20号	261-8461
19	柳田歯科医院	高石市千代田五丁目9番10号	261-1964
20	伊東歯科医院	高石市西取石三丁目5番11号	265-4401
21	医療法人佳晴会 綾園歯科	高石市綾園一丁目14番28号	265-7163
22	岸田歯科	高石市高師浜二丁目2番2号	266-4182
23	なかじま歯科医院	高石市東羽衣三丁目10番1号	261-3805
24	あおぞら歯科医院	高石市東羽衣四丁目11番1号	262-6004
25	下井戸歯科医院	高石市取石七丁目1番47号	274-8043
26	きたぐち歯科クリニック	高石市取石二丁目2番6号	260-6400
27	医療法人恂美会 西浦歯科	高石市東羽衣三丁目5番16号杉本店舗1階南側	262-2218
28	木村歯科クリニック	高石市千代田一丁目11番11号ウエストプラザ高石2階	267-2188
29	とどう歯科クリニック	高石市羽衣5丁目12番42号	261-0343
30	もりした歯科医院	高石市加茂4丁目11番7号	262-6676
31	かとう歯科	高石市加茂一丁目21番23号関西スーパー高石駅前店2階	267-6480
32	のだ歯科クリニック	高石市綾園一丁目3番14号高石DSビル102	262-4182
33	医療法人 兵頭歯科医院	高石市高師浜3丁目21番1号	265-0955
34	なないろの森歯科クリニック	高石市綾園1丁目4番3号	266-7716
35	医療法人微風会 浜寺病院	高石市東羽衣七丁目10番39号	261-2664
36	羽衣矯正歯科クリニック	高石市羽衣1丁目16番5号	265-8881
37	医療法人三陽会 三井歯科医院	高石市綾園4丁目2番10号	267-0855
38	まんだい歯科	高石市羽衣1丁目8番34号	247-8241
39	しげなが歯科・矯正歯科	高石市東羽衣3丁目15番9号	246-9474

震防災対策推進計画附属2 南海トラフ地

編

2 ヨシダ薬局 綾園一丁目10番1号 20 3 高石ウェル薬局 西取石三丁目23番20号 20 4 フタツカ薬局 羽衣四丁目5番14号 20 5 あかね薬局 千代田五丁目18番13号 20 6 アスカ薬局 高師浜三丁目20番26号 20 7 オレンジ薬局 羽衣店 東羽衣七丁目12番13号 20 8 エンジェル薬局 羽衣一丁目10番14号 20 9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 20 10 幸生堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 20 11 いちばんぼし薬局 東羽衣3丁目15番-16 22 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 22 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 3 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 20 15 つつじ薬局 綾園7丁目3番68号 20 16 あけぼの薬局 取石1丁目14番28号 3 18 エンジェル薬局 取石1114番28号 20 19 フミョ薬局 取石一丁目13番2号 1階 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 20	重 話
西取石三丁目23番20号 2位	71-0902
4 フタツカ薬局 羽衣店 羽衣四丁目5番14号 20 5 あかね薬局 千代田五丁目18番13号 20 6 アスカ薬局 高師浜三丁目20番26号 20 7 オレンジ薬局 羽衣店 東羽衣七丁目12番13号 20 8 エンジェル薬局 羽衣一丁目10番14号 20 9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 20 10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 20 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 20 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 20 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 30 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 20 15 つつじ薬局 協聞7丁目5番68号 20 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 20 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 30 18 エンジェル薬局 アシスト 階 20 19 フミヨ薬局 核園1丁目12番2号 1階 20 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 20 21 ミズノ薬局 市石東羽衣店 東羽衣四丁目12番2号 1階 20 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番2号 2号 20 23 ウエルシア薬局 高石店 核園一丁目1番番22号 20 24 アイセイ薬局 高石店 核園一丁目1番番22号 20 25 スギ薬局 高石店 核園一丁目1番番28号 20 26 オーロラ薬局 羽衣 1万目14番28号 20 27 本・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・シア・	65-1633
5 あかね薬局 千代田五丁目18番13号 22 6 アスカ薬局 高師浜三丁目20番26号 22 7 オレンジ薬局 羽衣店 東羽衣七丁目12番13号 22 8 エンジェル薬局 羽衣一丁目10番14号 22 9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 22 10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 22 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 22 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 22 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 33 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 26 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 26 16 あけぼの薬局 あ石店 取石2丁目36番41号 26 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 36 18 エンジェル薬局 アシスト 階 26 19 フミヨ薬局 綾園1丁目12番2号 1階 26 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 26 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目2番25号 マーレ羽衣1階 26 22 <th>63-3722</th>	63-3722
6 アスカ薬局 高師浜三丁目20番26号 22 7 オレンジ薬局 取衣店 東羽衣七丁目12番13号 22 8 エンジェル薬局 羽衣一丁目10番14号 22 9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 22 10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 22 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 22 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 22 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 33 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 26 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 26 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 26 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 36 18 エンジェル薬局 アシスト 階 取石1丁目13番2号 1階 19 フミヨ薬局 販石一丁目13番2号 1階 26 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 マーレ羽衣1階 26 21 ミズノ薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 マーレ羽衣1階 26 22 花美月薬局 高石東門 店 綾園一丁目14番28号 <t< th=""><th>67-6001</th></t<>	67-6001
7 オレンジ薬局 羽衣店 東羽衣七丁目12番13号 2 8 エンジェル薬局 羽衣一丁目10番14号 2 9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 2 10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 2 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 2 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 2 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 3 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 2 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 2 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 2 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 3 18 エンジェル薬局 アシスト 階 2 19 フミヨ薬局 核園1丁目12番24号 2 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 2 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 2 22 花美月薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目1番12号 2 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 2 25 スギ薬局 高石駅前店 「大田工学の大田工学会 2 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番28号 2 <th>63-5860</th>	63-5860
8 エンジェル薬局 羽衣一丁目10番14号 2 9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 2 10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 2 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 2 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 2 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 3 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 2 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 2 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 2 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 3 18 エンジェル薬局 アシスト 溶 羽衣1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1 階 2 19 フミヨ薬局 核園1丁目12番24号 2 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 2 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 2 22 花美月薬局 高石東羽衣店 東羽衣一丁目1番22号 2 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 2 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 2 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 2	66-3067
9 ふたば薬局 千代田一丁目2番4号 20 10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 20 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 20 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 20 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 30 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 20 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 20 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 20 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 30 18 エンジェル薬局 アシスト 溶板1丁目12番24号 20 19 フミョ薬局 綾園1丁目12番24号 20 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 20 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 20 23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 26 24 アイセイ薬局 高石駅前店 綾園一丁目1番28号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 瀬水一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 26	62-3070
10 幸生堂薬局 東羽衣三丁目2番21 20 11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 20 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 20 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 30 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 20 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 20 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 20 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 30 18 エンジェル薬局 アシスト 勝園1丁目12番24号 20 19 フミヨ薬局 綾園1丁目12番24号 20 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 20 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 20 22 花美月薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 20 23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 20 24 アイセイ薬局 高石馬 綾園一丁目14番28号 20 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 20 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 20	67-4647
11 いちばんぼし薬局 千代田一丁目9番21号 20 12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 24 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 34 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 26 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 26 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 28 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 35 18 エンジェル薬局 アシスト 勝 羽衣1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1階 26 19 フミヨ薬局 綾園1丁目12番24号 26 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 26 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 26 22 花美月薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 27 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 26	67-2800
12 まんてん堂薬局 東羽衣3丁目15番-16 24 13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 34 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 26 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 26 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 26 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 36 18 エンジェル薬局 アシスト アシスト 階 19 フミヨ薬局 綾園1丁目12番24号 26 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 26 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 26 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 26 23 ウエルシア薬局 高石康 綾園一丁目1番15号 26 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番2828号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番28月グランドブレインビル1階 26	67-1400
13 ウェーブ薬局 富木店 取石2丁目2番7号 3.4 14 伽羅橋薬局 高師浜1丁目2番10号 20 15 つつじ薬局 綾園7丁目5番68号 26 16 あけぼの薬局 高石店 取石2丁目36番41号 26 17 とんぼ薬局 取石1丁目14番28号 3.4 18 エンジェル薬局 アシスト 羽衣1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1 階 20 19 フミヨ薬局 接園1丁目12番24号 20 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 20 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 26 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 26 23 ウエルシア薬局 高石庫 綾園一丁目1番15号 20 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番28号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 26	61-1150
14伽羅橋薬局高師浜1丁目2番10号2615つつじ薬局綾園7丁目5番68号2616あけぼの薬局 高石店取石2丁目36番41号2817とんぼ薬局取石1丁目14番28号3218エンジェル薬局 アシスト潜水1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1階2619フミヨ薬局綾園1丁目12番24号2620太田薬局取石一丁目13番2号 1階2621ミズノ薬局高師浜三丁目21番1号2622花美月薬局 羽衣羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階2623ウエルシア薬局 高石東羽衣店東羽衣四丁目8番22号2624アイセイ薬局 高石店綾園一丁目1番15号2625スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2626オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階27	42-6580
15つつじ薬局綾園7丁目5番68号2016あけぼの薬局 高石店取石2丁目36番41号2817とんぼ薬局取石1丁目14番28号3418エンジェル薬局 アシスト習数1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1階2019フミヨ薬局装園1丁目12番24号2020太田薬局取石一丁目13番2号 1階2021ミズノ薬局高師浜三丁目21番1号2022花美月薬局 羽衣羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階2023ウエルシア薬局 高石東羽衣店東羽衣四丁目8番22号2024アイセイ薬局 高石店綾園一丁目1番15号2025スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2026オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階20	49-8767
16あけぼの薬局 高石店取石2丁目36番41号2617とんぼ薬局取石1丁目14番28号3218エンジェル薬局 アシスト羽衣1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1階2619フミヨ薬局綾園1丁目12番24号2620太田薬局取石一丁目13番2号 1階2621ミズノ薬局高師浜三丁目21番1号2622花美月薬局 羽衣羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階2623ウエルシア薬局 高石東羽衣店東羽衣四丁目8番22号2624アイセイ薬局 高石店綾園一丁目1番15号2625スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2626オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階26	62-9534
17とんぼ薬局取石1丁目14番28号3-218エンジェル薬局 アシスト羽衣1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1 階2019フミヨ薬局綾園1丁目12番24号2020太田薬局取石一丁目13番2号 1階2021ミズノ薬局高師浜三丁目21番1号2022花美月薬局 羽衣羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階2023ウエルシア薬局 高石東羽衣店東羽衣四丁目8番22号2024アイセイ薬局 高石店綾園一丁目1番15号2025スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2026オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階20	66-7331
18 エンジェル薬局 アシスト 羽衣1丁目10番19号治村羽衣駅前ビル1階 19 フミヨ薬局 綾園1丁目12番24号 20 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 20 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 20 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 20 23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 20 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 20 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 20 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 20	89-5740
18 エンシェル楽局 アシスト 階 19 フミヨ薬局 綾園1丁目12番24号 26 20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 26 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 26 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 26 23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 26 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 26	49-7763
20 太田薬局 取石一丁目13番2号 1階 20 21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 20 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 20 23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 20 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 20 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 20 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 20	67-4816
21 ミズノ薬局 高師浜三丁目21番1号 20 22 花美月薬局 羽衣 羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階 24 23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 26 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 26	66-0077
22花美月薬局 羽衣羽衣一丁目12番25号 マーレ羽衣1階2423ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号2624アイセイ薬局 高石店綾園一丁目1番15号2025スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2026オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階20	60-2174
23 ウエルシア薬局 高石東羽衣店 東羽衣四丁目8番22号 26 24 アイセイ薬局 高石店 綾園一丁目1番15号 26 25 スギ薬局 高石駅前店 綾園一丁目14番28号 26 26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 26	65-5915
24アイセイ薬局 高石店綾園一丁目1番15号2625スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2426オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階2	47-7505
25スギ薬局 高石駅前店綾園一丁目14番28号2426オーロラ薬局羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階2	67-0295
26 オーロラ薬局 羽衣一丁目14番12号グランドブレインビル1階 2	65-1160
	46-9571
97 ウェルシア薬局 - 富石喜師近店 富師近3丁日1乗15号 9	275-7033
	267-6912
28 キリン堂薬局 高石加茂店 西取石 3 丁目 8 番 4 0 号 2	267-1050
29 サンドラッグ高石薬局 綾園1丁目1番2号 2	275-6721
30 レモン薬局 取石店 西取石8丁目4番20号 2	275-7790



・水防法第十五条の規定に基づく要配慮者利用施設

令和6年12月現在

						浸水沒	분 (m)	14 11 11	6年12	/ + /u -
					洪水				. 1.	Van
番号	事業所名称	所在地	芦目	田川	大津川	石津川	王子川	P.]水	高潮
			計画	想定 最大	想定 最大	想定 最大	想定 最大	計画	想定 最大	想定 最大
1	ツクイ高石羽衣	高石市羽衣五丁目 16番8号	_	•	1	_	_	-	•	•
2	デイサービスさくらの はな	高石市高師浜三丁 目4番15号	_	•	_	_	•	•	•	•
3	デイサービス蝶ちょ	高石市千代田一丁 目25番15号	_	-	-	_	_	-	-	•
4	デイサービス いきい き工房極	高石市千代田三丁 目8番28号	_	-	-	_	_	-	•	•
5	ウィステリアデイサー ビスセンターひまわり	高石市千代田五丁 目20番7号	-	•	•	_	•	-	_	•
6	デイサービス ソラス ト高石	高石市加茂四丁目 10番9号	-	•	-	_	_	•	•	-
7	デイサービスセンター クレール	高石市西取石五丁 目3番13号	-	_	-	_	_	•	•	-
8	ちゅーりっぷ	高石市西取石3丁 目5番10号	•	•	-	_	_	-	•	-
9	ケアパートナー高石	高石市西取石8丁 目6番25	_	-	-	_	_	-	•	-
10	co-workCATS(creative and active trainind studio)	高石市西取石五丁 目1番1 セラフ ィーメゾン101 号	-	•	-	-	-	-	•	_
11	デイサービスセンター 和	高石市西取石三丁 目6番21号	•	•	_	_	-	-	•	-
12	デイサービスセンター たかいし苑	高石市取石三丁目 4番73号	-	-			-	•	•	-
13	デイサービス ケアプ ラス鳳	高石市取石2丁目 48番16号	_	-	-	_	-	•	•	-
14	デイサービス いきい き工房高石	高石市綾園一丁目 12番21号	_	•	-	_	•	•	•	•
15	ビーナスプラス高石	高石市綾園2丁目 14番2号	_	-	_	_	-	•	•	•
16	高石病院	高石市高師浜三丁 目3番31号	_	•	_	_	-	-	-	•
17	医療法人協生会玉川診 療所	高石市千代田五丁 目19番地の3	_	_	_	_	•	-	-	•
18	医療法人医進会高石加 茂病院	高石市西取石3- 23-17	•	•	-	_	_	-	•	-
19	高石市立母子健康セン ター	高石市羽衣 4-4-26	-	•	-	•	-	-	-	•
20	浜寺病院	高石市東羽衣 7- 10-39	•	•	-	_	_	•	•	•
21	高石藤井病院	高石市綾園 1-14- 25	_	•	-	_	•	•	•	•
22	ショートステイ ソラ スト高石	高石市加茂四丁目 10番9号	_	•	1	_	_	•	•	-
23	高石特別養護老人ホー ム	高石市取石五丁目 8番15号	-	_	-	_	_	-	•	-
24	介護付有料老人ホーム 和	高石市西取石三丁 目6番21号	•	•	-	_	_	-	•	-
25	ポラリスデイサービス センター伽羅橋	高石市羽衣四丁目 4番26号 (医 療センター3F)	_	•		•	-	_ _	•	•
26	デイサービスりおん	高石市東羽衣三丁 目5番11号	-	•	-	•	_	-	•	•
27	デイサービスさくらの 希	高石市高師浜一丁 目8番13号	-	•	_	_	_	-	•	•

震吹炎対策推進計画 資

第 1 編

総則

防対第 2 策編

災害予

害応急対策 第3編 地震災

災害応急対策 風水害

災害応急対策 第5編 事故等

旧•復興対策第6編 災害復

編

· 田 7	事未 ///14/1/	1711111111	芦	田川	大津川	石津川	王子川			
			計画	想定 最大	想定 最大	想定 最大	想定 最大	計画	想定 最大	想定 最大
28	体力づくり専門デイサ ービスフォーエスト千 代田	高石市千代田4丁 目8番25号	-	-	-	-	•	-	-	•
29	Re. ハビリデイサー ビスセンターひまわり	高石市西取石六丁 目1-1	•	•	-	-	-	•	•	-
30	体力づくり専門デイサ ービスフォーエスト	高石市綾園一丁目 11番20号	_	•	_	-	•	•	•	•
31	高石特別養護老人ホーム	高石市取石 5-8-15	-	-	-	-	-	-	•	_
32	高石市立老人保健施設 伽羅の郷	高石市羽衣 4-4-26	-	•	_	•	_	_	•	•
33	サンシャイン高石	高石市取石 5-8-39	-	-	-	-	_	•	•	-
34	フォーユー高石	高石市加茂 4-9-30	-	-	-	-	-	-	•	_
35	スーパーコート高石	高石市高師浜 4-1- 22	-	•	-	_	•	•	•	•
36	ソラスト高石	高石市加茂 4-10-9	-	•	-	-	_	•	•	-
37	さくらのはな	高石市高師浜 3-4- 15	-	•	-	-	•	•	•	•
38	さくらの風	高石市千代田 2- 13-12	-	•	-	-	•	-	-	•
39	グローバルケア高石	高石市千代田 2- 11-19	-	•	-	-	•	-	-	•
40	介護付有料老人ホーム ケアプラス鳳	高石市取石 2-48- 16	-	-	-	-	-	-	•	-
41	ナーシングホーム レ イ クレディア	高石市取石 4-12- 23	-	-	-	_	_	_	•	_
42	ひだまり 高石の家	高石市西取石 5-6- 21	-	-	-	-	_	-	•	-
43	すみれ千代田縁	高石市千代田 6-8- 15	-	-	-	-	•	-	-	•
44	さくらの希	高石市高師浜 1-8- 13	_	•	-	_	-	-	•	•
45	こもれび高師浜	高石市高師浜 4-7- 26	_	•	-	_	•	-	-	•
46	友乃里	高石市取石 3-15- 37	-	-	-	-	ı	•	•	-
47	りあん高石	高石市高師浜 1- 13-11	-	•	-	-	1	•	•	•
48	こもれび浜寺昭和町	高石市東羽衣 1-3- 5	-	_	_	•	_	-	-	•
49	ケアハウスたかいし苑	高石市取石 3-4-73	-	-	-	-	_	•	•	_
50	小規模多機能型居宅介 護ソラスト高石	高石市綾園 3-1-28	-	•	_	_	•	•	•	•
51	アムール高石	高石市加茂 2-7-8	-	_	_	_	_	-	-	•
52	アムール高石	_	-	•	_	_	_	-	-	•
53	グループホーム高石(高 石病院)	_	-	•	_	_	_	-	-	•
54	グループホームクレー ル	_	-	-	-	-	-	•	•	-
55	グループホームソラス ト高石	_	-	-	-	-	-	•	•	-
56	介護医療院菜の花	高石市綾園 2-15- 18	-	•	-	-	•	•	•	•
57	綾園保育所	高石市綾園 3-12- 36	-	•	-	-	•	•	•	•
			資	80						

浸水深 (m)

王子川

石津川

内水

高潮

洪水

大津川

芦田川

事業所名称

所在地

番号

						浸水深	€ (m)			
巫口	東光 正 <i>丸</i>	⊒C / . ⊔h			洪水	Т		内	水	高潮
番号	事業所名称	所在地	芦	田川	大津川	石津川	王子川			
			計画	想定 最大	想定 最大	想定 最大	想定 最大	計画	想定 最大	想定 最大
58	たかいし保育園	高石市千代田 4-2- 15	-	•	-	-	•	-	•	•
59	加茂保育園	高石市西取石 6-4- 8	•	•	_	-	-	•	•	-
60	羽衣保育園	高石市羽衣 5-1-6	-	•	_	-	-	•	•	•
61	東羽衣こども園	高石市東羽衣 7-3- 40	•	•	_	-	_	_	•	•
62	南海愛児園	高石市千代田 6- 12-53	I	•	_	_	•	-	-	•
63	取石南こども園	高石市取石 4-12- 16	ı	-	_	_	-	•	•	-
64	取石認定こども園	高石市取石 3-4-64	1	Ī	-	-	-	•	•	-
65	せいこう幼稚園	高石市西取石 8-4- 1	1	Ī	-	-	-	-	•	-
66	浜寺幼稚園	高石市東羽衣 1-1- 8	-	_	_	•	_	-	•	•
67	松の実園	高石市東羽衣 5-6- 13	-	•	_	-	-	•	•	•
68	高陽あおぞら児童会	高石市千代田 5-8- 40	-	•	•	-	•	-	•	•
69	清高あおぞら児童会	高石市西取石 8-5- 1	-	-	_	-	-	-	•	-
70	東羽衣あおぞら児童会	高石市東羽衣 2- 21-32	-	-	-	-	-	-	-	•
71	羽衣あおぞら児童会	高石市市羽衣 3-2- 52	-	•	-	•	_	•	•	•
72	取石あおぞら児童会	高石市取石 3-14- 23	-	-	-	-	-	•	•	-
73	高石あおぞら児童会	高石市高師浜 3- 19-17	-	•	-	-	•	-	•	•
74	加茂あおぞら児童会	高石市加茂 3-4-34	•	•	-	_	-	•	•	-
75	デイサービス さくら の希	高石市高師浜 1-8- 13	-	•	-	_	_	-	•	•
76	ちゅーりっぷぷらす	高石市西取石 3- 13-18	•	•	_	-	-	-	•	-
77	高石障害者作業所	高石市羽衣 5-7-15	-	•	_	-	-	•	•	•
78	きのすら	高石市羽衣 5-9-3	-	•	-	-	-	_	-	•
79	フレンドリーV	高石市西取石 5-7- 14	-	-	-	-	-	_	•	-
80	リイムカフェ	高石市羽衣 1-6-33	-	•	-	•	_	-	•	•
81	第2いずみ通所センタ	高石市綾園 4-5-28	-	•	-	-	•	•	•	•
82	リイムワークス	高石市東羽衣 3- 15-16	-	•	-	•	-	-	-	•
83	リリーフ	高石市千代田 3-2- 1	-	•	_	-	•	-	-	•
84	ドアーズ	高石市加茂 1-20- 12	-	-	_	-	_	-	-	•
85	就労継続支援B型作業 所 いろは・はうす	高石市取石 2-39- 27	-	-	-	-	-	•	•	-
86	就労継続支援B型作業 所 わかば	高石市綾園 1-14- 30	-	•	-	-	•	•	•	•
87	ひだまりの夢	高石市加茂 4-5-7	-	•	-	-	_	•	•	-

						仅小伢				
番号	事業所名称	所在地	#1	田川	洪水 大津川	石津川	王子川	内	水	高淖
- •		<i>,,,</i> – –	計画	想定最大	想定最大	想定最大	想定最大	計画	想定最大	想定最为
88	LaLaポンテ	高石市綾園 2-2-9	-	•	-	-	-	•	•	•
89	コラール明日架	高石市綾園 4-5-28	-	•	-	-	•	•	•	•
90	ショートステイつなぐ	高石市千代田 4-2- 18-I	-	•	-	-	•	-	•	•
91	グループホームくるみ		-	•	-	-	-	•	•	-
92	ショートステイ水仙	高石市取石 4-1-21	-	-	_	-	-	-	•	-
93	いろはヴィレッジ		-	-	_	-	-	-	•	-
94	グループホームファン		-	•	_	-	-	-	-	•
95	鴨川ホーム		-	•	_	-	•	•	•	•
96	鴨川ホーム 2		-	•	_	-	•	•	•	•
97	フレンドリーVII		-	-	_	-	-	-	_	•
98	グループホームファン 羽衣		-	•	_	-	-	-	-	•
99	東羽衣第一ホーム		-	-	_	-	-	-	•	•
00	東羽衣第二ホーム		-	•	_	-	-	-	-	•
01	東羽衣第四ホーム		-	•	_	•	-	-	•	•
02	東羽衣第五ホーム		-	•	_	•	-	-	•	•
.03	グループホームつなぐ		-	•	_	-	-	-	-	•
04	グループホームつなぐ I		-	•	_	-	-	-	-	•
.05	グループホームつなぐ Ⅱ		-	•	_	-	-	-	-	•
.06	グループホームつなぐ 千代田 I		-	•	_	-	•	-	•	•
.07	グループホームつなぐ 千代田Ⅱ		-	•	_	-	•	-	•	•
.08	スクエアみどりホーム 高石		-	•	_	-	•	-	-	•
.09	永樂加茂戸建		-	•	_	-	-	-	-	•
10	グループホーム水仙		-	-	-	-	-	-	•	-
.11	きらとまなぶ	高石市綾園 1-12- 14 101号室	-	•	-	-	•	•	•	•
112	児童デイサービススカ イ	高石市綾園 2-2-7 中田ビル101号 室	-	•	-	-	-	•	•	•
.13	泉嶺ホーム高石園	高石市西取石 1- 16-11 コーポ富 之里 103	_	_	_	_	_	-	•	-
14	放課後等デイサービス はぐハウス	高石市羽衣 3-2-3 RISE 羽衣 A 号室	-	•	_	•	_	-	•	•
15	フレンド	高石市綾園 2-2-9	-	•	-	-	-	•	•	•
16	マーブル高石校	高石市千代田 1-8- 20	-	•	_	-	•	-	•	•

浸水深 (m)

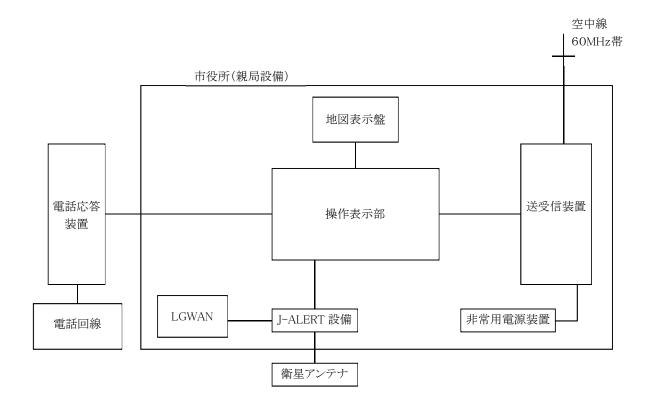
震防炎対策推進計画附属2 南海トラフ地

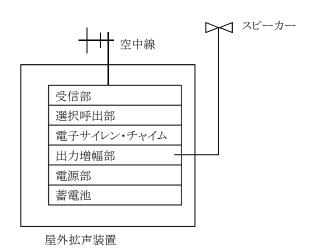
編

						浸水深	(m)			
					洪水			内水		高潮
番号	事業所名称	所在地	芦	田川	大津川	石津川	王子川	Г.		
			計画	想定 最大	想定 最大	想定 最大	想定 最大	計画	想定 最大	想定 最大
117	放課後等デイサービス POPO	高石市千代田 5-1- 36	-	_	_	ı	•	-	-	•
118	きらとまなぶ らいふ	高石市千代田 1- 26-17-102	-	-	-	-	•	-	-	•
119	grace	高石市東羽衣 3- 15-26	-	•	-	•	-	-	•	•
120	児童デイサービス こ もっこ	高石市千代田 3- 10-21	-	_	_	-	-	-	_	•
121	オリーブまなびの家	高石市千代田 6- 12-9	-	•	-	-	•	-	-	•
122	スポーツアカデミー高 石	高石市綾園 7-3-35 櫛谷ビル 101	-	•	•	-	•	•	•	•
123	児童発達支援・放課後 等デイサービス アンジュ	高石市千代田 1-8- 8 誠和総合産業ビ ル2階	_	•	_	-	•	-	-	•
124	介護付有料老人ホーム 和	高石市西取石 3-6- 21	•	•	-	-	-	-	•	
125	子育てウェルカムステ ーション HUGOOD TAKAISHI	高石市綾園 1-9-1	-	•	-	Ī	•	•	•	•
126	高陽小学校	高石市千代田 5-8- 40	-	•	•	-	•	-	•	•
127	清高小学校	高石市西取石 8-5- 1	_	_	_	I	-	-	•	-
128	東羽衣小学校	高石市東羽衣 2- 21-32	-	-	-	-	-	-	-	•
129	羽衣小学校	高石市市羽衣 3-2- 52	-	•	-	•	-	•	•	•
130	取石小学校	高石市取石 3-14- 23	-	-	-	-	-	•	•	-
131	高石小学校	高石市高師浜 3- 19-17	-	•	-	-	•	-	•	•
132	加茂小学校	高石市加茂 3-4-34	•	•	-	-	_	•	•	-
133	高石中学校	高石市東羽衣 6-6- 45	-	•	_	-	_	-	•	-
134	高南中学校	高石市綾園 5-4-52	-	•	-	-	•	•	•	•
135	取石中学校	高石市取石 3-11-1	-	_	_	-	-	•	•	-
136	加茂幼稚園	高石市西取石 3- 22-1	•	•	_	-	-	-	•	-
137	ふれあいゾーン複合セ ンター	高石市綾園 4-5-25	_	•	_	I	•	•	•	•

6. 防災行政無線や災害に関する広報等に関する資料 資料 6-1 高石市防災行政無線(固定系)

防災行政無線固定系システム系統図





			高石市地	域防災	行政無	線(移	多動系)系統	図	104H 1 1 0712
呼出 番号	設備	設置	場所		基均	也局]		
401	半固定型	芦田川排	水機場						
402	半固定型	王子川排	水機場		ぼうたか	さい			
403	半固定型	配水場			10.73	V			
405	半固定型	高石警察	岩				1		
406	半固定型	堺市消防/ 堺市高石河							
		<u> </u>	14154.1						
遠隔制	御器	災対本部	ß 20	00			遠隔制御器		201
									卢
							危機	管理課	自主防災会 自治会
							車	載型	携帯型 601~615
							517	~519	$617 \sim 613$ $617 \sim 652$
							合 機	 管理課	1
								301~305	
								307~310	_
							指定证		1
							携帯型	311~329	
							P7. LAIA /	**************************************	7
								管理課 653~658	
							1/4川土	000	J
							高石	肖 防団	7
							携带型	型 348]
				土木管	理課		上下	水道課	1
			車載2	型				帯型 ∼344	
			502~5 507, 51 516	.4、	334	~338	342	-344	
					(土木	39 管理課 室)			
		ŀ	秘書記		教育	育部	保健福祉部	税務課	1
			携帯3			帯型 ∼333	携帯型 340	携帯型 241	
			345 ∼ 3	940	3307	~ააა	(社会福祉課)	341	
							347 (社会福祉協		
							(性芸倫性肠 議会)	1	

議会)

(2) 設置場所

種 別	局 名(呼出名称)	番号	制御種類	設 置 場 所
基 地 局	ぼうさいたかいし	1	主制御器	危機管理課
通信所	ル 土木	2	制御器	土木管理課
	" 上下水道	3	制御器	上下水道課
	ル 広報	4	制御器	秘書課
	ッ 教育	5	制御器	教育部
	<i>"</i> 福祉	6	制御器	保健福祉部
	" 税務	7	制御器	税務課

種別・出力	局 名(呼出名	五 称)	設 置 場 所
半 固 定 型	ぼうさいたかいし	401	芦田川排水機場
11	"	402	王子川排水機場
11	"	403	高石配水場
"	"	404	総合保健センター
11	"	405	高石警察署
11	"	406	堺市消防局堺市高石消防署
車 載 型	ıı	502	土木管理課
II.	ıı	503	II .
II.	ıı	504	II .
II.	ıı	507	II .
II.	ıı	514	土木管理課
II.	ıı	516	土木管理課
IJ	II.	517~519	危機管理課
携帯型	ぼうさいたかいし 301~305 307~329	653~658	危機管理課
II	ぼうさいたかいし 330~333		教育部
IJ	ぼうさいたかいし 334~339		土木管理課 (339…土木管理課分室)
"	ぼうさいたかいし3	340	社会福祉課
II.	ぼうさいたかいし3	341	税務課
IJ	ぼうさいたかいし 342~344		上下水道課
II	ぼうさいたかいし 345~346		秘書課
II	ぼうさいたかいし3	347	社会福祉協議会
IJ	ぼうさいたかいし3	348	高石市消防団

資料 6-3 大阪府防災行政無線

系統図 (多重系周波数)

総信 7, 485MHz 受信 7, 645 MHz → 中継局 → 対議末局

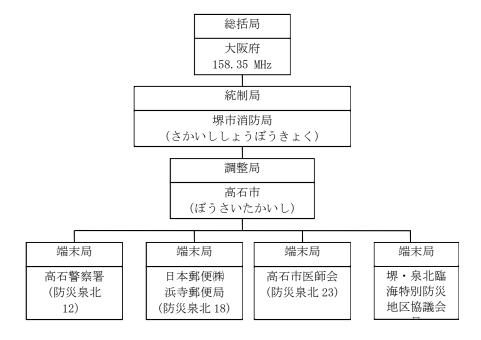
(大阪府庁)

(生駒山頂) (和泉葛城山頂) (大和葛城山頂)

(高石市危機管理課)

資料 6-4 堺泉北地域防災相互無線(高石市所管分)

< 堺泉北地域防災相互無線系システム系統図>



< 堺泉北地域防災相互無線設置箇所(高石市所管分>

	1	<u> </u>	竹五無水	R	T
局区分	種別	局名 (呼出名称)	出力	常設場所	備考
調整局	基地局	防災高石	5 W	高石市	高石市
端末局	移動局	防災泉北 12	1 W	高石警察署	
"	IJ	防災泉北 18	1 W	日本郵便㈱浜寺郵便局	高石市防災会 議委員
"	IJ	防災泉北 23	1 W	高石市医師会	
"	IJ	防災泉北 121	1 W	三井化学㈱大阪工場	
"	IJ	防災泉北 122	1 W	DIC㈱堺工場	
"	IJ	防災泉北 123	1 W	大阪国際石油精製㈱	
"	IJ	防災泉北 126	1 W	㈱コールド・エアー・プロダクツ	堺・泉北臨海
"	IJ	防災泉北 127	1 W	高石ケミカル(株)	特別防災地区
"	IJ	防災泉北 172	1 W	豊国石油㈱高石工場	協議会員
"	IJ	防災泉北 173	1 W	大阪ガス㈱泉北製造所第二工場	
"	IJ	防災泉北 175	1 W	㈱日陸大阪物流センター	
11	IJ	防災泉北 176	1 W	イビデンケミカル㈱高石事業所	

大阪府防災情報システムの概要

資

ポップアップ・白動印刷 おおさか防災ネット連携 Less for security and an artificial and an artificial and artificial artificial and artificial artificial and artificial 市町村・府民センタ 住民·関連機関 府庁各課 A morestal 被害情報等の地図画面上 4 大阪府防災情報システム(0-DIS 4 1 気象·観測情報収集 映像系サブシステム 業務運用管理サブシステ、 システム管理サブシステ 地図情報サブシステ 雨量·水位情報提供 各種コンテンツ表示 サブシステム 気象情報提供 への一元表示 ·被害情報 ·経過情報 ·気象情報 · 観測情報 4 被害情報の収集・統計 情報提供サブシステ 自由に入力が可能な 被害情報等収集 訓練サブシステ 訓練環境の提供 サブシステム Trans. 注意報・警報 観測情報 被害情報 気象情報 トワークシステム N 気象台防災情報 N 1 気象台アデス 提供システム 民間気象情報 土木テレメー 提供会社 システム 4 ため池テレメ システム 震度情報 府民センタ 防災拠点 市町村 シスト ネシー

資料 6-6 広報の文例

[例文1] 地震時(震度4以上)における放送(J-ALERT) 緊急地震速報チャイム音

> 「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。」 (ここまで3回くりかえす) 「こちらは防災たかいしです」 下り4音チャイム

[例文2] 大津波警報における放送 (J-ALERT) 消防サイレン (3秒吹鳴2秒休止×3回)

> 「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」 (ここまで3回くりかえす) 「こちらは防災たかいしです」 下り4音チャイム

[例文3] 津波警報における放送 (J-ALERT) 消防サイレン (5秒吹鳴6秒休止×2回)

> 「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」 (ここまで3回くりかえす) 「こちらは防災たかいしです」 下り4音チャイム

[例文4] 津波注意報における放送 (J-ALERT) 消防サイレン (10秒吹鳴2秒休止×2回)

「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。」 (ここまで3回くりかえす) 「こちらは防災たかいしです」 下り4音チャイム [例文5]避難勧告放送(※警報・注意報発表時に、必ず避難勧告を発令するものではありません。)

「緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。こちらは防災たかいしです。 ○○警報(特別警報、注意報等)が発表され浸水被害(その他被害) の可能性が高まっているため、○時○分に○○地区に避難勧告を発令 しました。

○○地区の方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。」 (ここまで3回くりかえす)

下り4音チャイム

「例文6]避難指示放送(※警報・注意報発表時に、必ず避難指示を発令するものではありません。)

①洪水・高潮等(その他災害)

「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは防災たかいしです。 ○○警報(特別警報、注意報等)が発表され浸水被害(その他被害)が発生するおそれがあるため、○時○分に○○地区に避難指示を発令しました。未だ避難をしていない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。」

(ここまで3回くりかえす) 下り4音チャイム

②津波

「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは防災たかいしです。 大津波警報(津波警報、津波注意報等)が発表されたため、○時○分に○○地区に避難指示を発令しました。ただちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」

(ここまで3回くりかえす)

下り4音チャイム

害応急対策 第3編 地震災

直後から10分位まで

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。 ただいま大きな地震がありました。 まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。 電気器具のスイッチも切って下さい。 ふろ場に火の気はありませんか。 電気がとだえた場合、照明には懐中電灯のみを使って下さい。 照明スイッチをつけたり消したりを繰り返すと、漏れているガスに引火する 場合があります。マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。 ラジオをつけて、ラジオからの情報に注意してください。 以上、防災たかいしです。
- ◎ 市域に震度6強以上の地震が発生した場合 その2

- 10 分後以降 2 時間以內

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。 さきほどの地震は「震度○」と発表されました。 今後も強い余震が来る可能性がありますので、十分注意してください。 近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。 身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。 ラジオをつけて、ラジオからの情報に注意して下さい。 以上、防災たかいしです。
- ◎ 市域に震度6強以上の地震が発生した場合 その3

発生後2時間~6時間以内

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 さきほどの地震は「震度*」と発表されました。 今後も強い余震が来る可能性がありますので、十分注意してください。 避難所開設情報など各種情報を確認しましょう。 以上、防災たかいしです。

— 発生後6時間以降 -

こちらは防災たかいし、高石市役所です。これまでにわかった被害の状況をお知らせします。亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で△人です。

半壊又は全壊した家屋は○棟です。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。 以上、防災たかいしです。

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。 しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちと ともに準備して下さい。 復足は何日もかかることが予想されます。

復旧には何日もかかることが予想されます。 重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。 ラジオを付けて、ラジオからの情報を待って下さい。 くりかえしてお知らせします。(…………) 以上、防災たかいしです。

[例文9] 火災発生の状況の情報伝達、安全な避難の方向を指示するための広報文

― 状況把握後直ぐに -

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。○○付近で火災が発生しています。○○およそ△分の○が焼失し、現在も延焼中です。以上、防災たかいしです。
- こちらは防災たかいし、高石市役所です。 現在○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。 △△地区及び△地区にいる人は、直ちに○○方面へ避難して下さい。 ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。 くりかえして お知らせします。(……………) 以上、防災たかいしです。

[例文10] 気象情報の情報伝達

- 大雨・洪水警報が発表された場合

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 さきほど大阪府に「大雨・洪水警報」が出されました。 大阪府内では、これから宵のうちにかけて所々で強い雨が降り、所によって は、1時間に○○mmを超える強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や 低い土地での浸水が発生するおそれがあります。 厳重に警戒して下さい。ふろ場の水、洗濯の水は捨てないようにご協力下さい。 ラジオをつけて、ラジオからの情報にも気をつけて下さい。 くりかえして お知らせします。(…………) 以上、防災たかいしです。 状況把握後直ぐに -

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。

現在、○○付近は、○○のため危険な状態になりつつあります。

お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させて下さい。

何時でも避難できるように準備して下さい。

火の元を消して下さい。

避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出 品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。

以上、防災たかいしです。

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。

避難の用意をして下さい。

○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。飛び火に注意して下さい。 お年寄りや子供など、安全な△△小学校へ早めに避難させて下さい。

お午前リヤナ供など、女主な△△小子校へ早めに避難させくりかえしてお知らせします。(···········)

以上、防災たかいしです。

[例文12] 避難の指示、誘導のための広報文

状況把握後直ぐに

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。

○、○○に対して、避難勧告(指示)が出されました。

○○のため危険な状態になりつつありますので、近所の人はお互いに助け合って早く避難して下さい。

避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難して下さい。

くりかえしてお知らせします。(…………)

以上、防災たかいしです。

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。

現在○○付近で水路から水があふれ、床上浸水の被害がでつつあります。

大切なものは高い所にあげて、直ちに避難を開始して下さい。

付近の消防団員は安全な誘導に注意して下さい。

また近所の人は、お互いに助け合って避難して下さい。

○○町の方の避難先は△△小学校です。

火の元を消して早く避難して下さい。

くりかえしてお知らせします。(…………)

以上、防災たかいしです。

状況把握後直ぐに -

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。

ただいま○○一帯に避難勧告が出されました。

風向きが悪いため、○○付近も危険です。

急いで△△に避難して下さい。

警察官や消防団員の指示にしたがって、安全な避難に注意して下さい。

くりかえしてお知らせします。(…………)

以上、防災たかいしです。

1 編

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 負傷者の臨時救護所が○○、△△、……に設置されました。 自分たちで応急処置できないケガの方は、○○、△△、……救護所へ連れていって下さい。 くりかえしてお知らせします。(……………) 以上、防災たかいしです。

[例文14] り災者の避難収容所周知のための広報文

- 状況把握後適宜 -

● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 避難所の設置について、お知らせします。 避難所は○○、△△、……に設置されました。 お困りの方は、直接避難所へおいで下さい。 または、市役所災害相談窓口へおいで下さい。 くりかえしてお知らせします。(…………) 以上、防災たかいしです。

[例文15] 防疫・保健衛生に関する周知のための広報文

状況把握後適宜 -

 ■ こちらは防災たかいし、高石市役所です。 被災された地区の方にお知らせします。 飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこしてください。 また5分間沸騰させ消毒して下さい。 また食中毒にならないよう、必ず火を通したものか、食中毒にならないようなものを食べるようにして下さい。熱が出たり、下痢等身体に異常のある方は、すぐ医者の手当を受けて下さい。 食中毒症状の時は、保健所または市保健医療班に連絡下さい。 くりかえしてお知らせします。(…………)
 以上、防災たかいしです

7. 災害に関する協定等に関する資料 資料 7-1 災害協定一覧

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
1	災害時における医師の 救急医療に関する協定	・災害時の要請に際し、技術提供または会員の派遣	高石市医師会	昭和 47 年 3 月 31 日
2	計測震度計の設置及び 管理・運用に関する協 定	・高石市の土地及び建設施設に震 度計の設置	大阪府	平成8年 4月1日
3	大阪府防災情報システム端末機の整備及び管理運営に関する協定	・高石市の庁舎施設に端末機の整備・大阪府が別に定める要領に従い、端末機の災害対策事務としての使用	大阪府	平成9年 4月1日
4	災害時における相互協 力に関する覚書	・避難先の情報提供・災害弱者についての情報提供・所管施設及び用地の提供・災害情報に係る広報掲出	浜寺郵便局	平成 12 年 8 月 31 日
5	災害時一般廃棄物の収 集運搬救援協定	・災害時に対応可能範囲を超えた 災害一般廃棄物の収集運搬の協力	高石環境保全事業協 同組合	平成 19 年 9月14日
6	災害時の応急対策業務 に関する協定	・応援対策要員等の人員輸送業務 ・建設資機材・日用品及び食料品 等の貨物輸送業務	一般社団法人大阪府 タグ事業協会	平成 21 年 3 月 30 日
7	災害時における応急対 策業務に関する協定	・災害時における倒木等障害物除去作業・倒壊建物等からの救出救助作業・水家屋等の消毒作業・その他必要な緊急応援作業	高石造園業組合	平成 21 年 8月 20日
8	災害時における飲料の 提供協力に関する協定	・自動販売機の機内在庫の製品の 無償提供	コカ・コーラウエス ト株式会社	平成 21 年 8月 20 日
9	震災時における避難場 所に関する覚書	・羽衣学園の施設を周辺住民の一時的な避難場所としての利用	学校法人羽衣学園	平成 22 年 1月5日
10	津波災害時の緊急避難 所の指定に関する覚書	・津波災害時の緊急避難場所とし ての使用	大阪府立高石高等学 校	平成 22 年 3 月 25 日
11	緊急災害時の避難通路 使用に関する覚書(大 阪府立臨海スポーツセ ンター)	・センター南側通路を使用し南門 を開放することにより、避難経 路としての利用	大阪府教育委員会南海ビルサービス	平成 23 年
12	石油基地自治体協議会 加盟団体災害時相互応 援協定	・物資の提供・人員の派遣・負傷者の医療機関への受入れ・被災者の一時的受入れ	石油基地自治体協議会	平成 23 年 7月12日
13	高石市防災行政無線屋 外子局設置等に関する 協定	・泉北1-2区共同下水処理場の 施設内に無線局の設置 ・施設内に無線局の設置	泉北工業団地協同組合 株式会社オイシス 南海福祉事業会 東 羽衣保育園 浜寺幼稚園 藤井興発株式会社	平成 24 年 11 月 1 日

14	番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
14 一		「高石市防災行政無線		泉北工業団地協同組	
の外金 四番価世事業会 11月1 原井興業株式会社 原井興業株式会社 12月2 原井県業株式会社 平成24 11月1 15 24 11月1 15 25 25 25 25 25 25 2	1.4	屋外子局設置等に関す	・電気使用量に基づいた電気料金	合	平成 24 年
気料金に関する生活と 空間を	14	る協定書」に基づく電	の入金	南海福祉事業会	11月1日
災害時における生活が 全活必需物資等の提供 株式会社コノミヤ 7 成24		気料金に関する覚書			
16				AST NOT THE VALUE	
10 20 20 20 20 20 20 20	1.5			性 さ	平成 24 年
16 技好都市災害時相互応 ・食料、飲料水及び生活必需品等 存担川町 平成 24 12 月 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	15		- 生佔必需物質等の促供		11月16日
10					7.4 o. F
投伝側でおける生活と 少生疾 少生疾 少生疾 次音時における生活と 小表の次電話の設置 小表の次電話の設置 小表の次電話の設置 小高石市が現別地でが出版 小表を表しました 小表を表しました 小表を表しました 小表を表しました 小表を表しました 小表を表しました 小表を表しました 小表を表しました 小表の表しました 小表を表しました 小表を表しましましましましました 小表を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	16			有田川町	
17			の提供	131 17 1	12月28日
18				株式会社関西スーパ	亚成 25 年
予報公衆電話の設置	17	需物資等の調達に関す	・生活必需物資等の提供		
19		る協定			4月44日
利用に関する复書 の誘導 おりまか まりまか まり	1.0	特設公衆電話の設置・	・特設公衆電話の設置及び利用者	NTT 西日本大阪南支	平成 25 年
19 大阪府南プロック消防 相互応接協定 ・消防用資機材の提供・誘導員の 派遣 ・災害防御以外の教急業務についての相互応援 大阪市・泉州 南市・泉州 南洋防組合 大阪市・泉州 南洋防組合 大阪市・泉州 南洋防組合 大阪市・泉州 南洋防組合 大阪市・泉州 南洋防組合 大阪市・泉州 南洋防組合 大阪市・泉州南洋防組合 大阪市・泉州南洋防組合 新関西空港株式会社 塚市・泉州南洋防組合 新関西空港株式会社 塚市・泉田町・岸和田市・貝塚市・銀田町・岸和田市・貝塚市・北田町・県南市・田尻町・県南市・田尻町・県南市・町市・北田市・町市・北田市・町市・北田市・町市・北田市・町市・北田市・町市・北田市・町市・地田市・大阪南市・地田市・町市・北田市・町市・北田市・町市・大阪市・港市・地田市・町市・北田市・町市・大阪市・港市・地田市・町市・大阪市・港市・地田市・町市・地田市・大田市・大阪市・港市・市・大阪市・港市・市・大阪市・港市・市・大阪市・港市・市・大阪市・港市・市・大阪市・地田市・町市・北田市・町市・川西市・宝塚 市・福原羽曳野藤井寺 消防組合 漢・著用水を活用しての防災活動に関する協定 ・高石市が光明池土地改良区 ・南京式パーテーション、折りたたみ式更なら、第後手をの調達に関する協定 ・東大阪府防災無線設備の発出の大大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 大阪府防災無線設備の発・対策 大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 以書時に起きる協定 大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 以書時に起きる物品の供給協力に関する協定 大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 以書時に起きる物品の供給協力に関する協定 大阪府防災無線設備の災害対策 大阪府 以書時に起きる 大阪府	18	利用に関する覚書	の誘導	店	3月22日
大阪府南ブロック消防 相互応接協定 ・災害防御以外の救急業務につい			・消防用資機材の提供・誘導員の		
19 相互応接協定		大阪府南ブロック消防			亚成 25 年
20 関西国際空港消防相互	19				
20 関西国際空港消防相互 応援協定		1日4小1万勋化			4月1日
20 関西国際空港消防相互 に接協定			- い作生心抜		
20			L /// Ph//en a 2 a a supplement		
20 応援協定		財西国際空港消防相 互			平成 25 年
21 泉州地域災害時相互応 ・人員派遣、物資・資機材の提供、 堺市・泉大津市・和 泉市・忠岡町・岸和 田市・貝塚市・泉佐 野市・熊取町・田房 野市・熊取町・田房 野市・熊取町・田房 野市・熊取町・田房 野市・熊取町・田房 東京 中京 中京 中京 中京 中京 中京 中京	20				
21 泉州地域災害時相互応 接協定 ・人員派遣、物資・資機材の提供、 その他応援 堺市・泉大津市・和 泉市・忠岡町・岸和 田市・貝塚市・泉佐 野市・熊取町・田尻 町・泉南市・阪南 市・岬町 平成 25 9月 10 22 大阪国際空港周辺都市 航空機災害 消防相互応援協定 ・航空機災害の発生した都市の消 防長が、自己の消防力によって 災害防御又は救助等が困難だと 認めた場合の、相互の消防応援 大阪市・場下・港田市 中市・東大阪市・池田市 吹市・尼崎市西宮市 伊丹市・川西市・宝塚 市・柏原羽曳野藤井寺 消防組合 1月 31 23 農業用水を活用した防 災活動に関する協定 ・高石市が光明池土地改良区の管 理する農業用水を活用しての防 災活動に関する協定 大阪府泉州農と緑の 総合事務所・光明池 土地改良区 平成 26 2月 13 24 災害整生時における避 運に関する協定 ・可動式パーテーション、折りた たみ式更衣室、簡易・折りたたみ ベッド、その他取り扱い製品の 調達 ・保有物資の優先供給についての 積極的な協力 西田製凾株式会社 3月 19 平成 26 3月 19 25 需物資等の調達に関す る協定 ・保有物資の優先供給についての 積極的な協力 株式会社ライフコー ポレーション 平成 26 4月 26 「原内防災行政無線設備の整備及び管理運営 に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 、災害時における物品の 、災害時における物品の 供給協力に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪ドチホ市民生協 ・災害時における物品の に安定供給を行う。 ・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 ・大阪いずみ市民生協 ・大阪いずみ市民生協		心级励足	の他	市・泉州南消防組合	4 /1 I H
21 泉州地域災害時相互応 投協定 ・人員派遣、物資・資機材の提供、				新関西空港株式会社	
21 泉州地域災害時相互応 ・人員派遣、物資・資機材の提供、				堺市・泉大津市・和	
21 泉州地域災害時相互応接				泉市・忠岡町・岸和	
21 援協定 その他応援 野市・熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町・泉南市・阪南市・岬町・泉南市・阪南市・岬町・東大阪市・池田市・町田市・八尾市・池田市・町田市・八尾市・池田市・町田市・八尾市・池田市・町田市・八尾市・地田市・町田市・八尾市・地田市・町田市・大屋崎市・西宮市 災害防御又は救助等が困難だとと認めた場合の、相互の消防応援 中・柏原羽曳野藤井寺消防組合 といる場合の、相互の消防応援 中・柏原羽曳野藤井寺消防組合 理する農業用水を活用しての防災活動に関する協定 要用水を活用しての防災活動に関する協定 であまず度な室、簡易・折りたたみでラスチック製品の調達に関する協定 災害時における生活と需物資等の調達に関する協定 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・保有物資の優先供給についての 積極的な協力 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 で成 26 年の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 で成 26 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年		泉州地域災害時相互応	・人員派遣 物資・資機材の提供		平成 25 年
T - 泉南市・阪南市・岬町	21				
大阪国際空港周辺都市		18 1/11/2			3 /1 10 Н
大阪国際空港周辺都市					
+ 版国際空港周辺都市 航空機災害の発生した都市の消 防長が、自己の消防力によって 災害防御又は救助等が困難だと 認めた場合の、相互の消防応援 市・尼崎市・西宮市 伊丹市・川西市・宝塚 市・柏原羽曳野藤井寺 消防組合 大規模災害時における 農業用水を活用した防 災活動に関する協定 ・ 可動式パーテーション, 折りた たみ式更衣室, 簡易・折りたたみ ベッド、その他取り扱い製品の調達に関する協定 ・ 保有物資の優先供給についての 積極的な協力 ・ 大阪府防災行政無線設 備の整備及び管理運営 に関する協定 ・ 大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 ・ 大阪府 大阪府 以活動に関する協定 ・ 大阪府防災行政無線設 備の整備及び管理運営 に関する協定 ・ 大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 ・ 大阪府 大阪府 以 手時における物品の 供給協力に関する協定 ・ 大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 ・ 大阪府 大阪府 以 手時に必要物資の調達ならび に安定供給を行う。 ・ 物価の高騰等防止のための情報 ・ 大阪いずみ市民生協 ・ 平成 26 5 月 1					
+ 航空機災害の発生した都市の消防力によって 航空機災害 消防相互応援協定 ・ 航空機災害の発生した都市の消防によって 災害防御又は救助等が困難だと 認めた場合の、相互の消防応援 ・ 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大					
22 航空機災害 消防相互応援協定		大阪国際空港周辺都市			
消防相互応援協定 災害防御又は救助等が困難だと お中市・川西市・宝塚 市	99		防長が、自己の消防力によって	市・尼崎市・西宮市	平成 26 年
おめた場合の、相互の消的心接	22		災害防御又は救助等が困難だと	伊丹市・川西市・宝塚	1月31日
23 大規模災害時における農業用水を活用しての防災活動に関する協定 ・高石市が光明池土地改良区の管理する農業用水を活用しての防災活動と対しての防災活動と対しての防災活動と対しての防災活動と対しての防災活動と対しての関係を対していての機能の対している。 平成 26 2 月 13 平成 26 2 月 13 平成 26 次害時における生活必需物資等の調達に関する協定 24 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 本式会社ライフコーポレーション 平成 26 4 月 1 25 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 26 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 平成 26 5 月 1		1月別作五心坂勋化	認めた場合の、相互の消防応援	市	
23 大規模災害時における農業用水を活用しての防災活動に関する協定 ・高石市が光明池土地改良区の管理する農業用水を活用しての防災活動と対しての防災活動と対しての防災活動と対しての防災活動と対しての防災活動と対しての関係を対していての機能の対している。 平成 26 2 月 13 平成 26 2 月 13 平成 26 次害時における生活必需物資等の調達に関する協定 24 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 本式会社ライフコーポレーション 平成 26 4 月 1 25 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 26 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 平成 26 5 月 1				• 柏原羽曳野藤井寺	
23 大規模災害時における 農業用水を活用した防災活動に関する協定 ・高石市が光明池土地改良区の管理する農業用水を活用しての防災活動に関する協定 大阪府泉州農と緑の2月13 24 災害発生時における避難所開設でラスチック製品の調達に関する協定 ・可動式パーテーション,折りたたみ、ベッド、その他取り扱い製品の調達に関する協定 西田製凾株式会社 平成 26 3月19 25 宗物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 株式会社ライフコーポレーション 平成 26 4月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4月1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 平成 26 5月1					
23		大規模災害時における	・高石市が光明池土地改良区の管		
災活動に関する協定 災活動 土地改良区 2月13 24 災害発生時における避難所開設 プラスチック製品の調達に関する協定 ・可動式パーテーション、折りたたみベッド、その他取り扱い製品の調達に関する協定 西田製凾株式会社 平成 26 3 月 19 25 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 株式会社ライフコーポレーション 平成 26 4 月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 7 平成 26 5 月 1	23				平成 26 年
24 災害発生時における避難所開設	10				2月13日
24 難所開設 プラスチック製品の調 達に関する協定 たみ式更衣室,簡易・折りたたみ べッド、その他取り扱い製品の 調達 西田製凾株式会社 平成 26 3 月 19 25 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての 積極的な協力 株式会社ライフコー ポレーション 平成 26 4 月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 平成 26 5 月 1				工地块以户	
24 プラスチック製品の調達に関する協定 ベッド、その他取り扱い製品の調達に関する協定 3月19 25 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 株式会社ライフコーポレーション 平成26年度 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成26年月1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協りまります。 平成26年月1					亚比 06 年
達に関する協定 調達 25 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 株式会社ライフコーポレーション 平成 26 4月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5月 1	24			西田製凾株式会社	
25 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 ・保有物資の優先供給についての積極的な協力 株式会社ライフコーポレーション 平成 26 4月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5月 1					3月19日
25 需物資等の調達に関する協定 ・保有物質の優先供給についての 様式会社フィブコー 環域会社フィブコー 環域会社 スプラー 環域の協力 ・保有物質の優先供給についての 様式会社フィブコー ポレーション ・平成 26 4 月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。 ・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5 月 1			前達		
25 需物質等の調達に関する協定 積極的な協力 ポレーション 4月 26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5月 1			・保有物資の優先供給についての	株式会社ライフョー	平成 26 年
26 大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営 に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策 及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 27 災害時における物品の 供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。 ・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5 月 1	25	需物資等の調達に関す			
26 備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5 月 1		る協定	作列型2月7/3	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4月
26 備の整備及び管理運営に関する協定 ・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用 大阪府 平成 26 4 月 1 27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5 月 1		大阪府防災行政無線設	1.77 P774 (((free 65 = 11.74 ~ /// P4.1.1 feb.		T-4 00 F
27 災害時における物品の供給協力に関する協定 ・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5月1	26			大阪府	平成 26 年
・災害時に必要物資の調達ならび 災害時における物品の 供給協力に関する協定 ・物価の高騰等防止のための情報 大阪いずみ市民生協 5月1			及び一般行政事務としての使用		4月1日
27 災害時における物品の に安定供給を行う。		. 124 / 3 144/2	・災害時に必要物資の調達からび		
27 供給協力に関する協定 ・物価の高騰等防止のための情報 ^{大阪いすみ市民生協} 5月1		災害時における嫐具の			平成 26 年
	27		I	大阪いずみ市民生協	
ACMIT * III / IE					3月1日
		(()	提供・収集を行う。		## 00 F
78	28			大阪広域水道企業団	平成 26 年
作に関する協定 トル缶詰備蓄水の製作 八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		作に関する協定	トル缶話備蓄水の製作		7月1日

震防炎対策推進計画附属2 南海トラフ地

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
29	災害時における物資の 自動車輸送に関する協 定	・食料、生活必需品、医薬品、防 災資機材等の物資の緊急輸送体 制の確保	赤帽大阪府軽自動車 運送協同組合	平成 26 年 8月4日
30	災害時等の応援に関する申し合わせ	・情報の収集・提供。・近畿地方整備局等職員や専門家の派遣。・近畿地方整備局が保有する車両や機械等の貸付・近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付及び操作員の派遣・通行規制等の措置	国土交通省近畿地方 整備局	平成 26 年 9月4日
31	大阪府下広域消防相互 応援協定	・大規模な災害等が発生した場合 の応援隊の派遣	大阪府下消防	平成 26 年 10 月 1 日
32	災害時の市有施設使用に関する協定	・高石警察署庁舎が被災または使 用不能の場合に、市役所別館3階 を活動拠点、会議室を出動準備 待機場所としての利用	高石警察署	平成 27 年 2月 16日
33	大規模災害時における 石油類燃料の優先供給 に関する協定	・可能な範囲での石油類燃料の優 先提供	エーワン石油株式会 社	平成 27 年 3月5日
34	災害時における緊急物 資輸送および緊急物資 拠点の運営等に関する 協定	・備蓄拠点から避難所への備蓄品の配送・集積・配送拠点への救援物資の配送・集積・配送拠点機能の維持等	ヤマト運輸株式会社 大阪主管支店	平成 27 年 12 月 17 日
35	災害時における地図製 品等の供給等に関する 協定	可能は範囲での地図製品等の供給	株式会社ゼンリン	平成 28 年 3 月 23 日
36	海岸保全施設に関する 管理及び操作協定書	・操作施設の適切な管理及び操作 の確保	大阪府	平成 29 年 1月1日
37	災害時における協力に 関する協定	・一時避難場所の提供及び支援・遺体の搬送・資機材及び消耗品の提供・遺体安置に必要な施設の提供	株式会社セルビス	平成 29 年 1月1日
38	瀬戸内・海の路ネット ワーク災害時相互応援 に関する協定	・資機材・物資の提供・職員の派遣・医療機関への被災傷者等の受入れ・被災者への臨時的な居住施設の提供	瀬戸内・海の路ネット ワーク推進協議会	平成 29 年 8月14日
39	災害時における情報提 供に関する協定	都市ガス供給を停止した住民へ の、都市ガス提供の復旧について の円滑な情報提供	大阪ガス株式会社	平成 30 年 12 月 5 日
40	災害時等における救援 物資等の提供に関する 協定	・災害対応型自動販売機の機内在 庫品の無償提供・避難所等への飲料製品等の供給	堺ヤクルト販売株式 会社	平成 30 年 12 月 18 日
41	災害時における民間賃 貸住宅の媒介等に関す る協定	・被災者に民間賃貸住宅の情報提 供及び媒介 ・高石市内の被害状況の報告	堺市不動産事業共同 組合	平成 31 年 3 月 15 日
42	災害時における民間賃 貸住宅の媒介等に関す る協定	・被災者に民間賃貸住宅の情報提供及び媒介・高石市内の被害状況の報告	大阪府宅地建物取引 業協会堺市支部	平成 31 年 3 月 15 日

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
43	災害時における毛布類 の供給に関する協定	・毛布類の供給	三共毛織株式会社	平成 31 年 4月 22 日
44	災害時等における救援 物資等の提供に関する 協定	・災害対応型自動販売機の機内在 庫品の無償提供・避難所等への飲料製品等の提供	株式会社ロイヤルティ	令和元年 5月21日
45	災害発生時における段 ボール製品の調達に関 する協定	・ダンボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り及び、その他取り扱い製品の供給	J パックス株式会 社・セッツカートン 株式会社	令和元年 6月4日
46	災害時における民間賃 貸住宅の媒介等に関す る協定	・被災者に民間賃貸住宅の情報の 提供及び媒介・高石市内の被害状況の報告	全日本不動産協会大 阪府本部大阪南支部	令和元年 7月8日
47	高石市と堺市との間に おける消防事務の委託 に関する協定	・高石市から堺市へ委託費の支払い・消防団、自主防災組織の訓練指導等への協力	堺市	令和元年 10月2日
48	災害時における施設の 使用及び協力に関する 協定	・高石市立総合体育館の避難所としての使用及び協力	高石市教育委員会・ コナミスポーツ・近 鉄ビルサービスグル ープ	令和2年 4月1日
49	災害時における物資の 調達及び供給の協力に 関する協定	協力可能な範囲での優先的かつ速 やかな物資の調達及び供給	株式会社キンレイ大 阪工場	令和2年 5月14日
50	災害に係る災害発信等 に関する協定	・市内の避難情報・被害状況等の ヤフーサービス上での掲載 ・市 HP のキャッシュサイトの掲 載	ヤフー株式会社	令和2年 6月11日
51	高石市・日本下水道事 業団災害支援協定	・状況を確認するために行う現地 調査 ・災害報告に必要な資料の作成 ・協定下水道施設について、その 応急工事又は復旧工事が完了す るまでの間、暫定的にその機能 を確保するために行う簡易消毒 の実施、仮設ポンプの設置その 他の維持または修繕に関する工 事 ・災害査定に必要な設計図書その 他の関係資料の作成及び災害査 定への立合	日本下水道事業団	令和2年 10月1日
52		・新型コロナウイルス感染症等の	学校法人羽衣学園	令和2年 12月21日
53	災害時における避難所 としての利用に関する 協定	対策により市施設のほかに避難 所を開設することが必要となっ た場合における、施設の避難所	学校法人清風南海学 園	令和 2 年 12 月 24 日
54		としての利用	ほんみち	令和3年 1月16日

震災	附属2
双雅胜	南海トラ
	垂

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
55			社会福祉法人南海福 祉事業会南海福祉看 護専門学校	令和3年 2月22日
56			日本郵便株式会社浜 寺郵便局	令和3年 3月29日
57			大阪府立高石高等学 校	令和3年 3月30日
58	災害時における緊急交 通路の確保及び停電復 旧に支障となる障害物 等の移動等に関する覚 書	・緊急交通路の確保及び停電復旧 に支障となる霜害物等の移動そ の他必要な措置	関西電力送配電株式 会社	令和3年 3月23日
59	災害発生時における協 力に関する相互応援協 定	・緊急車両等としての車両の提供 ・避難先リスト等の情報の提供 ・郵便局ネットワークを活用した 広報活動 ・業務中に発見した道路等の損傷 状況の情報提供 ・避難上における臨時の郵便差出 箱の設置及び郵便局社員による 郵便物の収集・交付等 ・株式会社ゆうちょ銀行の非常払 及び株式会社かんぽ生命の非常 取扱い	日本郵便株式会社浜 寺郵便局・高石郵便 局	令和3年 3月23日
60	災害時における物資調 達に関する協定	一般用医薬品及びその他指定する物資の供給	株式会社スギ薬局	令和3年 3月24日
61	災害時における避難所 としての利用に関する 協定	・新型コロナウイルス感染症等の対策により市施設のほかに避難所を開設することが必要となった場合における、施設の避難所としての利用	日本郵便株式会社浜 寺郵便局	令和3年 3月29日
62	災害時における物資の 供給に関する協定	・生活必要物資・資機材等の提供	株式会社ナフコ	令和3年 5月12日
63	災害時避難施設に係る 情報の提供に関する協 定	・災害時避難施設に係る情報の提 供	株式会社バカン	令和3年 6月4日
64	災害時における資機材 等の提供に関する協定	・資機材・技術の提供	日立建機日本株式会社南大阪営業所	令和3年 12月27日
65	災害時におけるLPガ スの供給に関する協定	・LPガス用の消費機器へのLP ガス等の供給	一般社団法人大阪府 LPガス協会 堺阪南北部支部	令和 4 年 3 月 20 日
66	災害発生時における医療救護及び医薬品等の 供給に関する協定	・対応可能な範囲での医療救護活動・対応可能な範囲での医薬品等の携行及び提供	高石薬剤師会	令和4年 9月8日

2	号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
 68 航空機による協力に関する協定 の情報収集 ・災害地図の作成等の支援 ※割型コロナウイルス感染症等の対策により市施設のほかに避難所をしての利用に関する協定 が策により市施設のほかに避難所を関立することが必要となった場合における、施設の避難所としての利用 び害時における帰宅困難者が安全に滞在できるる協定 70 類害時における帰宅困難者が安全に滞在できるる協定 び害時相談業務に関する協定 ・住民等に対する被災者法律相談業務の支援 大阪弁護士会 び害時におけるレンタル機材及び資材の提供、運搬、設置・配置及び撤去・避難所の衛生管理 大阪府所域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定 大阪府所域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定 び害時等における車両の移動することができない車両の移動等に関する協定 ・水道災害等の発生時における情報共有及び支援体制の構築 び害時等における車両の移動することができない車両の移動等に関する協定 が資集積場所の提供・支援物資の緊急・救援輸送・保管等に係る協力・資援物資の給送 ・物資集積場所の提供・支援物資の緊急・救援輸送・保管等に係る協力・資援物資の給送 ・大阪府 ・大阪府大政府人全水道事業人体 ・物資集積場所の提供・支援物資の緊急・救援輸送・保管等に係る協力・資機物資の給送 	7 難所	所としての施設利用	の家族または介護者の福祉避		令和4年 11月1日
69 災害時における避難所 としての利用に関する 協定 対策により市施設のほかに避 難所を開設することが必要と なった場合における、施設の避 難所としての利用 大阪府立臨海スポー 力とで望理者 南海ビルサービス株 式会社 令 70 災害時における帰宅困 難者の受入れ等に関する協定 ・帰宅困難者が安全に滞在できる 場所の提供及びその他支援 大阪弁護士会 令 71 災害時相談業務に関する協定 ・住民等に対する被災者法律相談 業務の支援 大阪弁護士会 令 72 災害時におけるレンタ ル機材及び資材の提供 に関する協定 ・資機材の提供、運搬、設置・配 置及び撤去 ・避難所の衛生管理 千代田商事株式会社 (株式会社ダスキン フランチャイズチェ フランチャイズチェ ーン加盟店) 令 73 大阪府府域の水道災害 における情報共有及び 支援に関する協定 ・水道災害等の発生時における情報 報共有、支援体制の構築 大阪府 大阪府 大阪府内全水道事業 体 令 74 災害時等における車両 の移動等に関する協定 ・物資集積場所の提供 ・人員の派遣 ・支援物資の緊急・救援輸 送・保管等に係る協力 ・物資集積場所の提供 ・支援物資の過避 勝貴運輸株式会社 令 75 援物資の緊急・救援輸 送・保管等に係る協力 ・物資集積場所の提供 ・支援物資の過避 勝貴運輸株式会社 令	8 航空	空機による協力に関	の情報収集	株式会社RISE	令和5年 1月13日
70 災害時における帰宅困 難者の受入れ等に関す る協定 ・帰宅困難者が安全に滞在できる 場所の提供及びその他支援 式会社 会 4 71 災害時相談業務に関す る協定 ・住民等に対する被災者法律相談 業務の支援 大阪弁護士会 会 8 72 災害時におけるレンタ ル機材及び資材の提供 に関する協定 ・資機材の提供、運搬、設置・配 置及び撤去 ・避難所の衛生管理 千代田商事株式会社 (株式会社ダスキン フランチャイズチェーン加盟店) 会 3 73 大阪府府域の水道災害 における情報共有及び 支援に関する協定 ・水道災害等の発生時における情報共有、支援体制の構築 大阪府 大阪府 大阪府内全水道事業 体 会 4 74 災害時等における車両 の移動等に関する協定 ・自ら移動することができない車 両の移動 エートス協同組合 会 5 75 災害発生時における支 援物資の緊急・救援輸 送・保管等に係る協力 ・物資集積場所の提供 ・支援物資の輸送 勝貴運輸株式会社 8 会 8	9 とし	しての利用に関する	対策により市施設のほかに避 難所を開設することが必要と なった場合における、施設の避	ツセンター 指定管理者 南海ビルサービス株	令和 5 年 4 月 24 日
71 る協定 業務の支援 人阪开護工会 8 72 災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定 ・資機材の提供、運搬、設置・配置及び撤去・避難所の衛生管理 千代田商事株式会社(株式会社ダスキンフランチャイズチェーン加盟店) 会会のアランチャイズチェーン加盟店) 73 大阪府府域の水道災害に対ける情報共有及び支援に関する協定 ・水道災害等の発生時における情報共有、支援体制の構築 大阪府大阪府内全水道事業体 74 災害時等における車両の移動等に関する協定 ・自ら移動することができない車両の移動 エートス協同組合 75 援物資の緊急・救援輸送・保管等に係る協力 ・物資集積場所の提供・人員の派遣・資機材の提供・支援物資の輸送 ・資機材の提供・支援物資の輸送	0 難者	者の受入れ等に関す			令和5年 4月24日
72	1 1			大阪弁護士会	令和5年 8月31日
73 における情報共有及び支援に関する協定 ・水道災害等の発生時における情報 大阪府内全水道事業体 全人 74 災害時等における車両の移動することができない車の移動 エートス協同組合 全人 75 災害発生時における支援物資の緊急・救援輸送・保管等に係る協力 ・物資集積場所の提供・人員の派遣・資機材の提供・支援物資の輸送 勝貴運輸株式会社 会会 75 送・保管等に係る協力 ・支援物資の輸送 勝貴運輸株式会社 会会	2 ル機	機材及び資材の提供	置及び撤去	(株式会社ダスキン フランチャイズチェ	令和6年 3月21日
74 の移動等に関する協定 両の移動 5 災害発生時における支援物資の緊急・救援輸送・保管等に係る協力 で機材の提供・支援物資の輸送 勝貴運輸株式会社 8	3 にお	おける情報共有及び		大阪府内全水道事業	令和6年 4月26日
次書発生時における文 ・人員の派遣 ・人員の派遣 ・資機材の提供 ・ 支援物資の輸送 勝貴運輸株式会社 8	/1			エートス協同組合	令和6年 5月30日
・被災自治体への支援物資の輸送	5 援物 送·	物資の緊急・救援輸	・人員の派遣・資機材の提供・支援物資の輸送	勝貴運輸株式会社	令和 6 年 8 月 21 日
1 76 1	h l		電用品、寝具、防災資機材等の	ジョインテックスカ	令和6年 10月24日
	/		及び情報の提供 ・被害調査に関するデータ及び情	険株式会社	令和6年 11月19日

資料 7-2 高石市環境保全協定

高石市環境保全協定

高石市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、乙の工場、事業場(以下「工場等」という。)における公害及び災害の防止、緑化の推進等を行い、もって自然環境の保全と市民の健康で安全かつ快適な生活を守るため、次の条項により協定を締結するものとする。

第1章 総則

(基本的理念)

第1条 人間優先の理念に基づき、良好な生活環境を創造し、保全していくことは、健康で安全かつ快適な市民生活を営むうえで欠くことのできないことであり、本協定を推進することにより、広く市民がこの恩恵を享受し、継承させるものである。

(定 義)

- 第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 環境保全とは、公害及び災害の防止、緑化の推進並びに産業廃棄物の適正な処理を行うことにより、良好な生活環境を確保することをいう。
- (2) 公害とは、工場等から生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、悪臭、騒音、振動、地盤の沈下によって、市民の健康が損なわれ、又は生活環境が阻害されることをいう。
- (3) 災害とは、工場等における火災、爆発、石油等の漏洩又は流出によって、市民の安全を脅かし、又は生活環境に被害を及ぼすことをいう。
- (4) 緑化とは、工場等において樹木若しくは芝生等の地被植物を植栽し、かつ、保護、育成することをいう。
- (5) 産業廃棄物とは、工場等から生じた燃え殻、汚泥、廃油等をいう。

(責務)

- 第3条 甲は、環境保全の基本的、総合的施策を推進するとともに、この協定の円滑な推進について努力するものとする。
- 2 乙は、環境保全について、重要な社会的責任を有することに鑑み、甲の行う環境保全対策に積極的に協力するものとするとともに、この協定に定める事項を誠実かつ適切に実施するものとする。

第2章 環境保全対策

(公害防止の基本的対策)

- 第4条 乙は、公害が発生しないように次の各号の措置を講ずるものとする。
- (1) 公害に係る施設については、管理に万全を期するとともに、その状況を常に把握すること。
- (2) 公害防止施設を適切に設置し、その機能を十分に発揮しうるよう配慮すること。
- (3) 公害防止に関する技術開発に努め、各種の公害の防止について積極的にその改善を行い、さらに環境の改善に最大の努力を払うこと。

(災害防止の基本的対策)

- 第5条 乙は、災害が発生しないように次の各号の措置を講ずるものとする。
 - (1) 管理するすべての施設、設備及び作業工程を常に把握すること。
 - (2) 原材料及び製品等の輸送について、安全確保に努めること。

(3) 災害の発生に備えて、常に必要な防災資器材等を保有すること。

(緑化推進の基本的対策)

- 第6条 乙は、緑化の推進に当たり、次の各号の措置を講ずるものとする。
 - (1) 道路及び境界線沿い等の効果的な場所を重点に行うこと。
 - (2) 工場等の配置計画に明確に位置付けること。
 - (3) 常緑樹を主体として用い、自然的条件や樹木の持つ特性、機能を考慮して行うこと。
 - (4) 樹木等の保護、育成に努めること。

(産業廃棄物運搬、処理の基本的対策)

- 第7条 乙は、産業廃棄物の運搬又は処理に当たり、次の各号の措置を講ずるものとする。
 - (1) 自己の責任において、二次公害が発生しないように適切に行うこと。
 - (2) 資源化再利用等により産業廃棄物の無害化、安定化並びに最終処分量の減量に努めること。
 - (3) 運搬又は処理を許可業者に委託した場合、自己の責任においてその最終処分まで確認のこと。

第3章 事前協議

(事前協議)

第8条 乙は、別表に掲げる行為をしようとするときは、事前に事前協議申請書により甲とその計画について協議しなければならない。 (様式第1号)

第4章 立入調査

(立入調査)

第9条 甲は、必要に応じて工場等に立入り、環境保全についての検査及び調査を実施することができる。この場合において、乙はこれに応じなければならない。

第5章 指導勧告

(指導、勧告等)

第10条 甲は、乙に環境保全対策に関し必要な助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第6章 細目協定

(細目協定)

第11条 甲と乙は、環境保全対策を適切かつ十分に実施するために、公害の防止に関する細目協定 並びに災害の防止に関する細目協定(以下「細目協定」という。)を締結するものとする。

(細目協定の改定要請)

第12条 甲は、社会的要請等により細目協定を変更する必要があると認めたときは、乙にその改定 を要請することができるものとする。

第7章 報告義務

(環境保全計画の作成、提出)

- 第13条 乙は、環境保全に関する計画(「公害防止計画」、「災害防止計画」及び「産業廃棄物処理計画」をいう。以下同じ。)及びそれに関して講じた措置の内容を、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、環境保全に関する計画を変更しようとする場合も甲に提出しなければならない。

(施設の状況等の報告)

第14条 乙は、施設等の状況及びその操業の態様を常に把握しておくとともに、甲の要求に応じ遅滞なくこれを報告しなければならない。

第8章 事故発生時等の措置

(事故発生時等の措置)

- 第15条 乙は、施設における事故により、公害又は災害を発生させ、又は発生させる恐れのあるときは、直ちに最善の措置を講じ、被害の拡大防止に努め、安全の確保を図るとともに、甲にその事故の状況並びに講じた措置の内容を報告し、遅滞なく復旧工事の計画を提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の事故を発生させ、最善の措置を講じ、被害の拡大防止に努めたにもかかわらず、安全が確保されず、なお事故の発生の恐れがあると認めたときは、関係官庁と協議の上、乙に対し一時操業停止等を指示することができる。この場合において、乙はこれに従わなければならない。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定の内容に違反したときは、関係官庁と協議の上、乙に対し改善勧告、 操業の短縮又は一時操業停止等必要な措置を講じさせることができる。この場合において、乙は これに従わなければならない。

(公表の原則)

第17条 甲は、前2条による乙からの報告、提出事項若しくは乙に対しての指示事項その他必要な 措置事項について、これを公表することができる。

第9章 損害の賠償

(損害の賠償)

第18条 乙は、施設から発生した公害又は災害により、甲及び市民に損害を与えたときは、故意又は過失の有無にかかわらず、直ちに誠意をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、公害又は災害の発生原因が、異常な地震、津波、台風、その他の自然現象であるものに係る損害のうち、乙の責によらないものは、除くものとする。

第10章 協議会

(協議会の設置)

第19条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、高石市環境保全推進協議会を設置し、別に 定める規約により相互に協定するものとする。

第11章 その他

(知識の普及)

第20条 乙は、従業員及び下請企業(社会通念上のものをいう。)の従業員に対し、環境保全についての知識の普及に努めなければならない。

(下請企業の指導等)

第21条 乙は、下請企業に対し、本協定の主旨を十分に理解させ、環境保全対策について積極的に 指導及び監督を行うとともに、万一請負わせた事業によってその下請企業が本協定に定める規定 に違反し、又は違反する恐れがあると認められるときは、自己の責任において必要な措置を講じ

させなければならない。

(組織の明確化)

- 第22条 乙は、この協定を円滑に運用するために、それぞれの担当部門並びに責任者を定め、甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の担当部門又は責任者を変更したときも、甲に届け出なければならない。

(協 議)

第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めた事項に疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めた事項を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙が協議するものとする。

(協定の効力発生時期等)

第24条 この協定は、令和 年 月 日から効力を有する。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高石市加茂 4 丁目1番1号 高石市長

 \angle

別表 行為の範囲

区分	行為の範囲
公害防止	1) 公害関係諸法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた施設を新設、増設又は変更しようとするとき。(試験設備を含む。)2) 公害防止施設を新設、増設又は変更しようとするとき。3) 第2項に掲げる行為のうち、騒音又は振動については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める規制地域以外の区域における行為についても適用する。
災害防止	別に定める災害の防止に関する細目協定に基づく施設を新設、 増設又は変更しようとするとき。

則

震防炎対策推進計画 附属2 南海トラフ地

事前協議申請書

年 月 日

高石市長 殿

住 所

名 称

代表者 の氏名

(EJ)

高石市環境保全協定第8条の規定により、次のとおり申請します。

	増設あるいは、変更 うとする施設の名称				
	増設あるいは、変更 うとする施設の目的				
規模及	公害防止				
が内容	災害防止				
*	《備考				
		※受付年月日	年	月	日

- 備考 1 具体的な規模、内容及び施設の位置については、別添によるものとする。
 - 2 ※印の欄には、記入しないこと。

6. 災害の防止に関する細目協定

高石市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は平成 年 月 日付で締結した高石市環境保全協定(以下「協定という。)第11条の規定により災害の防止に関する細目協定(以下「細目協定」という。)を次のとおり締結する。

(災害の防止対策)

- 第1条 乙は、常に災害の発生及び拡大の防止に万全の措置を講ずるとともに、各種の防災対策を 実施し操業の安全確保に努めること。
- 2 乙は次の号の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- (1) 災害の未然防止

常に保安等の関する法律等を遵守し、甲及び関係官庁の指揮を受け災害の未然防止に努めること。

(2) 災害意識の高揚

防災関係の団体等に積極的に加盟し、防災意識の高揚に努め、かつ互いに隣接する企業間に おいても防止に関する情報交換を行うこと。

(3) 防災設備の増強

甲及び関係官庁の指導に基づいて積極的に防災設備の増強に努めること。

(4) 防災教育訓練の実施

従業員(下請企業の従業員も含む)に対し、常に次のような防災上必要な知識を習得させ、 かつ十分な訓練を行い、災害に対して迅速な行動力を取り得るように努めること。

- ア 災害時の通報連絡体制
- イ 消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ウ 災害時における迅速適切な消防活動
- エ その他防災上必要とする教育訓練等

(事前協議の対象施設)

第2条 協定第8条による行為を行う者は、別表の対象施設に係るものとする。

(災害防止計画及び実績)

- 第3条 乙は、協定第13条第 1項に規定による災害防止計画については毎年3月31日までに、同実績については翌年の5月31日までに甲に提出するものとする。 (様式第1号・1号の1)
- 2 乙は、災害防止計画の内容に変更が生じたときは協定第13条第2項の規定により、速やかに甲 に提出するものとする。 (様式第2号)

(施設等の状況)

第4条 乙は、協定第14条の規定により施設等の状況及びその操業の態様について、甲の要求があれば遅滞なく甲に提出するものとする。 (様式第3号・3号の1)

(事故報告)

- 第5条 乙は、施設における事故の発生させたときは、その内容を速やかに協定第15条第1項の規 定により、甲に提出するものとする。 (様式第4号)
- 2 乙は、事故の発生後講じた措置の内容を速やかに甲に提出するものとする。(様式第5号)

(組織)

- 第6条 乙は、協定第22条第1項の規定により災害防止担当部門及び責任者を定めたときは、甲に届け出るものとする。 (様式第6号)
- 2 乙は、災害防止担当部門又は責任者に変更が生じたときは、協定第22条第2項の規定により、 変更後30日以内に甲に届け出るものとする。 (様式第6号)

(協議)

第7条 この細目協定に定めない事項又は、この細目協定に定めた事項に疑義が生じたとき、若しくはこの細目協定に定めた事項を変更する必要が生じたときは、その都度甲・乙が協議するものとする。

(細目協定の効力発生時期等)

第8条 この細目協定は平成 年 月 日から効力を有する。

この細目協定締結の証として細目協定書2通を作成し、甲・乙それぞれの記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高石市長

 \angle

1. 消防法に規定する危険物施設

(1) 新設に係る施設

施設	内容				
製造所	全てのもの(実験プラント、公害処理設備は除く)。				
一般取扱所	n				
移送取扱所	n .				
屋外タンク貯蔵所	全てのもの(タンクの液表面積が40㎡以下のもの、又 は高さが6m以下のものは除く)。				
屋内貯蔵所	全てのもの(公害処理設備は除く)。				

(2) 増設に係る施設

製造所、一般取扱所、移送取扱所:設備、機器を増設することにより敷地面積の拡大、又は

生産能力等の増加を伴うものに限る。

屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所: 容量を増加させたものに限る。

(3) 変更に係る施設

製造所、一般取扱所、移送取扱所:設備、機器を変更することにより、敷地面積の拡大、又

は生産力等の増加を伴うものに限る。

屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所 : 位置・形態の変更に係るものに限る。

2. 対象施設等の特例

前記対象施設の規定にかかわらず、立地条件、又は危険物、高圧ガス、毒劇物を取扱い、貯蔵し、又は処理する施設で地域住民に防災上著しい影響を及ぼす恐れのあるもの。

編

資

資料 7-3 災害時における医師の救急医療に関する協定書

災害時における医師の救急医療に関する協定書

高石市長(以下「甲」という。)と社団法人高石医師会長(以下「乙」という。)は、高石市地域防災計画に基づく災害時における医師の救急医療に関して、次のとおり協定するものとする。

甲、乙及び乙の会員はそれぞれの立場において誠意をもって救急医療の円滑なる実施運営に努力するものとする。

- 第1条 甲は、高石市内及びその周辺地域において災害が発生したときには、乙に対して救急医療 の協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、甲より前項の要請を受けたときにはすみやかに、乙の会員に伝達しその技術を提供し若 しくは必要に応じて乙の会員を派遣するものとする。
- 第2条 甲は、乙の会員が救急医療出動中に生じた負傷等の事故については、高石市における議会 の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和43年3月18日高石市条例第1 0号)を準用するものとする。
- 第3条 乙の会員が第1条2項に基づく救急医療に要する医薬品及び医療資材は、原則として甲に おいて準備し、これを負担するものとする。
- 第4条 本協定の定めのない事項及び疑義並びに改更については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 第5条 本協定の有効期間は昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までとし、期間満了の 2ヶ月前までに甲乙のいづれか一方より何等の意志表示を行わないときには、この協定満了の翌 日から1カ年間、自動的に延長するものとし、以後の同様とする。

本協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保持するものとする。

昭和47年 3月31日

甲高石市

市長 浅 野 政 雄

乙 社団法人高石医師会

会長 船 富 光

害応急対策 第3編 地震災

資

8. 災害救助法の概要及び各種様式等に関する資料

資料 8-1 災害救助法の救助の内容

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(大阪府災害救助法施行細則、令和5年)

救助の種類		(入) 秋州 火 古 秋 切 伝 旭 1 1	救助の期間			
びめいとは対			法第四条第一項第一			
避難所及び応 急仮設住宅の 供与	与する。 二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置をがより、とないては、建物の使用謝金及び、					
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 一建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設置し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 二賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供し	完成の日から 二年以内			
炊き出しそ の他にの 食品の 食品の	炊き出しその他 による食品の給 与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。二 被災者が直ちに食することができる現物による。三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千二百三十円以内とする。	災害発生の日から七 日以内			
及び飲料水の供給	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から七 日以内			

救助	かの種類	救助の程度及び方法					救助の期間	
被服、寝具その 給与又は貸与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品ロ月用品 炊事用具及び食器 光熱材料 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。					災害発生の日 から十日以内		
					世科	带区分		
	区分	季別	1人世帯	2人 世帯	3人世帯	4人世帯	5人 世帯	6 人以上 1 人増すご とに加算
			円	H		— H	F.	する額 円 円
住家の全壊、 より被害を受	全焼又は流失に	夏季	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	
より放音を支	(7) / 二 匹 丗	冬季	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11,600
	半焼又は床上浸水	夏季	6, 300	8, 400	12,600	15, 400	19, 400	2,700
により被害を		冬季 10,100 13,200 18,800 22,300 28,10 九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日				28, 100	, , ,	
	」とは四月一日からだ 害が発生した場合をV		でに災害が乳	発生した場合	rをいい、	冬季」とは ⁻	十月一日	から翌年三月三十一
医療 及び 助産	医療	る 得者(昭年がは施 イロハニホ イ ロ 数なめ和肝法、り術次 支 医 以 護いめ二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	たに合き一は十若きい囲 又、若 る旺具又 だめ よにツ年師号くう。に 治術く とよ修診 でいー律者には師以お 療そは がる繕療 なだりが でり でり でり のいか でり	う。ただい、は大きには、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、は、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	急迫師、は又整所、又で、施所、次薬、国のは、文をのは、ないで、は、ないで、は、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	情があり、気に 原師等に マロー を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	Pt	災害発生の日 から十四日以内
	助産	一災害者したう。二たう。の分分別ロの分別以大大が大大大大大大	所により出いる場合では、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はいの前のが、 はい、 はいが、 はいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいが	に日以内又は に行う。 に行う。 にん後の処置 たの他の衛生 たる費用は、 場合 使用し	当該日以後のみちを失い が料の支給 次のとおり た衛生材料	ったものに対 とする。 等の実費		分べんした日 から七日以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は 生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機 械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該 地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三 日以内
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡 大を防止するた めの緊急の修理	災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。亡 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。支出することができる費用は、一世帯につき五万円以内とする。	災害発生の日から十日以内
	日常生活に必要 な最小限度の部 分の修理	 一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十四万三千円 	災害発生の 男以 男以 所 の の の の の の の の の の の の の
生業に必要な資金	2の貸与	- 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 - 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 - 貸与することができる金額は、次の額以内とする。イ 生業費 一件につき三万円 成職支度費 一件につき一万五千円 四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日 から一月以内
学用品の給与		一 住家の全壌、全焼、流失、半壌、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校の児童 一人につき 四千八百円 (2) 中学校の生徒 一人につき 五千百円 (3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千六百円	災害発生の日から、 教科書については一 月以内、その他の学 用品については十五 日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
埋葬	- 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とする。	災害発生の日 から十日以内
死体の捜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日 から十日以内
死体の処理	- 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 三 検案は、原則として救護班によって行う。 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき五千五百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	 一居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万八千七百円以内とする。 	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職 員等雇上費	- 次の範囲内において行う。 イ 被災者(法第四条第二項の救助にあっては、避難者)の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 小 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 へ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 こ 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

災害従事者の救助実費弁償の範囲

八百亿年日 7 567 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70							
	巻務従事者の区分	実費弁償の額					
秋 助身	長傍促争有の区方	日当	時間外勤務手当	旅費			
	医師及び歯科医師	22, 300 円	日当の額を七・七五で 除して得た額を勤務時				
	薬剤師	16,000 円	間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)に よる指定職等の職務に			
政令第4条第1号から 第4号までに掲げる者	保健師、助産師、看護師及び 准看護師	17,900 円					
	診療放射線技師、臨床検査技師、 臨床工学技士及び歯科衛生士 救急救命士	16,000円		ある者以外の者の額相 当額以内			
		14, 200 円	の規定により算定した 額以内				

\$\frac{1}{2} \frac{1}{2} \fra	養務従事者の区分	実費弁償の額			
(以功)	R伤促事有 07匹刀	日当	時間外勤務手当	旅費	
	土木技術者及び建築技術者	14,900 円			
政令第4条第1号から	大工	24,000 円			
第4号までに掲げる者	左官	25, 500 円			
	とび職	26,500 円			
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者			における慣行料金による支額を加算した額以内		

資料 8-2 激甚災害指定基準

※ 昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

(最新:平成28年2月9日一部改正)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第2章 (公共施設災害復 旧事業等に関する 特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害 B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの (1)都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が一以上あること。 (2)一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、
	当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%をこえる都道府県が一以上あること。
法第5条(農地等 の災害復旧事業等 に係る補助の特別 措置)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害 B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が一以上あるもの
法第6条(農林水 産業共同利用施設 災害復旧事業費の 補助の特例)	法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害(当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る。)は、当該災害に係る漁業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。 (1)当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害 (2)当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害
法第8条 (天災に よる被害農林漁業 者等に対する資 の融通に関する暫 定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。 A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害 B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項における農業をおする資金の融通に関する暫定措置法第の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が一以上あるもの

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第11条の2(森 林災害復旧事業に 対する補助)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね5%を超える災害 B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が一以上あるもの
法第12条(中小企 業信用保険法によ る災害関係保証の 特例)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額(第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。)のおおむね0.2%を超える災害 B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が一以上あるものただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
法第16条(公災する) 公案 第17条(会 表 表 表 表 第 第 17条(表 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められ る場合を除く。
法第22条(罹災者 公営住宅建設等事 業に対する補助の 特例)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害 B 次の要件のいずれかに該当する災害 ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。 (1)当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害 (2)当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害
法第24条(小災害 債に係る元利償還 金の基準財政需要 額への算入等) 上記以外の措置	公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。 災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

害予

資

資料 8-3 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害と して指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

(最新:平成28年2月9日一部改正)

局地激甚災害指定基準

適用すべき措置

(公共施設災害関係)

- (1) 次のいずれかに該当する災害
- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害(該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。)
 - (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村 (当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。)
 - (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該 査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標 準税収入の20%を超える市町村
 - (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円 以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)

市町村における(1)に掲げる 災害については、法第3条第 1項各号に掲げる事業のうち、 当該市町村が当該災害により その費用を負担するもの及び 法第4条第5項に規定する地 方公共団体以外の者が設置し た施設に係るものについて 第2章の措置並びに当該市町

方債について法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置

村が当該災害について発行を

許可された公共十木施設及び

公立学校施設小災害に係る地

(農地、農業用施設等災害関係)

- (2) 次のいずれかに該当する災害
- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村(当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害(上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。)

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村(当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害(上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。)

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる 災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

市町村の区域における(2)に 掲げる災害については、法第 5条、第6条及び第24条第2 項から第4項までの措置(た だし書に掲げる災害につい ては、法第6条の措置(水産 業共同利用施設に係るもの に限る。))

(林業災害関係)

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5 倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

市町村の区域における(3)に 掲げる災害については、法第 11条の2の措置

(中小企業施設災害関係)

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が 当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村 (当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただ し、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,0 00 万円未満である場合を除く。 市町村の区域における(4)に 掲げる災害については、法第 12条の措置

資料 8-4 被害状況等報告

災害による被害報告は、「災害報告取扱要領」(平成8年4月消防災第59号)並びに「火 災・災害即報要領」(昭和59年10月15日付消防防災第267号の定めるところにより報 告する。

1. 災害報告取扱要領に基づくもの

以下、災害報告の概略を記すもので、詳細は「災害報告取扱要領」に基づき報告するものとする。

(1)報告すべき災害

- ① 災害救助法の適用に合致するもの
- ② 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が当初は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められる もの

(2)報告の種類、期日等

報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数	備考
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1 部	
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1 部	掲載省略
災害年報	4月30日	第3号様式	1 部	IJ

(3)被害状況等報告基準(記入要領)

	 被害項目	報告基準
	死 者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したものの、又は死体を確認することができないか死亡したことが確実なものとする。
人的	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いもあるもの
被害	負傷者 重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか を問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
住家の被害	全 壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半 壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの又は住 家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

	被害項		報告基準
	一部	損壊	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2~3枚割れた程度の ものは除く。
	床上	浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下	浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非	非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、 これらの施設に常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の 用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田焼火埋没の		耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
	被害	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋	梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の運行が不能となた程度の被害をいう。
その他被害	河	Л	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事をする程度の被害をいう。
	港	湾	「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する 水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交 通施設とする。
	砂	防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃	施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	不通	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶被害		「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し 航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しな ければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電	話	「電話」とは、通話不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電	気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水	道	「水道」とは、上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。

	被害項目	報告基準
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数 のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は、石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯をとする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	公立 文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。
被	公共土木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担 の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施 設、道路、港湾および漁港とする。
害	その他の 公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
金		災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設 およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額) はカッコ外書きするものとする。
額	公共施設 被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を 受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 1 編

総則

第1号様式 災害確定報告

都	道系	守 県							X	-		分		被	害
										流	失・均	里没	ha		
									田	冠		水	ha		
災	害	名								流	失・均	里没	ha		
確気	官年	月日		F		日	時確定		畑	冠		水	ha		
報	告 者	省 名							文	教	施	設	箇所		
	区			分		被	害	そ	病			院	箇所		
人	死			者	人				道			路	箇所		
的	行	方 不	;明	者	人				橋	り	ょ	う	箇所		
被	負貨	重		傷	人				河			Ш	箇所		
害	傷者	軽		傷	人				港			湾	箇所		
					棟				砂			防	箇所		
	全			壊	世帯			0	清	掃	施	設	箇所		
					人				崖	<	ず	れ	箇所		
					棟				鉄	道	不	通	箇所		
	半			壊	世帯				被	害	船	舶	隻		
住					人				水			道	戸		
宅					棟				電			話	回線		
被	_	部	破	損	世帯			他	電			気	戸		
害					人				ガ			ス	戸		
					棟				ブロ	ュッ	ク塀	等	箇所		
	床	上	浸	水	世帯										
					人										
					棟			り	災	世	帯	数	世帯		
	床	下	浸	水	世帯			り	災		者	数	人		
					人			火	建			物	件		
非	公	共	<u></u> 建	物	棟			災発	危		険	物	件		
住家	そ	T,)	他	棟			生	そ		の	他	件		

	区 分		被	害	都 対	Ħ	T.L.				
公	立文教施設	千円			- 都 対 道 策	名	称				
農材	木水産業施設	千円			県本	設	置		月	日	時
公	共 土 木 施 設	千円			害部	解	散		月	日	時
その	の他の公共施設	千円			災 設						
	小 計	千円			害 置						
公共	施設被害市町村数	団体			対市策町						
	農業被害	千円			本村						
そ	林業被害	千円			部名		計			団体	
	畜 産 被 害	千円			災適						
の	水 産 被 害	千円			害用						
他	商工被害	千円			救 市 救 町						
le.					助 _村 法 名						
					伝 名		計	, <u>,</u>		団体	
	そ の 他	千円			消防職員	出動延	人数	人			
被	害 総 額	千円			消防団員	出動延	人数	人			
備	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状										
考	その他(避難の勧	告・	指示の状況)								

2. 火災・災害等即報要領に基づくもの

以下、火災・災害等の報告について記すもので詳細は、「火災・災害即報要領」に基づき報告するものとする。

(1)即報の区分、対象及び様式

火災・災害等即報の区分、対象及び様式は次のとおりとする。

- ① 火災等即報 ・・・・・・・ 第1号様式及び第2号様式 火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。 特定の事故とは、石油コンビナート等特定防災区域内の事故、危険物に係る事故、原子 力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故とする。
- ② 救急・救助事故即報 ・・・・ 第3号様式 救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事 故については、省略すること。
- ③ 災害即報 ・・・・・・・ 第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、①火災等即報、②救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りでない。

また、消防機関等への即報が殺到した場合については、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

注:第4号様式(その2)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況を報告する場合の当初の段階で被害 の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合には、本様式を用いること。

(2) 災害即報基準

災害即報については、次の基準に該当するものについて報告すること。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、 全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①~④の用件に該当する災害に発展する おそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4位上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認め られるもの

土口

55

編

			弔		辩	
報告日時	年	月	日	時	分	
都道府県						
市 町 村 (消防本部名)						
報告者名						

消防庁受信者氏名

※特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他	
出火場所		
出 火 日 時 (覚知日時)	月日時分(鎮圧日時) (有日時 (月日時分) 鎮火日時 月日時	分) 分
火元の業態・ 用 途	事業所名(代表者氏名)	
出火箇所	出火原因	
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 原者 重 症 中等症 人 軽 症 人	
建物の概要	構造 建築面積 階層 延べ面積	m² m²
焼 損 程 度	焼損 (単) (棟) (株) (株) </td <td>m² m² ha</td>	m² m² ha
り災世帯数	世帯 気 象 状 況	
消防活動状況	消防本部(署)台人消防団台人その他(消防防災ヘリコプター等)台・機人	
救急・救助 活動状況		
災害対策本部 等の設置状況		
その他参考事項		

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

石油コンビナート等特別防災区域内の事故 危険物等に係る事故 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故

報 報告日時 月 年 日 時 分 都道府県 市町村 (消防本部名) 報告者名

第

消防庁受信者氏名

	1		
事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏.	えい 4 その)他()
発 生 場 所			
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他
発 生 日 時	月日時分	発 見 日 時	月 日 時 分
(覚知日時)	(月日時分)	旗 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法		気 象 状 況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他(4 可燃性ガス	物質名
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施	設 3 高圧ガス	施設 4 その他()
施設の概要		き険物施設の 区 分	
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)	人 負傷者	套等 人(人) 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)
		出場機	関 出場人員 出場資機材
		事 自衛防災約	
		事業は同防災約所を	
消防防災 活動状況		1 - ()	他 人 台
及び		消防本部(制	<u> </u>
救急・救助活動 状況			大
		消防防災へリコフ海上保安	
		自衛	隊人
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	その	他人
災害対策本部 等の設置状況			1
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれてい ない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

			第		報
報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村					
(消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害	
発 生 場 所		
発 生 日 時 (覚知日時)	月日時分別第知方法	
事故の概要		
	死者(性別・年齢) 負傷者等 人(人)	
死 傷 者	ままれる	
	不明 人 【軽 症 人(人)	
救助活動の要否		
要救護者数(見込)	救助人員	
消防·救急·救助 活動状況		
災害対策本部 等の設置状況		
その他参考事項	I Į	

- (注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1) 報告日時 年 月 日 時 分 (災害概況即報) 都道府県 市町村 消防庁受信者氏名 (消防本部名) 報告者名 巛宝夕 (笄 部)

	発生場所				発生	日時	月	目	時	分
災害の概況										
L.L.	死	者人	重傷	人		全壊	棟	床上浸水		棟
被 害	人 的 被 害 不	明人	軽傷	住被人	家害	半壊	棟	床下浸水		棟
の 状	119 番通報の件		1			一部破損	棟	未分類		棟
況	119 番. 一种 119 金.	- 奴								
	災害対策本部 設 置 状	等の (都道 況	 的原则			(市町村)				
応急対策の状	消防機関等活動状態	等につい 等 の 元	消防本部、消防団、 、て、その出動規/						応援消防2	常
況	自衛隊派 要請の状	遣 況								
	その他都道府県		満じた応急 対	才策						

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

四第
$\overline{}$
_
6
(1)
棒式
卟
4
衹

(避難勧告等の発令状況)

都道府県名

十十十分	半 排瓣	(緊急)	発令日時	避難勧告	勧告	発令日時	避難準備・高齢	避難準備・高齢者等避難開始	発令日時
10000000000000000000000000000000000000	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(%)	轴 日쐯 期	対象世帯数(※)	対象人数(%)	解除日時
※ 対象世帯数	対象世帯数等を確認中の場合は、		空欄にせず「確認中」と言	と記載すること。					

第4号様式(その2) (被害状況即報)

第 1 編 総 則 防 第 対 2 策 編 災害予

害応急対策 第3編 地震災

災害応急対策 風水害

災害応急対策 第5編 事故等

旧•復興対策第6編 災害復

震防炎対策推進計画 附属2 南海トラフ地

編

			大次即報 1	<u> </u>			T				*1				
都	道月	舟 県						区	I		分		被		害
			災害名	Ţ				田田	流失	・地	里没	ha			
災	害	名	竺		土口				冠		水	ha		_	_
報	• 告 看	番 号	第	E .	報	ر مسلم المواديد الم		,km	流失	モ・増	 里没	ha			
			(月	日	時現在)		畑	冠		水	ha			
報	告者	者 名						文	教	施	設	箇所			
	区		分		被	害	そ	病			院	箇所			
ı	死		者	人				道			路	箇所			
人的	行	方 不	明者	人				橋	り	ょ	う	箇所			
被害	負傷	重	傷	人				河			JII	箇所			
	者	軽	傷	人				港			湾	箇所			
				棟				砂			防	箇所			
	全		壊	世帯			の	清	掃	施	設	箇所			
				人				崖	<	ず	れ	箇所			
				棟				鉄	道	不	通	箇所			
	半		壊	世帯				被	害	船	舶	隻			
住				人				水			道	戸			
				棟				電			話	回線			
家	_	部	破 損	世帯			他	電			気	戸			
حاجيا				人				ガ			ス	戸			
被		_	_	棟				ブロ	ロッ	ク塀	辛等	箇所			
害	床	上	浸水	世帯											
				人											
				棟			り	災	世	帯	数	世帯			
	床	下:	浸水	世帯			り	災	者	当	数	人			
				人			火	建			物	件			
非住	公	共	建物	棟			災発	危	険	À	物	件			
宝家	そ	の	他	棟			生	そ	T,)	他	件			

	<u> X</u>		ク	ヷ		傚	書	•		付り		
公	立文	文 教	施	設	千円					道 府		
農林	木 水	産業	業 施	設	千円				災等	県		
公	共 士	: 木	施	設	千円				害の	市		
その	他	の公	共 施	記設	千円				. 対設 策置			
	小		計		千円				本状	町		
公共	施設	被害同		寸数	団体				部 況			
	農	業	被	害	千円							
	林	業	被	害	千円					村		
そ	畜	産	被	害	千円							
の	水	産	被	害	千円				災適			
	商	エ	被	害	千円				害用			
他									教 町		計	団体
									助 _村 法 名			
	そ	O.)	他	千円							
被	害		念	額	千円				119番		 - 数	
災害の概況									l			
応急対策の状況	消防機関等の活動状況自		1、活動	動状況	等を記	団、消防防炎		コプター	、消防組織法領		こ基づく応援消防本部	等について、その出動
※ 1 ※ 2	1 1	9番	通報	の件						华、3	0件、50件(5	50件を超える場

都

区

分

被

害

合は多数)と記入すること。

編

資

資料 8-5 災害復旧に伴う国の財政援助等

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。

中, 松	国の貝	才政援助等
事業	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処する為の特別の財政援 助等に関する法律(以下「激甚法」と 言う)第3条第1項第1号
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	激甚法第3条
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	激甚法第3条第1項第3号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条第1項第4号
社会福祉施設災害復旧事業 保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設	予算補助	激甚法第3条第1項第5項~第9号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び感 染症予防事業	予算補助	激甚法第3条第1項第10号及び第1 1号
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		激甚法第3条第1項第12号及び第1 3号
湛水排除事業		激甚法第3条第1項第14号
農地等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国 庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
天災による被害農林水産業者等に対す る資金融通	天災による被害農林水産業者等に対す る資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による被害関係保 証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金 助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業		激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第16条
私立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関する 負担の特例		激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助		激甚法第21条
災害(罹災者)公営住宅整備事業	公営住宅法	激甚法第22条
雇用保険法による求職者給付の支給に 関する特例	雇用保険法及び労働保険の保 険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

資料 8-6 自衛隊派遣要請書様式等

○ 知事への要求書様式

文書番号 年 月 日

大阪府知事 様

高石市長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。

記

- 1 災害の情況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

文書番号 年 月 日

大阪府知事 様

高石市長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請の要求日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請を要求する事由
- 4 その他参考となるべき事項

資料 8-7 緊急通行車両確認申出書等

別記様式第3 (第6条関係)

大阪	府 知	事 殿	年	月	日
		緊急通行車両確認申出書			
		申出者 住 所			
		氏 名			
番号標にている番	:表示され 号				
急輸送を	用用途(緊 · 行う 車両 は、輸送人 名)				
活動	地域				
車両の	住 所	()	局		番
東両の使用者	氏名又は 名 称				
緊急	住 所	()	局		番
連絡先	氏名又は 名 称				
備	考				

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第6(第6条の3関係	<u> </u>
大阪府知事殿	年 月 日
緊急通行車	正両確認標章・証明書記載事項変更届出書
	申出者 住 所
	氏名
番号標に表示されている番号	
標 章 · 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変更の理由	
備考	

用紙は、日本産業規格 A4 とする。

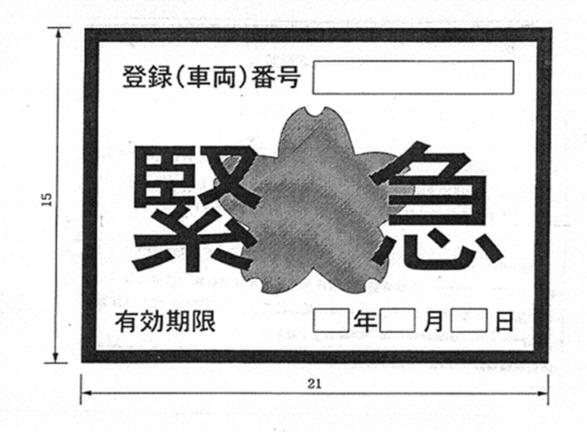
編

震防炎対策推進計画 附属2 南海トラフ地

大阪府知事殿		年	月	日
緊急通行車両確認	標章・証明書再交付申	⇒出書		
	申出者 住 所			
	氏 名			
番号標に表示されている番号				
標章 • 証明書番号				
交 付 年 月 日				
再交付申出の理由				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第3 (第6条関係) (平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、 「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに 年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

編

資料 8-8 罹災証明書(統一様式)

【留意事項1】

(項目の削除)

1 項目の削除も可能ですが、「申請者(世帯主)」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

(項目の追加)

2 次ページ(留意事項2)を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

(項目の編集)

3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

(写真を活用した被害区分の判定)

4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を 判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ(例1)の「写真による被害区分 の判定」欄を追加してください。

(現地調査を省略できる場合)

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- (参考1「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照)
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- (参考2「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照)
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式(※)による一部損壊の判定を行う場合
- (参考3「被害が軽微なものの取扱い」参照)
- (※) 自己判定方式とは、「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式(現地での被害認定調査は省略)を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないように ご留意ください。

第
1
編
総
則

害応急対策第3編 地震

災害応急対策 第4編 風水害

災害応急対策第5編 事故等

資

【留意事項2】(追	a加項目の記載例(例示であり、これらに限りません))
(例1)写真による	被害区分の判定
写真による 被害区分の	□ 希望する(写真を添付)
判定(※)	□ 希望しない

- ※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望 する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
 - ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
 - ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
 - ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
 - (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分の
- うち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります) ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

(例2)被災住家の世帯構成員

	氏 名	続柄	生年	月日		性別	備考
		世帯主	年	月	日		
被災住家の			年	月	日		
世帯構成員			年	月	日		
			年	月	日		
			年	月	日		

(例3)	住家以	し外の	被害
------	-----	-----	----

住家以外の
被害

例4)	罹災証明書の必要枚数
-----	------------

罹災証明書の
必要枚数

枚

(例5)罹災証明書の使用目的

罹災証明書の	
使用目的	

(例6)被災住家に関する情報の内部利用の同意確認

住家に関す	`る
情報の内部	钌
利用同意	闌

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の 所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

□ 確認しました

(例7) 羅災証明書の交付方法

	□ 郵送(住所:)
	(宛先:)
罹災証明書 の交付方法	□ 窓口(○○市本庁舎)	
	□ ○○避難所	

編

罹災証明申請書

○○ 市(区·町·村)長 **令和**○ 年

令和○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 000-000-0000 電話番号 (現在の連絡先) 申請者 同上 同上 (世帯主) 電話番号 ふりがな) 000 000 ※追加可能 氏 名 00 00 生年月日 平成〇年〇月〇日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要) 氏名 OOO OOO 申請者との関係

罹災原因 令和〇 年 〇 月 〇 日の 大雨 による

被災住家[※]の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)

〇〇市〇〇町△丁目△番△号

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害

☑ 浸水被害 (☑床上 □床下) ☑ その他被害(以下に記入)

がけ崩れによる土砂が室内に流入した

写真による 被害区分の 判定(※) ☑ 希望する(写真を添付)

□ 希望しない

- ※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
 - ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
 - ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
 - ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分の うち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)
- ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明申請書

		市(区•町•	村)長		年	月	日
		_	_				
	住 所						
				電話	番号		
申請者	(現在の連絡先)					
(世帯主)				電話	番号		
	(ふりがな)			.011			
	氏 名						
窓口に	住 所						
来られた方				電話	番号		
(申請者と 同じ場合は	(ふりがな)						
記入不要)	氏 名			申請	者との関係		
罹災原因	全	手 月	l	日の		による	
TE J (M LE			,			, -0.0	
☆巛♪☆※の							i
被災住家 [※] の 所在地							
パ1エゼ (申請者住所と							
同じ場合は							
記入不要)							
※住家とは、現実 のことをいいま		生活の本拠として					建物
な中の地中	□ 浸水	被害 (口床上	口床下)		その他被害の	(以下に記入)	
住家の被害							
	,						,
┛ ┛(追加項目)	• ■ (留意事項	2を参考に、必	必要な項目が	「あれば追	加してくださ	زر،)	i
	·						'

編

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

・必須記載事項(太枠部分)については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

(具体例)

- ✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする
- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式(ただし、同じ表記を使用)でも構いません。
- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称(「被災証明書」等)とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、 事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事 項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被 災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載 事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可 能です。

(具体例)

- ✓「追加記載事項欄①」: 世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報 ※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、 その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓「追加記載事項欄②」:被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓「追加記載事項欄③」: 住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

(参考) 再調査について

・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「令和2年度における被災者支援の適切な実施について」(令和2年4月23日府政防第867号)や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和2年3月内閣府(防災担当))等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

(記載例)

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号			
世帯主氏名	ОШ ОЯ			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢	
	ОЩ ОЯ	世帯主	00	
	〇山 〇子	妻	00	
	ОЩ ОЭ	子	00	

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の	〇〇豪雨 による	
------	------------	----------	--

被災住家 [※] の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号					
住家 [※] の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 ☑半壊 □準半壊に至らない (一部損壊)					
浸水区分	床上浸水					

[※]住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

罹災証明書

世帯主住所					
世帯主氏名					
(追加記載事項欄①)					
罹災原因		年	月	日の	による
被災住家 [※] の 所在地					
住家 [*] の被害の 程度	□全壊	□大規模	半壊 □中	中規模半壊	□半壊 □準半壊 □準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)					
					ていることをいう。)のために使用してい の応急修理等の対象となる住家)
(追加記載事項欄③)					

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市長